

生活福祉委員会記録

○開催日時

令和5年3月10日 午前10時～午後5時44分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（9人）

委員長	阿久根 憲 造	委員	中 島 由美子
副委員長	犬 井 美 香	委員	下 園 政 喜
委員	瀬 尾 和 敬	委員	帯 田 裕 達
委員	井 上 勝 博	委員	委 員 落 口 久 光
委員	川 添 公 貴		

○その他の議員

議 員	森 永 靖 子	議 員	森 満 晃
議 員	成 川 幸太郎	議 員	坂 口 正 幸

○説明のための出席者

市民安全部長	上 戸 理 志	保険年金課	山 元 茂
次長（危機管理担当）	遠 矢 一 星	医療対策監	古 里 洋一郎
市民課長	東 田 幸 一	市民健康課長	黒 木 諭
防災安全課長	堂 元 光 信		
原子力安全室長	宮 田 高 敬	消 防 局 長	佐 多 孝 一
環 境 課 長	奥 平 幸 雄	消 防 総 務 課 長	松 下 直 生
課 長 代 理	原 暢 幸	専 門 職	福 元 義 一
主幹兼生活環境グループ長	村 岡 実	課 長 代 理	徳 重 博 文
主幹兼廃棄物対策グループ長	下 川 吉 幸	警 防 課 長	濱 田 浩
税 務 課 長	山 口 隆 雄	予 防 課 長	森 山 勝 男
収 納 課 長	国 分 修	通 信 指 令 課 長	元 島 猛

市民福祉部長	小柳津 賢 一	水 道 局 長	今 井 功 司
障害・社会福祉課長	紙 屋 一 朗	経 営 管 理 課 長	橋 口 公 男
主幹兼障害福祉グループ長	家 吉 竜 二	上 水 道 課 長	今 村 淳 一
高齢・介護福祉課長	中 俣 賢一郎	東 部 担 当 主 幹	田 代 正 文
保 護 課 長	新 川 皇 祐	下 水 道 室 長	松 野 信 作
子 育 て 支 援 課 長	福 森 ひとみ		

○事務局職員

議 会 事 務 局 長	道 場 益 男	課 長 代 理	前 門 宏 之
議 事 調 査 課 長	川 畑 央	議 事 グ ル ー プ 員	山 口 仁 美

○審査事件等

付 託 事 件 名	所 管 課
議案第34号 令和5年度薩摩川内市一般会計予算 議案第47号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	消 防 総 務 課 警 防 課 予 防 課 通 信 指 令 課
議案第22号 薩摩川内市都市下水路条例の一部を改正する条例の制定について 議案第23号 薩摩川内市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第34号 令和5年度薩摩川内市一般会計予算 議案第35号 令和5年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計予算 議案第36号 令和5年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計予算 議案第44号 令和5年度薩摩川内市水道事業会計予算 議案第45号 令和5年度薩摩川内市簡易水道事業会計予算 議案第46号 令和5年度薩摩川内市下水道事業会計予算 (所管事務調査)	経 営 管 理 課 上 水 道 課 下 水 道 室
議案第34号 令和5年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	市 民 課 防 災 安 全 課 原 子 力 安 全 室
議案第16号 薩摩川内市環境保全条例の一部を改正する条例の制定について 議案第34号 令和5年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	環 境 課
議案第34号 令和5年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	税 務 課 収 納 課
議案第20号 薩摩川内市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第34号 令和5年度薩摩川内市一般会計予算 議案第41号 令和5年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算 (所管事務調査)	市 民 健 康 課
議案第34号 令和5年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	障 害 ・ 社 会 福 祉 課
議案第34号 令和5年度薩摩川内市一般会計予算 議案第42号 令和5年度薩摩川内市介護保険事業特別会計予算 (所管事務調査)	高 齢 ・ 介 護 福 祉 課 (障 害 ・ 社 会 福 祉 課)

<p>議案第17号 薩摩川内市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第34号 令和5年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)</p>	<p>保 護 課</p>
<p>議案第18号 薩摩川内市の附属機関に関する条例及び薩摩川内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第19号 薩摩川内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第34号 令和5年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)</p>	<p>子 育 て 支 援 課</p>
<p>議案第21号 薩摩川内市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第34号 令和5年度薩摩川内市一般会計予算</p> <p>議案第40号 令和5年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計予算</p> <p>議案第43号 令和5年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計予算 (所管事務調査)</p>	<p>保 險 年 金 課 (税 務 課) (収 納 課)</p>

△開 会

○委員長（阿久根憲造）ただいまから生活福祉委員会を開会いたします。

本委員会は、本日と13日の2日間の審査を予定しておりますが、お手元の審査日程により審査を進めることとし、本日は、可能な限り審査を進めることとし、進捗状況により後ほど判断したいと考えております。

ついては、そのように審査を進めるということで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）御異議ありませんので、お手元の審査日程により、審査を進めてまいります。

ここで、傍聴の取扱いについて申し上げます。現在のところ、傍聴の申出はありませんが、会議の途中で傍聴の申出がある場合は、委員長において、随時許可いたします。

△消防局の審査

○委員長（阿久根憲造）それでは、消防局の審査に入ります。

△議案第34号 令和5年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（阿久根憲造）まず、議案第34号令和5年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○消防総務課長（松下直生）令和5年度薩摩川内市各会計予算調書の218ページを御覧ください。

上段の常備消防一般管理費については、前年度比較で8億4,412万円の増額です。

その主なものは、北薩3消防本部通信指令センターシステム及び消防救急デジタル無線設備構築事業、構築に伴う契約支援業務委託、監理業務委託の8億2,675万4,000円の予算計上によるものであります。

北薩3消防本部指令センター整備事業ですが、指令センターシステム及び無線構築と監理業務は、令和5年度、令和6年度で実施する予定であります。その2事業費は、約27億5,000万円、それを今回追加補正でお願いいたしました債務負

担行為により、2か年の一括契約での執行をする予定であります。年割は、令和5年度が8億2,478万7,000円、令和6年度が19億2,450万2,000円です。

令和5年度の事業内容は、指令センター及び無線構築につきましては、打合せ段階で決定したパソコン、サーバー、指令台などをメーカーで製造・開発、プログラムやシステムの設計を機器に入力などを行うものです。監理業務につきましては、仕様書提出時に提出された技術提案内容及び調達仕様書に基づき、こちらの意向・意思が十分に反映されたシステム構築が行われているのか監理を行うものです。

次に、下段の常備消防車両管理費については、前年度と同内容の予算計上となっております。

次に、219ページを御覧ください。

上段の非常備消防一般管理費については、前年度比較で2,733万4,000円の減額です。その主なものは、消防団の消防ポンプ操法大会が行われなかったための報酬、費用弁償等が減額となるものであります。

下段の非常備消防車両管理費は、前年度と同内容の予算計上となっております。

次に、220ページを御覧ください。

上段の常備消防施設費では、前年度比較で2,120万円の増額です。その主なものは、南部分署非常用発電設備改修工事の設計業務と地質調査業務の委託、西部消防署女性用仮眠室設置工事設計業務委託、東部消防署女性用宿直室設置工事、西部消防署の外壁塗装工事の予算計上によるものであります。

下段の常備消防車両等購入費では、前年度比較で1億5,763万5,000円の減額です。前年度は、中央消防署に配備しております救助工作車1台と消防ポンプ自動車1台の合計2台を更新しましたが、今年度は、南部分署高規格救急自動車1台のみの更新により、減額となるものであります。

次に、221ページを御覧ください。

上段の非常備消防施設費では、前年度比較で2,000万円の減額です。前年度は、朝陽分団朝陽部の車庫詰所解体工事及び新築工事の計上でしたが、今年度は、樋脇中央分団塔之原部車庫詰所新築工事設計業務及び地質調査業務委託、防火

水槽整備工事の予算計上により減額となるものがあります。

下段の非常備消防車両等購入費では、前年度比較で3,449万円の減額です。消防団の更新車両、消防ポンプ自動車1台の減と小型動力ポンプ普通積載車2台の減によるもので、消防ポンプ自動車2台、小型動力ポンプ普通積載車1台及び小型動力ポンプ1台、消防ホースを計上しました。

続きまして、歳入について御説明いたします。

予算調書73ページを御覧ください。

消防局所管分の歳入は、消防使用料から雑入までで、雑入の4番目に記載の北薩3消防本部指令センターシステム構築事業負担金は新規事業で、さつま町消防本部及び阿久根地区消防組合分の負担金となります。

その他の歳入は、前年と同様の予算計上となっております。

○委員長（阿久根憲造） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） 通信指令センターシステムのことなんですけれども、以前からちょっと懸念するのは、地理にやっぱりたけていないと、現地の消防車や救急車などに案内をするのに不案内だということがあったらまずいということが一番心配されるわけですが、一般質問でも下園議員からそういう質問がされたと思うんですけれども、例えば、阿久根市の消防署に指示をする場合、阿久根市の救急車や消防車よりも、要するに詳しくないと、どこですかと聞かれたときに、あたふたするようなことがあってはならないと思うんです。

この通信指令センターに勤務される方は、阿久根市の方もいらっしゃるわけでしょうからから、そういう方が指示をされたりというふうになるのかなと思うんですけど、その辺のシステムの考え方ということがどういうふうになっているのか。そこのセンターにいらっしゃる方々は、阿久根市であろうが、薩摩川内市であろうが、さつま町であろうが、みんな周知している、よく分かっていると、そういう訓練をするんだという考え方なのか。それとも、やっぱりそれには限界があるから、その地域について詳しい方を担当するというふうにするのか、その辺の考え方を教えていただけますか。

○消防総務課長（松下直生） 今、御質問のことは、指令センターの職員が、どのような地理水利が分かるかということだと思いますが、協議をいたしまして、必ず関係団体の職員が勤務するように協議いたしました。

つまり、さつま町消防本部の職員、阿久根地区消防組合の職員は必ず1名以上常駐し、薩摩川内市の職員はもちろん常駐いたします。その開始前までは、十分デモ機等で訓練をしながら、また、システムが構築できたら、事前に十分研修をして対応したいと考えております。

○委員（井上勝博） そうすると、やはりその地理に詳しい方が必ずいらっしゃるというか、エリアごとにやっぱり詳しい方がいらっしゃるという考え方で進めていると。

そうすると、その方が例えば何人いるのかということが大事になってくるわけで、24時間体制でしようから、この間人数をおっしゃったと思うんですけれども、仮に何か事故があったり病気になったりとかというときにも、カバーできるのかどうかということについても検討はされていますか。

○消防総務課長（松下直生） その辺についても検討はしております。十分研修をしながら機器の取扱いなどをして、また今後も十分協議を進めたいと考えております。

○委員（井上勝博） もう一つ、例えば救急車を呼ぶとか、消防車を呼ぶとかという場合に、私の経験で前言ったことあるんですけれども、周りに目印がない場合というのがあるんです。携帯から119番したときに、目印がない場合に、GPS機能か何かを使うという場合もあると思うんです。ただ、GPSをオンにしているか、オフにしているのかという問題も出てくるわけで、そこら辺についてはどんな考え方で対処するという事なんでしょうか。

○通信指令課長（元島 猛） 現場の特定につきましては、今現在も、もし携帯で連絡をされて、GPSが使えるときにはGPSの設定をしていたら、それで確認をしたり、あとは詳細な場所、メインの例えば県道とか、そういうところから山林のほうに入っていきますと、入り口のどこから入るかとか、そういうところもずっと確認しながら、現場の特定が少しでも早くできるように対応

しております。

令和7年度以降もそのような形で、少しでも早く現場の確認ができるように対応していきたいと思っております。

○委員（井上勝博）分かりました。実際、私も経験したことがあって、周りに目印があったにしても、指令センターの方が、場所が分からんということがあったもんですから、そこが本当に一刻を争うときというのは、本当にもうパニック状態になるんです。それなので、そこはそういうことがないように、十分に今のうちにやっぱり検討を重ねていただきたいと思えます。よろしく願います。

○委員（下園政喜）ここに、ポンプ車が2台、積込車が1台、新車が入ると書いてありますけれども、どこに入るんですか。

○消防総務課長（松下直生）消防ポンプ車につきましては、川内中央北分団上川内部、亀山部です。普通積込車につきましては、高城東分団高城部の予定でございます。

○委員（下園政喜）納車の仕方なんですけれども、ただ詰所に持ってきて置いてあったということを知ったんですが、昔であれば分団長、部長以上は呼ばれて、そして車の引渡し式というのをされとったんですけども、コロナでできていないのか、今後もしていかないのか。何か高価な車が入ってきて、昔、相当認識を新たにすることということで、みんなが集まって、使用説明やら受けたことがあったんですけど、今後も一切されないんですか。

○消防総務課長代理（徳重博文）更新車両の納車のときには、必ず関係部の団員の方にお越しいただいて、取扱い説明を行っております。今年度分についても、そうしております。

もしかしたら、取扱い説明に来られていない団員の方が、直接こちらから説明をしていないので、そういうふうには受け取られたのかもしれませんが、必ず納車前には取扱い説明は実施しているところですよ。

○委員（下園政喜）今回、川内西方面隊に2台新車が入ってきて、その後援会長らも、「新車が入った」というぐらいしか認識がないもんですから、せっかく高価なものを買っていただくんだから、分団長も知らなかったと、「こんなこ

とがあるか」と僕は言うたんですけど、その辺を徹底してやっていただきたいと思えます。

○委員（川添公貴）この指令センターのシステムの改修と救急デジタル無線についてお伺いしたいと思うんですけど、昔質問したこともあるんですけど、希望者が要支援者、要救護者等々の希望があったときに、モニターに表示できるように神戸市の消防局はなっていたんです。私は要介護1ですよ、2ですよとかというのが、もう自分でお願ひしますという登録表示ができるようになっていて、それがうちの消防局においてもできないかと過去に質問したと思うんですけども、今回、新たな設備を入れられるに当たって、やはり私は既往症があって、こういう既往症ですから登録お願ひしますよとかという、要支援が必要ですよというのが登録してあって、モニター上に表示されていれば、救急が入ったとき、この方はこういうことがあるよねということで、搬送先が即座に対応できるとかということができるといいんですけども、そのようなシステムに今度されるのかどうか。もしそこに改善の余地があれば、これから予算を増やしてでもそういう改善の余地を、新しいのにしていただければいいのかなと思う、この質問が1点。

それから、これもまたよそなんですけれども、出勤時間の短縮のために、ちょっと隊員の方はものすごく大変なんですけれども、例えばここから東郷に走っていきますよね、東郷から済生会まで運んできて、中央署に帰る途中で救急の依頼があったときには、その消防車がまっすぐ局に帰らずに行くシステムがあるんですけども、広域になってくると——3市町広域ですよ、特にそのような対応をしていただけるような体制、このデジタル指令センターの中で、隊員の方はちょっと激務になるんですけども、そういう体制を考えた方向でやっていけるのかどうか。もう一つは、消防車の数を増やして、単独で行って次を走らせるというのが一番早いんですけども、数の制限がある以上はそういう模索を、今回こういう形でやっていけるのかどうか、この大きく2点教えてくださいませんか。

○消防総務課専門職（福元義一）まず、質問の1点の支援情報の入力等でございますけれども、これにつきましては、支援情報のシステムがあり

ますので、その支援情報のところを開くことによって、ここの建物については要支援の方がいらっしやるとか、そういう構築をしていきたいとは考えております。

それと、2点目の出場関係のところでございますけれども、帰署中にまた次の災害が発生した場合は、動態管理を全ての車両で行っていますので、一番近い車両を選別して出場できる体制を整えておきますので、帰る途中で出場が可能であれば、その消防車両、救急車両をすぐ選定して出場できる体制となっております。

○委員（川添公貴） 了解しました。参考までにそれを見させていただいたときに、モニターを見せてもらったんですけど、そこに全部出ているので、隊員の方も、それから搬送先も即座に判断できるというシステムを構築されたということなんで、精度を上げていただいて、予算がいるのであれば、システム改善が必要であれば、また補正を組んでも、これからのことですからつくっていただければ、これから高齢化社会なんで、隊員の負担が増えてはきますけれども、そういうことをすることによって若干負担が減るのかなと思えますので、足らないときは補正を出すなりしていただければ。

それから、途中で走るのが行ける体制を取られるということなんで、というのは広域になってしまうと、薩摩川内市内だけ見ていけばいいんでしょうけれども、例えば阿久根市の消防車が走ってきますよね、それが帰る途中で、仮に薩摩川内市の消防車が出勤中だった場合に、この長島の消防車を使えば早いよねということも考えられる可能性があるし、今、さつま町もよく運んでくるんですけども、これを使えば早いよねという可能性もあるんで、これからの課題だと思うんですけども、広域的に見れる体制をもう一回構築してもらえればありがたいと思っています。

○委員（帯田裕達） 樋脇中央分団塔之原部車庫詰所新築工事設計業務委託及び地質調査業務委託というのがありますが、この地質業務を含めて、もうちょっとここを詳しく教えてください。

○消防総務課長（松下直生） 樋脇塔之原部の工事につきましては、建物が設置からちょっと経過しておりますので、何年に設置したかというものから判断して、管内の消防団詰所の工事をする

ようにしております。

工事を設計するに当たりまして、やはり工事に地質調査が必要ですので、本年度、設計と地質調査を行って、来年度、工事の予算計上をしたいと思っております。

○委員（帯田裕達） なぜこの質問をしたかというと、例えば消防局はそうやってそういうシステムを新しくして、例えば人口減とか予算の面があって、指令室を一緒にしようというような計画だと思うんですね。消防分団も、例えば団員が足りない、人口減で人が少なくなる。そうしたら、例えば新しく詰所を設計しなきゃならないというのは私も同じです。

ただ、その場所が、例えば将来、河内分団とか、それから岩下分団とかありますよね、分団が。それを将来、統廃合しようと思う考えがあるんだったら、しなけりゃならないと私は思っているんですよ。だったら、樋脇支所周辺に土地もありますから、出勤しやすい場所があるわけですよね。統廃合したらもうちょっと大きくせんないかん、車庫も大きくせんないかんという考えとか計画はないんですか。

○警防課長（濱田 浩） 今、団員が今後少なくなっていく、あるいは地域の人口減少等々ありますので、当然消防団の車庫詰所、今65か所確かあると考えているんですが、そこについても今後の統合を見据えながら、しっかりと統合になった場合に、新たに新築したものが無駄になることがないように考え方で、今後は計画を進めていきたいと考えております。（15ページの発言により訂正済み）

ただ、現時点では、まだ詰所の統合、あるいは部の統合という部分で議論が進んでおりませんので、今後の計画の中では、確実に新しく造っていく詰所が無駄にならないような形で対応できるように、協議を進めていきたいと考えております。

○委員（帯田裕達） そういうことでしょうか。今、急に言われたわけですからね。

でも、例えばそこの塔之原分団を建て替えようと思うんだったら、そういうことも考えて、もうちょっと大きくして造っておこうとか、それはできるわけですよね。将来は、絶対これはやってくることなんですよ。例えば分団がいなけりゃそもそも詰所は必要でなくなるし、例えば消防自動車

の数も少なくなってしまうかもしれないけど、その辺は消防局でちゃんと考えて、この前も入来の大馬越かどこか造り替えようという計画もあったんですけど、そこ辺も含めて、将来消防団の詰所がどうあるべきなのかというのを大きな点で捉えてしないと、もう今、そういうことがないように、無駄にならないようにというけど、無駄になるような気がするんですよ、今度のこの詰所の件でもです。

だから、そこ辺はもうちょっと、当局側で話し合いをして、こういうことはどうあるべきかというのを、ちゃんと考えて進めていただきたいと思います。お願いします。

○警防課長（濱田 浩）今、非常に大事な御意見を賜りましたので、今回の塔之原部の車庫詰所建築についてもしっかりと議論して、確実に将来、ここに造ってよかったよねと地域の方々に考えていただけるように対応させていただきたいと思います。

○委員（帯田裕達）さっき言ったように、樋脇の支所とかも土地もあると思います。それぞれの地域にあると思うんです、支所周辺。一番中心地にある場所のいいところで、さっき言ったように、出勤もしやすいし、活動もしやすいと思うんですよ。

だから、あそこの塔之原分団の郵便局のあの隣ですよ。どう考えても狭いし、隣には樋脇支所の車も停まっていますし、郵便局もどうしても動かせない。そうしたら、今で考えたほうが良いと思うんです、将来にわたって。出勤するのに道路からも見えないし、やっぱり将来は大変だと思いますよ。よろしくをお願いします。

○委員長（阿久根憲造）ほかに質疑はございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑はつきたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第47号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）次に、議案第47号令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○消防総務課長（松下直生）薩摩川内市一般会計予算書、予算に関する説明書、第1回補正の6ページをお開きください。

事項は、北薩3消防本部指令センター整備事業で、期間は令和6年度、限度額は19億2,450万2,000円です。

北薩3消防本部指令センターの整備事業につきましては、当初予算要求段階では、単年度事業で計画し、分割発注することで検討していましたが、工期が厳しい状況になると判断したことから2か年まとめて一括発注し、契約することで構成団体と調整いたしました。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

以上で、議案第47号令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算について質疑が終了しましたが、本案の討論・採決につきましては、議案第34号の討論・採決後に行います。

それでは、ここで、議案第47号の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（阿久根憲造）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○通信指令課長（元島 猛）それでは、委員会資料の2ページを御覧ください。

初めに、1の令和5年消防出初め式についてです。

今年も記載の日程で川内、上甑、下甑の3会場におきまして、令和5年消防出初め式を開催し、3会場を合わせて663名が参加いたしました。

続きまして、下段2のユリハナ君着ぐるみ完成披露についてです。

昨年5月に誕生しました消防局マスコットキャラクター、ユリハナ君の着ぐるみが年末に完成したことから、川内会場の出初め式におきまして、考案者であります川内商工高等学校美術部の生徒さんとともに、完成披露をさせていただきました。

また今後は、様々な機会を通して、ユリハナ君を活用しながら、火災予防のPRを進めていきたいと思えます。

続きまして、3ページを御覧ください。

3の文化財防火デーに伴う消防演習についてです。

貴重な文化財を火災等の災害から守るとともに、文化財の愛護に関する意識の高揚を図ることを目的としまして、文化財防火デーの1月26日木曜日に、樋脇郷土館及び下甕郷土館で立入検査を実施し、火気や消防用設備等の維持管理、避難管理状況などを確認することで、防火管理の重要性を認識していただきました。

また、藤川天神では、関係者及び関係機関と連携・協力し、消防演習を実施いたしました。

続きまして、下段の4、女性消防吏員活躍推進研修会についてです。

1月27日金曜日に、消防局多目的ホールにおきまして、女性消防吏員活躍推進研修会を開催し、当消防局及び北薩地区の近隣消防本部職員、合わせて85名が受講いたしました。

研修会の講師には、総務省消防庁の女性消防吏員活躍推進アドバイザーである熊本市消防局、松原亜沙美氏をお招きし、「生き生きと働ける職場を目指して」をテーマに、これまでの経験や取組事例などを詳しく紹介いただき、女性消防吏員の活躍推進について、より一層理解を深めることができました。

続きまして、4ページをお開きください。

下段の6、第42回消防職員意見発表会についてです。

2月28日水曜日に、消防局多目的ホールにおきまして、消防職員意見発表会を実施しました。

最優秀賞は、上甕分駐所の上宮田翔消防副士長が受賞し、本年4月に奄美市で開催されます鹿児島県消防職員意見発表会に、当消防局の代表として出場いたします。昨年、全国大会で最優秀賞を受賞しました鶴永消防士長に続き、2年連続の受賞ができるよう全国大会を目標に努力してまいります。

次の5から7ページにつきましては、後ほどお目通しいただきまして、8ページを御覧ください。

12の令和4年火災・救急統計についてです。

(1)の表になりますが、令和4年、火災は

41件発生し、対前年比10件の増。損害額は5,450万5,000円で、対前年比2,087万7,000円の減。

救急は4,667件発生し、対前年比623件の増となっております。右側にあります小さい表は、火災による死傷者数の表になります。死者2名、負傷者2名で、ともに建物火災において発生しております。

なお、死者2名につきましては、65歳以上の高齢者となっております。

次に、(2)の地域別火災発生状況です。

右側合計欄を御覧ください。最も多かった火災種別は建物火災で、20件発生し、対前年比で6件の増となりました。建物火災20件のうち、3段目に記載してあります住宅火災は12件で、対前年比で1件の増となっております。

次に多かったのが、その他火災で17件となっております。対前年比で4件の増。その他火災17件のうち15件が、草焼きの不注意による火災となっております。

次に、(3)の月別火災発生状況です。

表の最下段、前年比較に記載のとおり、5月、7月、8月は減少しておりますが、その他の月で全年と同数、もしくは増加していることから10件の増となったところです。

次に、(4)の地域別救急発生状況です。

表の最下段、前年比較に記載のとおり、入来、祁答院、鹿島地域で減少しておりますが、その他の地域では増加しております。

次に、(5)の月別救急発生状況です。

表の下から2段目、前年比較に記載のとおり、全ての月において増加しており、特に6月、8月、9月は100件以上の増となっております。

なお、表に記載はございませんが、救急の種別では、急病が56.8%で、転院搬送及び一般負傷を含めると全体の90%を占めております。

搬送された傷病者数は4,145人で、うち65歳以上の高齢者の割合が70.6%となっており、前年より1.17ポイント増加しております。高齢者の搬送割合につきましては、合併以降年々増加している状況となっております。

また、程度別では、医師の初診時において軽症、いわゆる入院を必要としない方の割合が30.7%で、前年より1.13ポイント増加して

おります。

今後も、引き続き救急車の適正利用について、周知・広報するよう努めてまいります。

次に、表の最下段にありますドクターヘリ要請ですが、昨年は73件要請しております。うち括弧内の18件が、救急隊到着後の判断または天候不良等でキャンセルとなった数値になります。

最下段、(6)の表は、令和3年の火災・救急件数等です。参考までに御覧ください。

続きまして、最後になります、9ページをお開きください。

13の令和5年火災・救急の発生状況についてです。

(1)の表に記載のとおり、2月28日現在、火災は8件発生し、対前年比2件の減。損害額は、まだ調査中で算入していない火災の分があります。暫定の数値として御覧ください。

救急は829件で、対前年比106件の増となっております。右側小さい表の死傷者数は、負傷者2名で、対前年比1名の増となっております。

次に、(2)の地域別火災発生状況です。

表の下から3段目、令和5年の欄を御覧ください。火災件数8件のうち、川内地域で6件、入来地域で2件発生し、その他の地域では発生しておりません。

なお、8件のうち建物火災は4件発生し、ほか4件はその他火災となっております。

次に、(3)の月別火災発生状況です。

表に記載のとおり、1月は3件、2月は5件発生し、対前年比はともに1件の減となっております。

次に、(4)の地域別救急発生状況です。

前年比較に記載のとおり、川内、入来、東郷、祁答院、下甌地域で増加しております。

次に、(5)の月別救急発生状況です。

前年比較に記載のとおり、1月が81件、2月が25件と、ともに増加しております。

また、ドクターヘリ要請につきましては、9件要請し、うち2件がキャンセルとなっております。

最下段、(6)の表は、令和4年の火災・救急件数等です。参考までに御覧ください。

○委員長（阿久根憲造） ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（瀬尾和敬） 先般、エディオンに行きましたら、消防局の職員さんがのぼり旗を持って防火思想の普及活動をしておられました。労をねぎらったところであります。

今日は2点お伺いしますが、まず1点目は、昨年の年末警戒のときに、祁答院の分団長さんが、AEDをこの消防詰所に配置してもらえないかということでありました。災害とかいろんなことがあったときに、真っ先に駆けつけるのが消防団の役目とすれば、AEDがあったほうが、何かと都合がいいんだけどもという話でありました。

私は即答できなかったのですが、今この場でお話しさせてもらっていますが、そういう可能性というのはいかなるもののでしょうか。全ての詰所にAEDを配置するということです。

○警防課長（濱田 浩） AEDの設置については、心臓、心室細動というのが起こり心肺停止になった場合に、非常に有効な手段であると考えております。

ただ、AEDについては、1機が30万円します。それについては、耐用年数が7年、それから、パッドについては、一つが8,000円、あとバッテリーについては、5年で耐用年数が来ますので、買い換えないといけないという状況はあります。

詰所について、先ほど申しましたとおり65か所ありますので、その全てに設置するとすると、非常に多くの予算がかかりますので、それらについては、あれば安心できるということもありますので、今後、十分議論を進めて、検討してみたいと考えております。（15ページの発言により訂正済み）

○委員（瀬尾和敬） ぜひ検討を進めていただきたいと思います。

消防の役目は、市民の生命・財産を守ることにありますし、77掛ける30万円と言われましたけど、何だかんだ入れると40万円と見ても、約3,000万円ぐらいあれば、薩摩川内市民の生命・財産をしっかりと守ることができるという安心にもつながりますし、ぜひこれは大きな視点で検討していただきたいと考えます。

もう一点は、野っ原とかに、火入れをするときに消防局とかに一応届けをしますよね。必ず指導があるのが、一人以上の人間で火入れをしてくだ

さいということなのですが、例えばそれが広大な面積のときには、一体どういうふうにすればいいのかという相談を受けたんですけれども、そういうときには、例えば消防団にお願いするとか、そんな手法を取らなければならないのでしょうか、これをお伺いします。

○警防課長（濱田 浩） これまでも、火入れにつきましても、当然許可を取っていただいた中でという部分もあります。

ただ、他の地域では実施されているときに、どうしても安心というものを得られないということもありまして、消防団の方に協力いただいて、火災にならないような形で対応されておりますので、そこはまた地域の消防団の方と十分話をさせていただいて、どのような対応を取って安全にできるのかという部分は、今後、話を進めていただければと考えております。

○委員（瀬尾和敬） では、私がおの人に伝えることは、まず消防局に申請して、そして広い面積であるので、消防団の協力をもらいたいというような、そういう申請の仕方をすればいいということでもよろしいですかね。

○警防課長（濱田 浩） 実際に、火入れというところになれば、消防署に届出をしてできる部分と、別に林務水産課のほうに許可が必要な場合もございますので、そこは事前に消防署のほうに御相談いただいた中で、それらを踏まえて、消防団の協力というところは話をさせていただきたいと考えております。

○委員（瀬尾和敬） 難しいんですね。パッと火をつけて、みんなで守って、延焼しないように頑張ろうとか、そんなふうにはいかないんですね。とにかく相談すればいいということでもよろしいですね。

○警防課長（濱田 浩） 事前に相談いただいて、その話を聞き取る中で、届出で済むのか、あるいは火入れ許可の申請をしないとイケないのかということも、判断をさせていただければと考えております。

○委員（落口久光） 幾つかあるんですけれども、まず、消火ドローンなるものについて、何か考えがあるのなら教えていただきたいなど。

今回の定例会の個人質問の中でも、高層施設の消火の件で、はしご車が届かないとかいろいろなの

があったんですけど、物理的にはあれ以上届くはしご車を造ってもらったにしても、相当安定性が悪くなったりとかで、作業性が悪いと思うんですけど、そうなったときに、ドローンというか簡易的なロボットみたいなので、カメラつきでずっと高いところにホースの先端だけつけさせて、初期消火というか、そういうものをさせていくことで、より高層建築が増えてきていますので、そういう部分での被害を最小限に抑えるとかというのも必要だと思うんですけど、そういう考えがあるのか、もしくはもう事前にどこかでそういうようなものを作って、そういう情報を入手されているのか、考えがあったら教えていただきたいと思いません。

○警防課長（濱田 浩） 現在、消防局のほうでは、ドローンについては4機保有しております。

ただ、現時点では消火するということは無理がありまして、カメラつきですので確認はできませんが、他の地域で消火用のドローンがあるのかというところは、現時点では私のほうでは把握しておりません。

今後、更に技術が進めば、そういったものもひょっとしたら出てくるのかとは思いますが、現時点で、初期消火に活動できるようなドローンというのになれば、当然サイズも大きくなりますので、価格もかなり高くなるのかなという部分もあるので、十分いろいろな情報を収集しながら考えていかなければいけないかなと考えております。

ただ、現状、建っております高層建築物については、消防活動上、必要な施設であったりとか、あるいは建築基準法上の避難用の設備であったり、内装制限であったりという部分が強化されておりますので、その建築物に設置されております消防用の施設を活用しながら、はしごが届かない部分については、消火活動あるいは救助に当たるというふうに考えております。

○委員（落口久光） ちょっと言い方が悪かったですね。ドローンといってもプロペラがついていて空を飛ぶドローンじゃなくて、水中のドローンもあるし、陸上を走るやつも一般的な総称でドローンというはずなんで、はしご車の先端にずっとつけて、上のほうに物だけ、人間じゃなくて、ずっと上っていけて、カメラで状況を確認しながら、ピンポイントに高いところの火にも水をちゃ

んとかけられるというようなイメージでちょっと言ったつもりだったので、そういうのもちょっと調査研究していただきたいなと思います。

あともう一点です。この前の全員協議会で報告があった和解事案の件なんですけど、誤った立入検査結果報告書の件で、何で外部にそのまま出ちゃったのかなというのがずっと引っかかっています。局内とか各消防署内でのチェック機能はどのようにになっていたのかというのをちょっと聞かせていただきたいと思います。

○予防課長（森山勝男） この間発生した行政指導による過失です。

今回、相手側に立入検査結果通知書ということでお出ししたんですけれども、それを当然こちらでも上位者に決裁をとります。その上で相手側に発行してお渡しするんですけれども、今回もその手続をとっていたんですが、この決裁を受けるときに、指導の内容というところが、このブラインドを防火性能を有するものを使用することというふうに文言を入れて決裁に挙げているところです。

決裁者は、このブラインドが何性なのかというところ、一番肝心なところなんですけれども、それを擦り抜けてそのまま決裁をしてしまった。要は、詳しく担当者に尋ねることなく、そのままブラインドを防火性能の有するものにすればいいんだということで決裁をしてしまったということが原因にあると考えております。

相手からそれを改善するという書類があがってきて、その期限が1か月ほど設けてあるんですけど、それをチェックに行ったときに、今度は職員が異動になっておまして、その職員が気づいて、事前に相手側に実は指導が間違っておりましたということで、今回の行政指導の事項が発生したという経緯になります。

○委員（落口久光） では、その対策としては、今、どういうふうになっているのか、もしくは今後、更にそれをどう強化しているのかというのがあったら教えてください。

○予防課長（森山勝男） その対策ですけれども、今回、全員協議会のときにも申し上げましたけれども、消防局始まって以来のこのような事故でしたので、非常に重大で厳粛に消防局としても受け止めております。

消防局長名で、発覚した11月に新たに職員に

周知する、立入検査時における行政指導を徹底するようにと、齟齬のないように徹底するようにということで通知文書を出し、そして、今回2月に、また立入検査マニュアルというものを作成しまして、それに基づいた研修、職員に、甑島を含む全消防署に予防課職員が赴いて、今回の事故の経緯、そして原因究明、そして決裁を受けるときの上位者の決裁のチェック機能というのを再度、改めるというか、再度よく見てチェックをするようにということで指導をしております。

今後、今まで事故がなかったところに、ちょっと慢心もあったと思いますので、今後チェック機能についても、また今後、今回のことがないように、更に改善について研究を続けていきたいと考えております。

○委員（落口久光） チェックは大事なんですけど、多分それをやると、ほとんどの職員の人が、いろんな法的な知識であったりとかいうものを、結構理解していないとできないということになってくると思うので、いいことではあるんですけど、相当な負担じゃないかなと思うんです。

現場のチェックで行くときには、直接指摘をちょっとやってはいけない項目もあると思うんですけど、考えられる不安全事案かなと思われるところは、バーッと並べあげて、それを持ち帰って、それが消防法とかに抵触するもの、しないものというのを、ちゃんとすみ分けするところを、そういう部門をつくったほうが早くないかなとは思っているんですね。それは各消防署に置くのはちょっと大変なので、中央消防局のほうに置いて、それを全部チェックして、これはもうちょっと抵触しているとか、これはもう大丈夫とかいうところを全部精査して、そこのチェックの上でどのような指導をしていくかというのをつくり上げていくことのほうが、もっと近道じゃないかなと思うのと、担当する職員の方へ負担とかいうのも考えた場合と、やっぱり効率がちょっと非効率なので、そういうふうを集約されたほうがよろしくないかなと思いますので、そういうのも含めてちょっと総合的に検討いただければなと思います。

○予防課長（森山勝男） 今、落口委員が言われたとおり、今までも立入検査でちょっと疑義があった指導事項については持ち帰って、更に法令を開いてチェックをして決裁に上げるということ

はやっておったんですけれども、今、委員が言われたように、更にそのことも、ちょっと若い職員も増えていますので、新たにその研修というか、そこをちゃんと徹底できるように、また指導してまいりたいと思います。

それと、今回マニュアルの中に、今回添付するんですけど、指導事項の文面、今回文面がちょっとまづかったというところもあったので、その文面のあらゆる法令に、今おっしゃったたくさん法令を自分で熟知するというのはなかなか大変なので、そういう文例集を、立入検査結果通知書を書く文例というのを予防課のほうで作成して、今後それを職員に周知し、その中で該当するやつを結果通知書に入れていくということを考えておりますので、少し落口委員の言われるそういう改善のほうにつながるのではないかと考えております。ありがとうございます。

○委員（落口久光）今の受けて最後にもう一点だけ。そうであれば、やっぱりその辺に精通された方を1名でも2名でも、大量にはいらんと思いますので、ちょっと採用していただいて、異動しないというのもどうかと思うかもしれませんが、特殊な業務ということもありますので、専門職的な部門を置くというのも、ちょっとまた今後検討いただきたいと思います。要望です。

○委員（下園政喜）この前の一般質問で、上と下の出初め式を1か所にできないかと提案しましたけれども、答えを急いでいるんじゃないかと、会場が近いから、時間もそうかからんところで2か所する必要もないんじゃないかという思いで言ったんですが、そのときに、甕大橋を通行不可能な日が何日あったのかと聞きました。後で調べて連絡しますということだったんですけど、まだいまだにこないんですけど、昨年でもその前でも、年間何回くらいあるのですか。

○警防課長（濱田 浩）通行止めになった件の報告が遅れましたことは、おわび申し上げます。

令和2年8月29日に甕大橋が開通して以降、6回の通行止めが発生しました。通行止めについては、基本的には甕の振興局のほうで判断されると聞いてはいるんですけど、風速が25メートル以上あるいは防風域に入るという見込みのときに通行止めの対応をとられると聞いております。

○委員（下園政喜）分かりました。そういうこ

とであれば、出初め式も可能なような気もいたします。どうぞ、よいほうに協議をしてみてください。

○委員（中島由美子）マスク着用が自己判断になったり、また5月8日からコロナに対する対応が変わってくるんですが、救急搬送が大変多くなっている中、また、高齢化も進んでいるわけで、まだまだ今年も多いのかなと、熱中症とかいろいろありますからね。

そうしたときにコロナの対応が変わってくるということで、国からいろいろ来るんですが、今までと変わるのか、何か対策があるのか、何かあったら教えてください。

○警防課長（濱田 浩）今、議員のほうから御紹介がありましたとおり、5月8日から2類から5類に見直されることはありません。これまで救急隊としましては、十分な感染対策を取りながら、そしてまた、医療機関においても十分な感染対策を取りながら、陽性者の場合には、受入医療機関が感染症病床を有するところということで結構時間もかかっておりました。そこについては、5類になっても、恐らく救急隊の対応は変わらないと考えております。

ただ、現時点では、川薩保健所と協議する中で5類になると、県のほうで入院勧告という部分ができなくなるということもあり、では入院調整ができるのか、できないのかということもあるらしく、国のほうからそこについてはちょっとまだ示されていないので、今後、そこについては検討すべき事項ではあるという話を聞いております。

そうした中で救急隊としては、その入院調整が仮になくなるのであれば、受入医療機関という感染症病床を持っていらっしゃる医療機関にどれだけの方が入っているのか、あるいはコロナ疑いの症状がある方について、一般の病床を持たない医療機関が果たして受けてくださるのかという部分は非常に懸念するところではございます。ですので、今のところ、国が今後の対応について、はっきりと示さない中では保健所とそれから医師会等と十分協議を進めながら、救急患者の方に不利益が出ないような形で準備を進めていきたいと考えております。

○委員（中島由美子）何せ国がしっかりと示

してこないから、なかなか自分たちもどうなっていくのかなあという不安感があるのと、医療機関もこのくらいのところは受けてほしいみたいなことを国のほうは言っているんですけど、実際に薩摩川内市でそうやってコロナ患者を受け入れてくださる医療機関がどんくらい増えていくのかとか簡単に行けるものなのかとか様々、市民も不安を抱えている中で、消防の方々、救急の方々は大変だろうと思うんですが、よく見定めていただきながら、しっかり対応していただければと思います。よろしくをお願いします。

○委員（井上勝博）今の質問の関連なんですけれども、600件以上の令和3年度から比べて令和4年度の救急が多いということは、これはやっぱりコロナの関係だというふうに理解していいんですか。その割合は分かるんですか。

○警防課長（濱田 浩）今回、令和4年について、623件の救急件数が増加をしております。令和3年、令和2年というところがコロナの影響なのかどうかというところははっきりいたしません、減少しました。令和2年と令和3年については、令和元年については4,435件、コロナ前になるんですけど、それだけの数があって令和4年が最多の件数となっています。

ただ、この令和4年の4,667件の前年比較の623件という数字を考えたときにコロナの影響があるのかどうかというのは、はっきりいたしません。いろんな搬送された方の疾患であったり、あるいはけがの転院搬送であったり、内容を確認するんですが、コロナの影響という部分が大きいのかと聞かれると、そこはちょっと分かりませんとしか言えないところです。

ただ、転院搬送については、受入医療機関が限られておりましたので、そこに受入れができない場合には、一旦搬送先の医療機関で検査をされて陽性になり、薩摩川内市で受け入れられないということで鹿児島市内に入ってくれば鹿児島市内、そうでなければ阿久根市、出水市というところに救急車が走っておりますので、その分は少なからず影響があったのかなと考えています。

○委員（井上勝博）例えば、搬送するときには感染しているかどうか分からないけれども、後で陽性であったという場合は消防、この救急車のほうには陽性だったよということで連絡があるわけ

ですか。

○警防課長（濱田 浩）搬送後にPCR検査なりをした中で陽性になった場合には、簡易検査であれば15分、20分で分かるんですけど、PCRになると若干かかりますので、そのままの状態ですぐに救急車を走らすということは、次の患者様に対してリスクがありますので、基本的には結果を確認した上で適切な消毒をやった上あるいは隊員の服装を防護服なりを新しいものに取り替えて対応するという方向で今回、救急隊は行っております。どうしてもそのときに結果を頂けないような状況であれば、後から必ず陽性でありましたということであれば、連絡を頂いております。

○委員（井上勝博）そうすると、搬送された方で、例えば令和4年についての方々の中で後でも——すぐにでも分かったと、コロナの陽性の方を運んだ件数というか、そういうのは分かるわけですか。

○警防課長（濱田 浩）一応コロナの患者様については令和2年に初めて確認して、令和2年が4件、令和3年が5件、令和4年は174件、今年に入りまして1月が42件、2月が11件、3月が1件というところで陽性者の対応をしております。

○委員（井上勝博）要するに、感染力が非常に強いということや、それから軽症であるということと今回2類から5類という形を取るんですけども、一方では重篤化された方や死亡される方が多いというのもまた特徴なわけですよね。だから、これから5類になったからコロナも5類に変わるというわけじゃなくて、コロナは変わらないわけですので、やっぱり重篤化されたり、あと死亡される方というのは増えてくる可能性があるわけです。

先ほどちょっと気になるのは、やっぱり搬送したんだけど受け入れてくれなかったということとでいろいろ探し回ったという話がありましたが、中には施設の方で感染された方を病院に運ぼうと思ったら空いていなくて、また施設に戻ったとかいうことがあるみたいなんですけれども、本市でもやっぱりそういうケースもあるんですか。

○警防課長（濱田 浩）施設のほうに入所されている方の陽性者の搬送もありました。ただ、それを救急隊がした場合に受入れができなくて、

元の施設に帰ったという事案は確認しておりません。

○委員（井上勝博）分かりました。いずれにしても、まだまだ警戒を解くわけにはいかないんじゃないかなというふうに思いますので、やっぱり5類になったからということで決して軽視できないということで対応していただくということはお願したいところです。

○委員長（阿久根憲造）ほかに質疑はないでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

[「委員長」と呼ぶ者あり]

○警防課長（濱田 浩）申し訳ございません。先ほど車庫の詰所の数を「77か所」と申しおりましたが、「65か所」の誤りでありましたので、訂正をお願いいたします。申し訳ありませんでした。（7及び10ページで訂正済み）

○委員長（阿久根憲造）65か所ですね。

○警防課長（濱田 浩）はい。

○委員長（阿久根憲造）委員による質疑はないということですが、委員外の皆様はいかがですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）以上で、消防局の審査を終わります。

△水道局の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、水道局の審査に入ります。

△議案第22号 薩摩川内市都市下水路条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（阿久根憲造）まず、議案第22号 薩摩川内市都市下水路条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道室長（松野信作）それでは、水道局、議会資料の3ページをお開きください。

上部の条例改正前の位置図を御覧ください。

現在、都市下水路は住連木下水路を含め、五つの下水路を一般会計において維持管理をしているところであります。

下の条例改正後の位置図のとおり、今回、公共下水道の全体計画の見直し及び都市計画の変更と事業計画の変更に伴う平佐第三地区への事業計画区域の拡大に併せ、春田川下水路と平佐川下水路を公共下水道事業として管理するため、条例を改正するものであります。

名称は、議会資料の2ページ右側表、公共下水道のとおり、春田川下水路が春田川第一排水区、平佐川下水路が平佐川第一排水区となります。

なお、下水路の維持管理につきましては、これまでと同様に適切な維持管理に努めてまいります。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第23号 薩摩川内市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（阿久根憲造）次に、議案第23号 薩摩川内市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道室長（松野信作）水道局、議会資料の4ページをお開きください。

1、改正の理由であります。現在、下甌におきまして整備中の特定環境保全公共下水道事業長浜地区において、令和5年9月に一部供用開始する見込みでありますことから、地方公営企業法第

度に実施した鹿島浄化センター実施設計委託料分が主なものです。

下段の小型合併処理浄化槽整備補助事業費は245万9,000円の増額となっており、小型合併浄化槽の補助申請件数の増加見込みによるものであります。

261ページを御覧ください。

上段、下水道管理費は689万2,000円の増額となっており、職員給与費と長浜処理区の公共下水道等接続補助金36件の新規分が主なものです。

下段、都市下水路管理費は4,399万8,000円の増額となっており、銀杏木川と住連木都市下水路の雨水管渠の修復工事が主なものです。

262ページを御覧ください。

ポンプ場管理費は746万2,000円の減額となっております。平佐ポンプ場の管理費が公共下水道事業会計に移行し、中央ポンプ場のみの管理となったものです。

○経営管理課長（橋口公男）次に、歳入について説明をいたします。

84ページを御覧ください。

下水施設使用料に係る予算は、令和5年度分から経営管理課で予算計上をしております。衛生使用料及び衛生手数料は、前年度と同程度の予算計上であります。

○上水道課長（今村淳一）85ページを御覧ください。

財産貸付収入は、前年度と同額となっております。

○下水道室長（松野信作）86ページを御覧ください。

上から4行目、16款2項3目国庫補助金が1,097万7,000円増額、上から6行目、17款2項3目県補助金が327万2,000円の増額となっております。これは、小型合併処理浄化槽の設置基数の増加が見込まれることが要因であります。

また、下から3行目、16款2項6目土木費補助金は、都市下水路断面修復工事に関わる国庫補助金で新たに計上したものです。

その他の歳入は、前年度と同程度の予算計上となっております。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）コロナのことで、また物価高騰対策も含まれていたかと思うんですけど、減免が3月まででしたっけ。そうすると、4月からはまた元に戻って負担感が増すということになるわけなんですけれども、物価はどんどん上がっている現状の下で何らかのそういう負担感を軽減するようなものはないのかどうかということなんですけれども、どうなんでしょうか。

○経営管理課長（橋口公男）今、委員のほうからありましたように、令和4年8月から令和5年3月分まで8か月間の基本料金の減免を実施しているところでございます。

これにつきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源としております。基本料金の免除について継続をというような意味かと思いますが、水道料金の減収分を自己財源で補填するというにつきましては、今後の改良工事等の進捗に影響を与えたり、水道事業の運営に支障が出るということから、基本料金を免除するというのは現段階では難しいと考えております。

○委員（井上勝博）コロナ対策のための地方創生交付金というのが、来年度は国の予算はもう全くないということですか。

○経営管理課長（橋口公男）交付金につきましては、ちょっと水道局のほうでそのやり取りをしているわけではありませんので、市全体でどのような対応ができるかという中で全体的に調整をしていくものと考えております。

○委員長（阿久根憲造）ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第35号 令和5年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計予算

○委員長（阿久根憲造）次に、議案第35号令和5年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○**経営管理課長（橋口公男）** 予算調書の269ページを御覧ください。

上段の温泉管理費及び下段の予備費は、前年度と同内容の予算計上となっております。

270ページを御覧ください。

上水道課分の温泉管理費は121万円の減額となっております。需用費の修繕料282万5,000円の減額が主なものであります。

次に、歳入について説明いたします。

267ページを御覧ください。

分湯使用料が77万7,000円、一般会計繰入金金が43万3,000円の減額となっております。

268ページを御覧ください。

温泉使用料及び雑入は、前年度と同額の予算計上であります。

○**委員長（阿久根憲造）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○**委員（井上勝博）** もしかしたらあまり関係ないのかもしれないんですけど、インボイスが始まるわけですけども、この温泉のお湯を買った人については、もう消費者という形で消費税をもらうわけですよね。この消費税をもらって、その消費税は税務署に納めるということになるわけですが。それで、この温泉会計でやっぱり消費税は税務署に納めているのでしょうか。

○**経営管理課長（橋口公男）** 消費税が含まれておりますので、頂いた分については、こちらのほうから申告して消費税を納めるということになります。

○**委員（井上勝博）** そうすると、事業者にいる工事を発注したりという場合に、これは前にも言ったと思うんですけども、その免税業者がいるという可能性は全く今のところはないと考えていいわけですか。

○**経営管理課長（橋口公男）** 全くないとはい切り切れませんが、例えば修繕をしたりとかいう場合に業者さんをお願いするんですけども、そこは恐らくもう課税業者であって、こちらが修繕費に関わった消費税分は、先ほどの頂いた分からは控除して申告するというような流れになります。

○**委員（井上勝博）** 課税業者であればそれで問

題ないんですけども、免税業者の場合が入っていないというのは、今は分らんわけですよね、結局やってみないと。実際は免税業者だったとかということはないと言えるんですか。

○**経営管理課長（橋口公男）** 制度は10月から開始となります。今、登録をしている段階ですので、市役所とか水道局とかというのはもう登録を終わらせて、登録事業者の番号というのも頂いております。

そのほかの民間の業者の方とかが、今現在、免税業者である業者が課税業者として登録されるかどうかというのは、それぞれの判断になりますので、ちょっと私どものほうではそこは分からないということでございます。

○**委員（井上勝博）** いや、そこで問題が出てくるのが免税業者であった場合に、その仕入税、消費税ですか、それについての控除ができなくなるわけですよね。その控除ができなくなる分については、もう負担せざるを得ないという考え方でやっていますか。

○**経営管理課長（橋口公男）** 必要があってこちらがお願いした業者がたまたま免税業者であれば、その負担分はこちらのほうで見るとということになります。

○**委員長（阿久根憲造）** ほかに御質疑ございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（阿久根憲造）** 質疑は尽きたと認めます。

これより、討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（阿久根憲造）** 討論はないと認めます。

これより、採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（阿久根憲造）** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第36号 令和5年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計予算

○委員長（阿久根憲造）次に、議案第36号令和5年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○経営管理課長（橋口公男）予算の273ページを御覧ください。

浄化槽管理費のうち浄化槽排水施設使用料に係る予算は、令和5年度から、下水道室から所管替えを行い、経営管理課で計上しております。

経営管理課分の浄化槽管理費と274ページの上段、下水道室分の浄化槽管理費から275ページ、長期償還利子まで、前年度と同程度の予算計上となっております。

次に、歳入の説明をいたします。

271ページを御覧ください。

歳入につきましても、272ページまで前年度と同内容の予算計上となっております。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第44号 令和5年度薩摩川内市水道事業会計予算

○委員長（阿久根憲造）次に、議案第44号令和5年度薩摩川内市水道事業会計予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○経営管理課長（橋口公男）別冊の水道事業会計予算書、予算に関する説明書の9ページを御

覧ください。

収益的収入は前年度より1億5,106万7,000円の増額となっております。新規の大口契約者が見込まれることから、1項1目給水収益を1億5,822万1,000円増額したことが主な要因であります。

10ページを御覧ください。

収益的支出は前年度より1億1,078万6,000円の増額となっております。主なものは、1款1項1目原水及び浄水費では、新規大口契約者への給水に対応するため、丸山浄水場運転管理業務等の委託料を6,755万7,000円、水道施設等の修繕費を634万7,000円、動力費を917万1,000円、それぞれ増額しております。

2目配水及び給水費では、漏水修繕費を1,923万2,000円増額をしております。

11ページを御覧ください。

資本的収入は1,899万円の増額となっております。企業債が2,000万円減額、道路管理者等からの工事負担金が3,899万円増額となったことが要因であります。

下段の資本的支出では、1億1,134万3,000円の増額となっております。増額の主なものは、1項1目改良費の水引浄水場、西方浄水場の発電機更新設計業務や中武地区ほか2地区の水道整備実施設計業務委託等に伴う委託料が1,299万3,000円増額、国道や県道等の負担金工事に伴う工事請負費が9,940万円増額したものであります。

戻っていただき、4ページを御覧ください。

第5条債務負担行為について説明いたします。

事項名は丸山浄水場運転管理等業務委託事業です。令和5年度から令和10年度まで11億円の限度額を設定しております。同運転業務等の委託期間が令和5年度で終了することから、新たに債務負担行為を設定するものであります。

○上水道課長（今村淳一）水道事業の改良事業について説明いたしますので、別冊となっております、令和5年度水道事業当初予算資料の3ページをお開きください。

上水道課では、令和2年度末に策定しました水道事業経営戦略の中の水道施設事業計画に基づき、計画的な施設の更新や、老朽管の耐震管への布設

替え等を実施しているところがございます。

地域別の事業内容・事業費等につきましては、表に記載のとおりでございます。

4ページを御覧ください。

業務の内容ごとの総括表になります。業務委託では、青山地区の施設統合に向けた実施設計業務委託のほか、老朽管更新13件で4,315メートル、新設管布設6件で1,475メートル、丸山浄水場では、令和4年度に引き続き発電機設置工事や受変電設備の更新工事を行い、天辰及び入来温泉場の土地区画整理事業や、国・県・市の道路改良工事等に伴い支障となります配水管の布設替えの負担金工事を予定しております。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（川添公貴）水道事業会計の収益的収入及び支出の欄で、支出、1款3項3目過年度損益修正損が100万円計上してあるんですけど、これは何を想定して過年度分のこれを計上してあるのか、教えてもらいたいと思います。

○経営管理課長（橋口公男）過年度分の水道料金の還付が発生した場合の予算になります。

○委員（川添公貴）多分そう言うだろうとは思ってたんですけど、水道料金が過誤収入をすることで、これを予備的に計上してあるということになると思うんです。だから、例えば、今、免除項目の中で、本人が意図せずに漏水が発生して、水道料金が大きくなった場合、その分については免除してやるという制度がたしかあったように思うんですけど、そのような分の対応としてこれが設定してあるのか。今の言い方だと、過誤収入があったときの分に対応するかのごとく聞こえるので、どっちなのかなということなんです。

○経営管理課長（橋口公男）今、委員がおっしゃったように、漏水減免というのがあります。例えば、4月に漏水修理をして分かったとなると、その分減免する対象が3月分になりますので、過年度になるということになります。そういう場合に過年度分の料金を減免するというので、還付するという処理です。

○委員長（阿久根憲造）ほかに質疑はございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第45号 令和5年度薩摩川内市簡易水道事業会計予算

○委員長（阿久根憲造）次に、議案第45号令和5年度薩摩川内市簡易水道事業会計予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○経営管理課長（橋口公男）別冊の簡易水道事業会計予算書、予算に関する説明書の9ページを御覧ください。

収益的収入は、前年度より990万8,000円の増額となっております。

2項3目他会計補助金の財政支援分が1,260万3,000円増額したことが主な要因であります。

10ページを御覧ください。

収益的支出は898万1,000円の増額となり、主なものは、1項1目原水及び浄水費の水質測定装置点検業務等の委託料が718万6,000円増額、施設等の修繕費が507万5,000円増額したことが主なものであります。

11ページを御覧ください。

上段、資本的収入は、前年度より2,328万4,000円の増額となっております。

1項1目企業債が1,000万円増額、6項1目国庫補助金が1,000万円増額となったことが主なものであります。

下段の資本的支出では、前年度より2,342万5,000円の増額となっております。

1項1目改良費の配水管布設替え工事等の工事

請負費が2,285万8,000円増額したことが主な要因であります。

○上水道課長（今村淳一）簡易水道事業の事業概要について説明いたしますので、別冊となっております令和5年度簡易水道事業当初予算資料の3ページを御覧ください。

建設改良費の主なものについて説明いたします。

下甌地域の長浜地区におきまして、平成30年度から下水道整備に合わせて国の生活基盤施設耐震化等交付金を活用し、老朽化した配水管の布設替えを実施してきており、令和5年度も引き続き実施する予定でございます。

事業内容につきましては、老朽化した配水管の布設替え1,644メートルを行うこととしております。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第46号 令和5年度薩摩川内市下水道事業会計予算

○委員長（阿久根憲造）次に、議案第46号令和5年度薩摩川内市下水道事業会計予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○経営管理課長（橋口公男）別冊の下水道事業会計予算書、予算に関する説明書の13ページを御覧ください。

収益的収入は、1款公共下水道事業収益から次

のページ、4款漁業集落排水事業収益まで四つのセグメントごとに計上しております。

全体では前年度より5,279万5,000円の増額となっております。

増額の主なものは、1款公共下水道事業収益では、2項2目他会計負担金が、平佐ポンプ場管理費が令和5年度から下水道事業会計に移行したことなどで1,426万9,000円の増額及び3目他会計補助金では、財政支援等が1,401万2,000円増額しております。

2款特定環境保全公共下水道事業収益では、2項3目他会計補助金で、財政支援等が2,850万5,000円増額及び減価償却費に係る経費が1,439万8,000円増額となっております。

14ページを御覧ください。

3款農業集落排水事業収益が95万1,000円、4款漁業集落排水事業収益が346万円、それぞれ減額となっております。

15ページを御覧ください。

収益的支出は、1款から次のページ、4款までセグメントごとに計上し、全体では前年度より4,189万円の増額となっております。

増額の主なものは、1款1項1目管渠費では、汚水管路点検及び雨水管路点検に係る委託料が2,286万円の増額、2款1項3目処理場費では、長浜浄化センター供用開始に伴い、管理業務委託など維持管理経費が1,524万4,000円増額しております。

16ページを御覧ください。

3款農業集落排水事業費用は前年度より169万4,000円の減額、4款漁業集落排水事業費用は653万7,000円の減額となっております。

17ページを御覧ください。

資本的収入は、全体では前年度より1,415万4,000円の減額となっております。

増額の主なものは、1款1項企業債が1億1,400万円の増額、6項国庫補助金が1億1,594万5,000円の増額、2款1項1目企業債が7,080万円の減額、6項国庫補助金が1億1,350万円の減額となっております。

18ページを御覧ください。

3款農業集落排水事業資本的収入は868万

8,000円減額、4款漁業集落排水事業資本的収入は377万円の減額となっております。

19ページを御覧ください。

資本的支出は、全体では前年度より1,553万円の増額となっております。

増減の主なものは、1款1項1目改良費では、平佐第3地区に係る測量業務委託等ストックマネジメント実施設計業務経営戦略策定、宮里浄化センター水処理施設建設工事委託などの委託料が2億4,024万9,000円増額、2款1項1目改良費では、長浜浄化センターに係る建設工事委託が終了したことにより、委託料が3億7,180万円減額、長浜処理区の污水管路築造工事、下水道舗装復旧工事など工事請負費が1億8,411万4,000円増額となっております。

3款農業集落排水事業資本的支出は336万6,000円減額、4款漁業集落排水事業資本的支出では765万2,000円の減額となっております。

戻っていただき7ページを御覧ください。

第5条の継続費について説明いたします。

事業名は宮里浄化センター水処理施設整備事業です。令和5年度から令和6年度まで総額5億7,800万円、令和5年度で1億3,990万円、令和6年度で4億3,810万円を設定しております。設定理由は、更新する汚泥かき寄せ機等の機器の工場製作から設置工事完了まで期間が2か年を要することから、新たに継続費を設定するものであります。

○下水道室長（松野信作） 改良工事の内容について説明をいたしますので、別冊の資料、令和5年度下水道事業当初予算資料を御用意いただき、3ページを御覧ください。

初めに、川内地区公共下水道整備事業では、令和5年度より平佐第三地区の整備が始まることから、地形水準測量、地質調査、管路の基本設計を行うものであります。

中ほどの長浜地区公共下水道事業では、下甌の長浜地区において、污水管路施設やマンホールポンプ設置の工事を引き続き行うこととしております。

下段の下水道ストックマネジメント事業宮里浄化センターでは、下水道ストックマネジメント計画に基づき、沈殿池の汚泥かき寄せ機等の更新を

行うものであります。

4ページをお開きください。

下水道ストックマネジメント事業中甌・中野処理区では、マンホールポンプ設備の遠方監視装置、污水ポンプの更新工事を行うものであります。

次に、中ほどの下水道ストックマネジメント事業向田ポンプ場では、向田ポンプ場の耐震対策、ストックマネジメント実施設計を行うものであります。

下段の農業集落排水施設機能強化事業では、入来中部・大馬越処理区、城上処理区のマンホール蓋の更新工事と農業集落排水施設における効率・適正な維持管理を行うための維持管理適正化計画を策定するものであります。

○委員長（阿久根憲造） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） 参考までに、マンホールポンプというのはどういうものか教えてください。

○下水道室長（松野信作） 御質問のありましたマンホールポンプというのは、下水道管がずっと敷設しておりますと、その中にマンホール蓋があります。その地中の中にポンプを設置して、流れてきた汚水をそのまま圧送するためにポンプをしているという、そういうものです。

○委員（川添公貴） 収益的収入及び支出の1款1項1目下水道料金についてなんですけれども、今回、平佐第三地区が拡大していかれるということですが、総体的に見て、収入が支出をかなり上回っているのは実際事実なので、それと他会計負担金が相当占めているということ。それから、資本的のほうでも国庫補助金が半分あるにしても、やっぱり他会計補助金が結構あるんで、やはり接続していただかないと収益は上がってこないと思うんです。

ですから、これは現有数を大体1億2,000万円程度組んであると思うんですけれども、現状、令和5年度においてどれぐらいの加入率が上がるのかということと、これから工事をしていく上でどれぐらい収益増に向けて接続率を上げていくのかということ、この点についてちょっとお聞かせ願いたいと思うんですけど。

○下水道室長（松野信作） 公共下水道の接続については、川添委員がおっしゃるとおりでござ

いまして、接続率を上げていかないとなかなか難しいというところなんです、一応、令和3年度で接続を申し込んだ方が52件ございました。今、令和4年で35件の申込みがありました。

令和3年度としますと若干落ち込んでおり、ちょっとこの辺も心配な要因であります、今回、平佐第三地区の事業を進めるに当たり、これからは地区コミュニティや自治会等にも私どもが出向いて行って、いろいろ接続をお願いをするというようなのを、令和4年から進めております。そういったことで率を少しずつ上げていくというふうに考えております。

○委員（川添公貴） 常日頃努力されているというのは十分聞いてはいるんです。なかなか接続に関して費用が高いというのが大きな原因だろうと思っているんで、令和5年度中、説明に回られるということであれば、長期的な視点で、現時点で補助率を上げてでも接続してもえませんか。1回接続すれば、もうずっと永久的にですから、現時点においてはちょっと補助率とか、接続料を減免とかという形を取って、つないでいただくこととすることでしていただくことによって増えていくんじゃないかな。一時的にはちょっと経費があるんだけど、長期的に見れば収益が上がってくるのかなと思いますので、やはり令和5年度においてはしっかりと、補助等もちょっと充実した形を策定してこの収益を上げていただくと。原価率をもうちょっと小さくするようにやっていただければありがたいと思っています。その方向で。

○水道局長（今井功司） ただいま、委員から御意見等を頂きました。

今現在、委員も御案内のとおり、接続するに對しまして補助金を市が単独で補助しておりますので、それらの制度も周知することと、御意見がございました、その単価の補助率の見直し等も含めて、今後検討させていただきたいと考えております。

○委員長（阿久根憲造） ほかに質疑はございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造） 質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（阿久根憲造） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○上水道課長（今村淳一） お手元の水道局生活福祉委員会資料を御準備ください。

現在改訂中であります本市水道ビジョン（案）の概要について説明いたしますので、2ページを御覧ください。

本市では、これまで国の水道ビジョンを踏まえて市の水道ビジョンを策定し、事業推進に取り組んできたところですが、国がこの水道ビジョンを見直したことや、施設の老朽化の進行、国土強靱化の取組の必要性が増大するなど、水道事業を取り巻く環境が大きく変化したことから、水道ビジョンの見直しを行っているところです。

今回の水道ビジョンでは、前回の基本理念の「自然の恵み未来に活かす薩摩川内のみず」を踏襲し、国が示した安全・強靱・持続の三つの観点の実現に向けて、安全は「安全で安心な水の供給」、強靱は「災害に強い水道」、持続は「安定した事業運営」を観点として、SDGsの6番目のゴールの「安全な水とトイレを世界中に」の概念も念頭に、今後取り組むべき具体的施策の方向性を3ページの一覧表のとおりまとめております。

今回策定しましたビジョンの計画期間につきましては、2ページ、左下の表のとおり令和5年度から令和14年度までの10年間としております。

3ページを御覧ください。

主要施策のその具体的取組内容、進捗状況、見直し及び事業実施内容を三つの観点ごとに掲載しております。

1、安全につきましては、1-1、水質管理体

制の強化から1-1-2、直結給水の検討、2の強靱につきましては、2-1、基幹管路の耐震化から2-4災害対策マニュアル等の充実、3、持続につきましては、3-1健全な財務体質の確保から3-8利用者ニーズへの対応までについてまとめております。

全てについての説明は割愛させていただきますが、特に前回と大きく変わった点といたしまして、主要施策の上から6番目の浸水対策、耐水化対策、こちらが国土強靱化の推進の観点から追加されております。

また、これらの中で、1、安全では、主要施策1-4水道施設の計画的な整備と更新において、老朽管の更新と浄水場配水池等の基幹施設の更新増強に、2、強靱では、主要施策2-1基幹管路の耐震化において、基幹管路及び重要給水管路の耐震化と、2-2水道施設の耐震化においては、浄水場や配水池の耐震化及び給水拠点の整備に、3の持続では、3-1健全な財務体質の確保において、収益の確保やコスト縮減等を中心に組み込んでまいりたいと考えております。

御覧のとおり、各施策に上げている取組につきましては、目標年度である令和14年度で、1-4の水道施設の計画的な整備と更新以外は完了する計画としております。

一覧表の下のほうになります。本水道ビジョンを進めるに当たりましては、達成状況の把握、確認や改善策を検討するためのフォローアップを5年ごとに一度実施し、ビジョンの実施を確実なものにしてまいりたいと思っております。

本日お示ししておりますビジョン(案)は、上下水道事業運営審議会の意見やパブリックコメントを経て取りまとめております。

なお、パブリックコメントで寄せられた意見はありませんでした。

今後の予定ですが、本委員会で意見を賜った後、3月下旬に最終決定したいと考えております。

○委員長(阿久根憲造) ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員(帯田裕達) 市比野温泉の市が所有している泉源と民間が所有している泉源があると思いますが、民間の泉源を所有している人から、前と比べると湯量が減ったような感じがするというこ

とを聞いたんですが、市が所有している市比野温泉に限ってでいいですが、温泉の量、その辺は分かれば答えていただきたいというのと、本市が所有している泉源の数と、そのほか民間が所有している泉源の数が分かっていたら教えていただきたい。

○上水道課長(今村淳一) 担当主幹から回答をさせられてよろしいでしょうか。

○委員長(阿久根憲造) はい、お願いします。

○東部担当主幹(田代正文) 市が所有している泉源については5か所です。

で、民間の所有している箇所については、今こちらで資料をお持ちしていないところです。

○水道局長(今井功司) 湯量につきましては、市の泉源については湯量が減ったとかという問合せ等ございませんので、状況的には変化ないものと判断しています。

○委員(瀬尾和敬) 予算の概要の一番最後のあたりに、令和5年度予算を伴わない事業というのがあって、それで、一番最後のところに下水道フェアというのが載っているんです。私は前回されたときに偶然会って、皆さん一生懸命頑張っておられるなと思ってたんですが、先ほど、川添委員のほうからいろいろ質問があったような、啓発活動とかもあれでやられるということなんですか。その予算を伴わない事業として。

○水道局長(今井功司) 今年もコロナ禍だったんですが、瀬尾委員も来ていただいたんですが、下水道フェアをしております。

また、今年に入ってから生涯学習のフェスタがあるんですが、そちらにも下水道のパネルを展示したりして、下水道と浄化槽についての啓発というのをしています。

また、令和5年でも下水道フェアのほうは開催したいと考えております。

○委員(瀬尾和敬) 今申しあげましたのは、あれが予算を伴わないで、あんだけ一生懸命されるんだなというのが一種驚きで、普通は予算を伴わないと大体でされるんかと思ってたんですが、水道局の皆さんは、ほかの課長さん方もお見えになって頑張っておられるなというのを思いましたので、あえてここで申しあげました。また、今年も頑張っていたきたいと思えます。

○委員(井上勝博) 今、ビジョンの話がされたんですけど、この10年間のビジョンということ

で、気になるのは、水道料金がどうなるのかなという、工事をしていく計画ですけれども、現状維持で頑張っていくビジョンなのか、やっぱり値上げも考えているビジョンなのかということをおおと教えてください。

○水道局長（今井功司）ただいま薩摩川内市の水道に関しては、今回説明させていただきました水道ビジョン、それを具体的に進めていく計画として経営戦略というのを定めておりますが、このビジョンにつきましても、経営戦略につきましても財政計画を立てる上では現行の水道料金を継続するという考えで、収支の計画案は現時点ではできておりますので、今の時点ではその水道料金を引き上げる等の考えは持っておりません。

○委員長（阿久根憲造）ほかに委員の方からございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

委員外の議員の皆様はいかがでしょうか。ないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）以上で、水道局の審査を終わります。

ここで、休憩します。再開は、おおむね13時5分といたします。

~~~~~

午後0時4分休憩

~~~~~

午後1時4分開議

~~~~~

○委員長（阿久根憲造）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△市民課の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、市民課の審査に入ります。

△議案第34号 令和5年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（阿久根憲造）まず、審査を一時中止してありました議案第34号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民課長（東田幸一）まず最初、歳出から説明させていただきます。予算調書の113ページをお開きください。

上段の事項、市民政策調整費は、課内及び部内の人件費が主なものであり、組織機構の見直し及び電話交換業務に係る行政事務専門員の報酬等4名分が業務見直しにより財産マネジメント課に移管したこと等により、前年度比3,602万3,000円の減額となっております。

下段の市民相談事務費は、人権教育啓発等に係る経費、114ページの上段、交通災害共済事業費は、交通災害共済事業に係る経費で、前年度と同内容の予算計上となっております。

下段の戸籍住民基本台帳費は、戸籍と住民基本台帳事務等に係る経費で、前年度比169万円の減額となっております。戸籍事務内連携システム改修作業委託業務の終了に伴う減額と、人件費の増額がその要因となっております。

次に、115ページをお願いいたします。

上段の住民基本台帳ネットワークシステム事業費は、前年度と同内容の予算計上、下段の個人番号事業費は728万5,000円の増額となっております。

マイナンバーカードの普及促進業務への対応といたしまして、時間外勤務手当の増額215万円、日額会計年度任用職員4名分を増員させていただいており、予算額といたしております。

次に、歳入について説明いたします。予算調書の27ページです。

戸籍手数料・住民基本台帳手数料など、前年度と同内容の予算計上となっておりますが、マイナンバーカードの普及、市町村間における情報連携による各種申請手続に証明書の添付が不要となっておりまして、証明書発行件数が減少傾向にあることから200万円ほどの減額としたところであります。

なお、特別な予算を要しない新規事業として、令和4年度から死亡者の御遺族が行う諸手続をワンストップで行う、おくやみコーナーの設置を、関係各課の協力の下、市民課の6番窓口を設置しております。

次に、マイナンバーカード交付事務費補助金は、前年度比734万8,000円の増額となっております。これにつきましては、歳出で申し上げま

したマイナンバーカードの普及促進業務への対応に連動したものでございます。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これから質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（川添公貴）マイナンバー普及に関する予算が組まれているんですけど、子育て支援課で質問したほうがいいのか、どっちで質問したほうがいいのか迷ったんですけども、出生届を出したときにマイナンバーが付与されますよね。

そのときに、例えば5年の有効期限ではなくて、2年とかという形で自動的にマイナンバーを希望しますとすれば、カードを作ってやる。写真は、生まれたときの写真なんかは記念になるので、そういうのができないかなとは思ったんです。番号はもらうんだけど、カードはないので、そのときに希望しますとしたときに、カードは自分でする方法はできんのかなと思っただけですけど、難しいですか。

○市民課長（東田幸一）インターネット等の情報によりますと、このマイナンバー制度は平成16年に導入されたものですが、10年後の令和26年を目途に、マイナンバーカードの在り方について見直すというような情報が来ております。

内容といたしましては、乳幼児の顔写真はカードに記載しない、それから、性別についての記載の判断、そういう内容のものが検討されていくという情報があります。その中で今申し上げられた内容等についても検討されるか、情報としては具体的にないんですが、注視してまいりたいと思っております。

○委員（川添公貴）ちょっと余計なことだったかもしれないけど、カードを普及するのに、結局新生児にカードを普及すれば、確実に後で申請するしない別にして、どんどん無償で出せるのだったんです。このカードの在り方がまた変わるというのは知っているんで、了解。それしか答弁ができんじやろうと思って。普及に関して、そうすれば普及するんじゃないかなと一瞬思っただけです。

○委員長（阿久根憲造）ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認め

ます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（阿久根憲造）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○市民課長（東田幸一）それでは、生活福祉委員会の市民安全資料の2ページをお開きください。

マイナンバーカードの交付申請状況等について説明いたします。

取得者数のうち交付率についてですが、令和5年1月31日現在で62.9%であり、県平均では下回っておりますが、国平均を2.8%上回っている状況にあります。

なお、口頭ではありますが、最新の情報といたしまして、2月28日現在の実績を申し上げます。

申請件数は8万2,186件、申請率88.20%、交付件数は6万4,057件で、68.75%であります。

次に、直近7か月の月別申請交付件数についてですが、12月末が、マイナポイント第2弾のポイント付与要件であるマイナンバーカードの申請期限となっていたことから、申請件数、交付件数ともに一番多くの取扱件数となっております。

今後は、マイナポイント第2弾の申込期限が5月末となったことから、一人でも多くの方への交付につなげていきたいと考えております。

次に、取組の経緯につきましては、今度の日曜日、12日にマイナンバーカードの業務に限り休日の窓口を開設いたします。

また、新たな取組といたしましては、スマートデジタル戦略室の事業で、本年1月から大型商業施設において申請サポートを実施しておりまして、1月の実績は126件、2月は616件となったところであります。

続きまして、3ページをお開きください。おくやみコーナーの実績につきまして説明させていただきます。

窓口に来庁される御遺族の方々の胸中に配慮するとともに、死亡に伴う諸手続を市民課に集約、ワンストップ化することによる負担軽減を図るために開設したものであり、取扱業務としましては、

国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、国民年金となっております。

現在は、予約なしで来庁された場合、関係課との調整、窓口対応時間が長くなることから、葬儀社に依頼いたしまして、喪主宛てのお知らせ文書に事前予約のお願いのチラシを同封して配付いただいております。

今後におきましても、御遺族の方々の心情に寄り添いながら、おくやみコーナーにおける市民サービスの向上、改善に向けた運営の在り方について検討してまいります。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）マイナンバーカードについてなんですけれども、私、作らないもんだから分からないところがありますが、この間支所に行ったら、子ども連れの家族がいっぱい来られていて、一体何ですかこれはと言ったら、マイナンバーカードだということで、なるほどなど、子どものカードも取ればその分2万円だなということで、家族連れで来ていたわけなんですけども。

寝たきりのお年寄りとかというのは、これはどうしているのかということなんですけど、どうされるんですか。

○市民課長（東田幸一）代理での受け取りができるようになっております。

ただ、今国から示されている内容でいきますと、施設に入所していらっしゃる、病院に入院されている、自宅で療養されているんですけど動けないような状態にある、そのようなことを施設の長の方なりの証明書をつけて持ってきていただくという内容と、現在はコロナ禍を受けまして、コロナの影響により外出を控えている、そのような条件の方であれば代理での受け取りも可能となっております。

○委員（井上勝博）顔写真とかは自分で撮って持っていくわけですか。

○市民課長（東田幸一）顔写真は撮ってきてもらって、郵送送付という形で申請していただく形になります。

○委員（井上勝博）本人が来れば本人の確認をしてということになると思うんですが、そこら辺

の、例えば、寝たきりの方の写真を撮ってきて、これはうちの家族ですよみたいなことでやるけれども、その写真が、みんな本物を持ってこられると思うんだけど、時間的なことで昔の写真を持ってこられたりとか、そういうことでもオーケーなんですか。

○市民課長（東田幸一）身元を確認するために添付というか、持参していただくものに、運転免許証とか、あと、身体障害者手帳とかそういう顔写真つきの確認ができるものを一緒に持ってきていただくということになります。

○委員（井上勝博）大変な御苦労をされていると思うんですけども、御存じのように、私は作らないし、この普及には反対なんですけれども。

ちょっと問題が、最近ちょっと知りまして、DV被害者の方とかが、通常であれば市民課の窓口で自分の情報を、現住所を流さないでと申請ができる。これは市民課が窓口になっているのか分かりませんが、それがどうなっているのか。

そうすると、それをしたとしても、今度はマイナンバーカードの場合は、これも申請をせんと、マイナンバーカードを置いたまま逃げられたという場合は、その情報が例えばDVの被害者のほうは把握できるから申請せんないかんということについて、そういう問題があつて。

いわき市ではホームページにマイナンバーカードの注意ということで、DV被害者の場合はちゃんと申請してくださいよとか、申請したら今度は保険証として使えるのか使えないのかという問題も出てくるようなんですけれども、そこが今ちょっと問題になっていると思うんですが、市としての対応は今どうなっているんでしょうか。

○市民課長（東田幸一）まず、DV支援措置者としての申請受付窓口は市民課で行っております。その登録をして、その情報が職員にも見れないような形で制御をかけております。

それから、マイナンバーカード、そういう支援措置申出者の方が出ていかれる際に、マイナンバーカードを忘れてしまったというケースが仮にあった場合、こちらのほうに相談していただくと、24時間開いているコールセンターがあります。そちらのほうに連絡していただくとマイナンバーカードを無効の状態にできますので、そのようにしていただきたいということをお願いしていると

ころであります。

健康保険証とのひもづけの関係につきまして、DV支援措置者であることが条件で、手続等に何らかの違いがあるという認識は持っておりません。今のような回答でよろしいでしょうか。

**○委員（井上勝博）** 窓口は市民課ということで、このマイナンバーカードは、マイナポータルから何か情報が閲覧できるということで、マイナンバーカードを家に置いてきて逃げた場合は、代理の方が、加害者の方が見れるということで、無効にするということの手続については周知されているかどうか。

そういうDV被害者が来られた方が、マイナンバーカードを家に置いてきた場合に、そういう処置をしなくちゃいけないよということが周知されている。

いわき市はホームページでそういうことでやっているということらしいんですが、どういうふうにされているのか。

それから、健康保険証については、今度健康保険証に変えてしまっている方がいらっしゃるわけです。そうすると、無効にした場合に——無効にしたというか、マイナンバーカードを置き忘れてくるわけだから、もともとないわけだけど、その方は何かほかに資格確認書みたいなものを発行するということになっているわけですか。

**○市民課長（東田幸一）** まず1点目です。市民課での窓口においてマイナンバーカードを交付するときに、なくされた場合等については、すぐにそのコールセンターに連絡してくださいと、ですから、今例で出された委員のおっしゃることも同様だと考えております。ですので、交付の際にそういう説明をしているというふうに御理解いただきたいと思います。

それから、健康保険証を既にひもづけていて、マイナンバーカードを置いてきたという場合の対応といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、コールセンターに電話をして、まず無効にすること、確認書、マイナンバーカードに代わって、保険証に代わって交付されるもの、内容的にはちょっと私も存じ上げませんが、その交付を受けて、またマイナンバーカードの申請をし直していただくという手順になるかと考えます。

**○委員（井上勝博）** 肝心なのは、そのDV被害

者がそのことを知らないといけないということですよ。

そういうことについて、何らかの告知というか、広報というか、そういうものは今はどうなっていますか。

**○市民課長（東田幸一）** 先ほど申し上げましたけれども、DVの方にかかわらず、全ての方に、紛失した場合の対応について依頼をして説明を差し上げていますので、そのように御理解いただきたいと思います。

**○委員（井上勝博）** うっかり忘れてきたと、そのカードによって自分の情報が加害者に流れているということについて、知らないということではまずいんじゃないかということですよ。

だから、DV被害で、自分の住所を知られたくないとか、自分の情報を知られたくない場合はどうすればいいかということを周知しておかないと、ただ一般的に紛失したのとはちょっと違うんじゃないかと。

一般的に紛失したのと被害の程度が変わってくるわけだから、そういうDV被害者については、こうなさいという注意をせんないかんのじゃないかと、それが周知されるのかということなんですけど。

**○市民課長（東田幸一）** マイナンバーカード、これにつきましては、4情報と顔写真が券面に記載されております。カードの中に繰り込まれている情報もそれのみであります。

そのカードを使って、先ほどもおっしゃった、マイナポータルとおっしゃいましたが、仮にそういうものに入って中を検索して情報を得ようという場合には、マイキーIDというコードを交付の際に設定いたします。そのキーコードを知らない限り、そのシステムには入っていけないような制御がかけられているのがマイナポータルのシステムになります。

ですので、ただカードがあるから、カードを差し込んだらその人の情報が見れるというようなものではないことを御理解いただきたいと思います。

**○委員（井上勝博）** 暗証番号を、例えば本人がきちんと自分しか知らないというふうにしているケースはそういうことだと思うんですけども、ただ、家族だから、DV被害がある前は、そういう暗証番号というのは、どこか壁に貼り付けてあっ

たりとか、そういうことだって考えられるわけじゃないですか。そういうものも考えなきゃいけないと思うんですよ。だから……。

○市民課長（東田幸一）マイキーID、その辺についても類推されやすいものを含めて、設定される際にもお願いしておりますし、カードに間違っても書いておくとか、そういうことは控えてくださいというお願いもしております。

○委員（瀬尾和敬）最近病院に行って、マイナンバーカードで受付をするケースが結構増えているんですけど、以前は少なかったんですが、今はどのぐらいの病院、もしくは薬局ですか、ありますか。

○市民課長（東田幸一）申し訳ありません。市内の医療機関、薬局等のシステムの普及の割合、申し訳ありません。私の所管する範囲では把握いたしておりません。

○委員（帯田裕達）協議会に切り替えてほしいです。

要件は、それぞれの幹事長に、最終日提案の権擁護委員の紙が回ってきたと思うんですが、二人がそのまま、三人が新しい人ということで幹事長に回ってきたんですけど、その名簿に名前と住所だけが記載されていて、ただ変わりますという報告なのか、最終日に提案しますのでこれでよろしいですか、賛成していただけますかというような事前の調査なのか、その辺がよく分からなかったものですから、会派でいろいろ話をしました。

その意図を部長に説明してほしいんですけど、どんなものでどんなふうに回ってきたのか。

○委員長（阿久根憲造）それでは、協議会に切り替えます。

~~~~~

午後1時30分休憩

~~~~~

午後1時39分開議

~~~~~

○委員長（阿久根憲造）ここで、本会議に戻します。

○委員（井上勝博）先ほどのマイナンバーカードについて戻します。

代理人設定というのは何ですか。

○委員長（阿久根憲造）マイナンバーカードの代理人設定の仕方のことですか。

○市民課長（東田幸一）代理人の設定という御質問ですけれども、代理人となられる方、当然御親族の方、それから法定代理人、そういう方々に、病状が重くて重篤で来れないという方が依頼された方ということになります。

○委員（井上勝博）マイナンバーの代理人設定というのができて、マイナポータルを代理人が見ることができるという設定があるんだそうですが、それはいいですか。

○市民課長（東田幸一）マイナポータルの操作の権限及びシステムの詳細については、申し訳ありません。普及促進を担っております市民課長として存じ上げない部分がございます。委員会としての担当は総務文教委員会になるかと思いますが、そちらのほうでスマートデジタル戦略室に御確認いただければありがたいと思います。

○委員（井上勝博）そういうことが周知されていないということとさつき、そういう情報があったものだから言ったんです。

それで、やっぱり市民課からは、そういうDV被害者の方々にはそういうことを教えてあげないとまずいんじゃないかということと言いたかったわけであって。それはちゃんと調べていただきたいと思います。お願いします。

○委員長（阿久根憲造）ほかに質疑はございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

以上で、市民課の審査を終わります。

△防災安全課の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、防災安全課の審査に入ります。

△議案第34号 令和5年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（阿久根憲造）まず、審査を一時中止しておりました議案第34号を議題といたしません。

当局に補足説明を求めます。

○防災安全課長（堂元光信）それでは、まず歳出予算について御説明いたしますので、予算調書の116ページをお開きください。

上段の自衛官募集事務費から117ページ上段の防犯対策費までにつきましては、今年度と同内容の予算計上となっております。

次に、下段の災害予防応急対策費につきましては、今年度と比較しまして1,097万2,000円の増額となっております。その主なものとしましては、防災マップ整備事業1,210万円であり、内容につきましては、予算概要の45ページ上段に記載してございますので、内容については御覧ください。

次に、118ページ上段の防災行政無線通信施設管理費につきましては、今年度と同内容の予算計上となっております。

次に、歳入予算について御説明いたします。予算調書の28ページをお開きください。

主なものとしまして、上から2段目の16款2項7目国庫補助金、消費税補助金500万円は、社会資本整備総合交付金で、来年度作成いたしません防災マップ整備事業へ充当する交付金でございます。

その他の歳入につきましては、今年度と同内容の予算計上となっております。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）防災マップ、新しいのを作るといことで、それで、一昨年でしたっけ、水につかったところが防災マップでは特に注意されていなかったといことで、それはなぜかといったら、その河川についての情報というのは県のほうで作っていなかったから、水害の被害は、そこは危険地帯ではないですよというふうになっていたと。

そして、防災マップには、そういう注意書きもあるというふうに書いてあったんですけども、この注意書きはよく明示しておかないと、ここは安全なところだというふうに思い込んでしまうところもありますので、そこら辺の注意書きについてはきちんとお願いしたいなと思っているんですけど。

○委員長（阿久根憲造）井上委員、これ所管事務のところでやってもいいでしょうか。

○委員（井上勝博）いいですけど。

○委員（川添公貴）9款1項6目防災行政無線

の戸別受信機等の配備について1,482万4,000円計上してあるんですけども、これは入れ替えなのか、それとも新規を何個ぐらい買うのか、まずはそこを教えてもらいたいと思うんですけど。

○防災安全課長（堂元光信）備品購入費になりますけれども、各家庭に設置します戸別受信機300台が主なものとなっております。

○委員（川添公貴）300台、了解しました。

それは新規分なのか、それとも入れ替えの分なのか。何でかという、300台ということは、300軒新しく入ってこられる方のために準備するという事だろうと思うので。

○防災安全課長（堂元光信）戸別受信機につきましては、年間約400台入れ替え、それから新規追加をしております。

内訳としましては、今言いました300台が修繕用も含みまして追加しておりますが、差額の100台につきましては、空き家となった家から回収するなど、それを使えるものは再利用している状況でございます。

○委員長（阿久根憲造）その他、御質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（阿久根憲造）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）先ほどの、すみません、続きですけども、防災マップには、そういう注意書きをよく分かるようにしておいてほしいんですが、どうでしょうか。

○防災安全課長（堂元光信）今、井上委員のほうから御提案いただきました。

今現在の防災マップも、当然、危険箇所の地図だけではなくて、災害時の基本的な備えとか対応、考え方を御案内しておりますので、今度作る防災マップも、そういう災害に対する基本的な事項と

か、注意事項は掲載したいと思っておりますので、その中で、今、議員御指摘の部分をごどのように入れるかは検討してまいりたいと思います。

○委員（井上勝博） 分かりました。ありがとうございます。

自衛官募集事務のことで、一般質問でも取り上げて、責務と義務ということをおっしゃって、一体何が違うのかと後で調べたら、微妙な違いですよ、確かに。

法的な義務というのと、法的ではないけれども、広い意味で責任という使い分けをされたと思うんですけども、法的には自治体の義務ではないというふうに思っているんですが、そこら辺が、本会議では責務とおっしゃっていて、よく分からなかったのが、部長に聞きたいんですよ。

それと、除外申請を検討するというので、これは報道もされたわけですけども、検討というのは、つまり、やはり除外申請をするという方向で動いていると、協議しているというふうに理解していいのかどうか、この2点をお願いします。

○市民安全部長（上戸理志） 一般質問で御質問いただいた内容でございます。自衛隊の有用性というのは、これは先日も市中パレード、それから集い、記念式典、非常に多くの方がいらしゃって、自衛隊の市民に対する信頼度だったり、市民を守っていただくということは、議員も言われたように、非常に市にとっても大きな頼りになる存在だというふうに考えております。

そういう自衛官の募集に資する事務については、やはり薩摩川内市としては、法令、それから通知に基づけば、やはり私たち自治体、薩摩川内市の責務というふうに考えているところでございますので、またそこは強調させていただきたいと思えます。

あと、2点目の検討しているという部分については、まさに今週、一般質問と状況は変わっておりませんので、検討中でございます。

○委員（井上勝博） 分かりました。確かにおっしゃるとおり、災害のときに頼りになるというのは、私もそう思っております。

だから、それを言っているんじゃないで、ただ、自衛隊に身の危険を感じて自衛隊に入らない人もおるわけです。実際、防衛大学の卒業生で自衛隊にならなかったという人たちも増えているという

ふうに聞いているんですけども、だから、そういう方々も含めて個人情報を出しているから問題なんじゃないかと。

だから、もし出すのであれば、やっぱり本人に断るべきなんじゃないのかということをおっしゃって、自衛隊について、私たちは、違憲であるけれども、しかし、今国民が自衛隊を望んでいるという点で必要だと。

ただし、今の岸田政権の下で自衛隊に入るということは、命がけにもなっているということをおっしゃったのでありまして、そこら辺が危険を感じている市民がいるんだということはお理解いただきたいと思います。

○市民安全部長（上戸理志） 様々な方がいらしゃるとおっしゃいます。個人情報に配慮した検討を続けていきたいと思えます。

○委員（帯田裕達） 三、四年前の一般質問で、避難所のことで質問したときに、特に甑島のほうだったと思うんですが、避難所にそぐわない、適さない避難所が30何か所あるというお返事を聞いたんですが、それ以来改善されてきたのかをお伺いしたい。何か所あって何か所改善したかというのをお願いします。

○防災安全課長（堂元光信） 避難所の在り方について調査・検討をしたときの報告でございまして、今、委員御指摘のとおり確か34か所あったかと思えます。

内訳は、当然浸水のひどいところから土砂の急傾斜地等の近いところというところが少し検討の必要があるということで、今、見直し後のどの程度34か所をどうしたかを手元に持っていないんですけども、できるだけ地域バランスを見ながら不適なものについては整理をして、当時192か所あったものが今168か所になっておりますので、かなり是正はされているというふうに考えております。

○委員（帯田裕達） まだ是正されていない避難所にも避難させているんですか。

○防災安全課長（堂元光信） すみません。ちょっと細かい資料をお持ちしていないので、そういう場所は、かなり避難者数は実績がないところも多いです。ただ、ゼロの施設ばかりかというのと、やはりひどいときには逃げていただいている実態はあると思えます。

○委員（帯田裕達）避難所として指定されているところが、避難できない、危ない、そぐわないというのは、やはり改善していかなければならないということだろうと思っておりますので、そこは早急に、予算を獲得したり、防災マップも大事ですけど、そうやって避難させられない場所なのに避難を誘導しているということ自体が問題じゃなかろうかと思うんですが、次長はどのように思われますか。

○市民安全部次長（危機管理担当）（遠矢一星）これまでの避難所の見直しの中で、災害時、一時的には避難所として活用できない施設でも、その後、その施設が生き残っていて、長期避難所として活用できる部分については、長期避難所としてまだ登録している部分もございます。

また、もう一度、そういった部分も、今、毎年見直しもかけておりますので、そういった部分も確認しながら、市民の方が危ないところへの避難ということがないように見直しを進めていきたいと考えております。

○委員（帯田裕達）去年の我々会派の代表質問で、危機管理監を廃止して、今の新しい体制で十分危機管理・防災に関しては大丈夫ですかという質問をしました。市長以下、担当の部長も、更に充実した体制で臨めるということを答弁されました。でもこのようなまだ状況なんですよ。

本当に市民の安心・安全、命を守れるのか、強い意志を、部長から。

○市民安全部長（上戸理志）委員からの叱咤激励というふうに受け止めます。

二人部長級の強みというのはあります。私がかの中の方で市内のほうの連携を強化しながら、次長のほうは外に行きながら、市民に対しての周知だったり、そういう活動もありますので、同時に部長級の二人が活動できるということはあります。

ただ、今、委員からおっしゃられた危ないところ、危険性があるところに住民を避難させている状況がまだ若干残っているところに対しては、先ほど次長がお答えしたとおり、見直し等を進めていきたいと考えております。

○委員（帯田裕達）毎年、自然災害、台風等、ゲリラ豪雨等があったり、それから、薩摩川内市は原子力もありますから、原子力災害等防災にも向けて、ちゃんとした体制を取るのに今が十分だ

という、これ以上の体制はないというようなことも言われたわけですので。

そしてまた、国民保護法のことやら、有事に対しても、今後もそういうのが考えられるわけですので、ちゃんと内部的なものは私、外的なものは次長がやっているということは今、報告で聞きましたけど、ちゃんとその体制が目に見えて出てくるようなことも、ちゃんと予算の取り方とか、ちゃんとやってもらわないと、市民は安心して暮らせないと思います。

○委員（川添公貴）交通安全施設対策費は道路河川課が予算を持っていらっしゃると思うんですけども、そろそろ新学期が始まってくるわけですけども、道路の白線等が、止まれとかいうのが消えていて、いろんな予算的にも厳しいというのは十分承知しているんですけども、担当課としては、そういう交通安全対策に対して調査をされているのかどうかということと、連携を持っていたら、せめて学校周辺等については、しっかりと塗っていただいて、管理をしていただきたいと思うんです。

たしか県の一般質問の中でも、質問に対して答弁の中でも、ちゃんと県としてもやっていくというような答弁があったやにちょっと記憶しているんですけど、そこ辺を、全部をせえと言っていると何億円かかるので、せめて学校周辺等から、この期間中に何とか整備ができないかと思っております。

○防災安全課長（堂元光信）交通安全の道路診断も含めてなんですけれども、我々としましては、交通安全協会が実施します道路診断と、教育委員会が主体でやります道路診断の中で、危険箇所は把握しているところでございます。

それに加えまして、今、議員からありましたけれども、我々市が管理する市道から農道等につきましても、関係課から適宜情報をもらいまして、今、区画線の整理とかロードミラーとか、そういうものも各道路所管課で修繕等、設置をしている状況は把握しておりますので、教育委員会につきましても、また協議を進めながら安全確保に努めてまいりたいと思います。

○委員（川添公貴）学校に関しては、各学校がちゃんと周辺の安全面、危険箇所点検をやっているんで、それは十分承知していて、道路診断もあ

るのは、知っているらっしゃるとおり分かっているんですけど、なかなかあれでも出しにくいんです。

路面が、区切り線というか側線とか中央線、止まれが消えているというのも、毎回出してもかなり厳しいところがあるので、やはり総体的に、今おっしゃったように把握をしていただいて、順番付け、箇所付けをしていただいて、なるべく事故に遭わないような形を取っていただければなとは思っています。確かにこのお金がかかるというのは十分承知しているんです。

一つの例が、旧東郷小学校の前の交差点、ここが2年ほど前に県の残余のお金があって急遽塗られたんです、きれいに。この前また塗っていらっしやったんです。学校はないんです、あそこ。

何を言いたいかと言うと、やはり今ある学校の周辺にしっかりそういう予算を回していただいて、箇所付けをしてもらって、安全対策を図ってほしいなと思っています。

今されるということだったので、今後のそちら中に白い線ができるのを期待しておきたいと思えますけれども、反論がありましたらどうぞ。

○防災安全課長（堂元光信） 反論ではございません。今御指摘いただいたように、国・県、道路・河川を含めて、関係機関との今まで以上により協議・連携していきながら、当然、市として、市内部の教育委員会を含めた関係課と確認をしながら、そういう把握についても協議をしていきたいと思っております。

○委員長（阿久根憲造） ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造） 質疑は尽きたと認めます。

委員外の方々はよろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造） 以上で、防災安全課の審査を終わります。

△原子力安全室審査

○委員長（阿久根憲造） 次は、原子力安全室の審査に入ります。

△議案第34号 令和5年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（阿久根憲造） まず、審査を一時中止しておりました議案第34号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○原子力安全対策室長（宮田高敬） まず、歳出について、予算調書の119ページを御覧ください。

2款1項16目、事項、広報調査事業費1,452万8,000円につきましては、前年度と同内容の予算計上となっております。

次に、歳入について、予算調書の29ページを御覧ください。

17款2項1目、県補助金における総務費補助金のうち3節広報調査等交付金1,800万円で、これにつきましては、歳出、広報調査事業に対応しております。前年度と同内容の予算計上となっております。

○委員長（阿久根憲造） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造） 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（阿久根憲造） 次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（川添公貴） 1点だけお聞きしたいんですけども、原子力防災アプリが県が出しているものがありますよね。あれを薩摩川内市の大体何人ぐらいがダウンロードしているのかというと、

そして、あのアプリを使って、前回の避難訓練についてはなかなか操作が不慣れだったとかという声もあるんですけども、何人ぐらいダウンロードしているのか。できれば、多分、三桁はないと思うんです、推測で。100人台はないのかなと思うんですけど。その説明をする機会がないのかどうかということ。

それから、あれは普通の回線であると、ダウンロードをするのに避難経路が出てくるんですよ。

避難経路が全部ダウンロードできるので、あれはWi-Fiが何かでつないでおかないと、相当データ量が大きいので、そこはいいんですけど、結構便利なんですよね。自分の住所と名前と登録しておけば、避難経路がパッと出るんです、地図をダウンロードしておく。

やはり、もうちょっと広報をかけて周知していただきたいという思いがあるんです。便利なことは便利ですから。

ですので、今、先ほど言ったようにアプリを何人ダウンロードしているのか。それから、防災訓練において、そのアプリを使った方が何人いらっしゃったのかどうか。それから広報活動についてはどうするのか。この3点について教えてもらいたいと思います。

○市民安全部次長（危機管理担当）（遠矢一星） 原子力防災アプリのダウンロード数ですが、正確な数字は覚えていませんけれども、現在4,000人強ぐらいのダウンロード数になっていますが、その中で市町村別のダウンロード数が分からないということで、県のほうに確認しても、その数字がまだ把握できていないところになります。

2月11日訓練当日現在、4,321名の総体のダウンロード数です。ただし、先ほど申し上げたとおり、市内の方のダウンロード数というのが判別できないということで、県のほうからは確認をしているところです。

それから、広報活動については、QRコードなどを付した広報活動もこれまでも相当やっているんですが、なかなかそこが伸びていかない。

出前講座等で、実際にダウンロードを実際に希望される方にはその場でしてあげたりとか、そういった活動も現在やっておりますので、今回特に原子力防災訓練に参加いただいた方の事前説明会とか、いろんな出前講座の中でそういったことも進めてきておりますが、周知についてはもちろん今後も原子力広報等や普通の広報紙も通じながら行っていきますけれども、そういったものを実際に説明する中でもダウンロードしてあげるといような取組も必要かなというふうには思っているところです。

○委員（川添公貴） その4,000幾らって県内全体だと思うんですよね。薩摩川内市が

4,000人ぐらいであれば納得するんだけど、やはりちょっと増やしていかないと、それでさっきも言いましたように割と便利なんです、あれダウンロードして。

それで、さっきも言いました。ちょっと重いけど、避難経路、自分がどこに住んでどこに避難しなきゃという地図までダウンロードしておく、かなり自分で、風上とか出てきて、こっちに避難しなさいとか出てくるんで、もうちょっと力を入れてやっていただければありがたいと思っています。

アプリ自体は、ほんの数秒でほんとダウンロードするんです。その先が大変なんで、いろんな入力をせないかんもんですから、しっかりとそこをもうちょっと広報しながら、まさか4,000人の職員が1,000人ぐらいおいでですけれども、1,000人等はそこに入っていると思います。確信しておりますので、そこについては、ぜひ広めてほしいと思っていますところ。答えてよか。1,000人中、何人入っているというのは、個人情報ですから結構です。

○委員長（阿久根憲造） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造） 質疑は尽きたと認めます。

委員外の皆様は大丈夫ですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造） 以上で、原子力安全室の審査を終わります。

△環境課の審査

○委員長（阿久根憲造） 次は、環境課の審査に入ります。

△議案第16号 薩摩川内市環境保全条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（阿久根憲造） まず、議案第16号 薩摩川内市環境保全条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○環境課長（奥平幸雄） 議案つづりは、16-1ページをお開きください。併せて議会資料も配付しておりますので、お願いいたします。

提案理由は、本会議において市民安全部長が説明いたしましたので、省略いたします。

今回の条例改正は、法律名の改正によるもので、2050年のカーボンニュートラル、2030年度の温室効果ガス削減に向け、安定的なエネルギー供給を確保するための整備として五つの法律の一部が改正されたことに伴い、その中の一つでありますエネルギーの使用の合理化等に関する法律がエネルギー使用の合理化の対象に「非化石エネルギー」が追加され、工場等で使用するエネルギーについて、化石エネルギーから非化石エネルギーへの転換が求められるようになり、法律名がエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に改められたことにより、本市で制定しております薩摩川内市環境保全条例の第22条において、エネルギーの定義を同法律から引用しておりますので、同法律名が令和5年4月1日から施行されることにより、同条例の一部を改正するものであります。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第34号 令和5年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（阿久根憲造）次に、審査を一時中止してありました議案第34号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○環境課長（奥平幸雄）それでは、初めに歳出について説明いたします。

予算調書の120ページをお開きいただきたいと思います。

上段の災害救助費から、121ページ上段の環境総務一般管理費については、今年度と同内容の予算計上となっております。

同じく121ページ下段の環境保全対策費については575万円の増額となっております、その主なものは、新規事業でありますラムサール条約に登録されています蘭牟田池を中心とした貴重な自然環境の保全と持続可能で魅力的な地域づくりの基本となる蘭牟田池環境保全基本計画を策定する委託料500万円が主なものであります。

次に、122ページ、地球温暖化対策費については332万5,000円の増額となっておりますが、その主なものは、令和4年度から取り組んでおりますカーボンニュートラル地域戦略策定業務委託料の760万円が主なものであり、事業概要46ページの中段に記載しておりますが、地球温暖化対策実行計画の市内全域に係る脱炭素社会に向けた区域施策編を作成するものであります。

同じく122ページ下段の花いっぱいまちづくり推進事業費から、124ページの上段、葬斎場管理費については、今年度と同内容の予算計上となっております。

次に、下段の葬斎一般管理費については203万5,000円の増額となっておりますが、主なものは、市営墓地に設置しております無縁仏慰霊塔のお骨が満杯となるため、新しく増設する工事費200万円が主なものであります。

125ページ、清掃総務一般管理費から、126ページ上段の環境美化推進事業費については、今年度と同内容の予算計上となっております。

下段の事項、一般廃棄物処理費ですが、6,109万6,000円の増額となっておりますが、その主なものは、予算概要の47ページ上段に記載しております上甌島区域・下甌島区域の可燃ごみ島外搬出用の大型塵芥車両2台が老朽化のため、新しく購入する経費5,400万円が主なものであります。

次に、127ページ上段の資源ごみ分別推進事業費については313万4,000円の増額となっておりますが、その主なものは、資源物売払収

入の増額により、地区コミ分別報奨金の増額によるものであります。

同じく127ページ下段のクリーンセンター管理費については1,756万5,000円の減額となっておりますが、その主なものは、川内クリーンセンター管理運営業務委託に係る施設補修費等の減額によるものですが、今年度は旧鹿島クリーンセンターの解体事業に係る設計業務委託の494万1,000円を予算計上しております。

詳細については、事業概要の48ページ上段に記載してありますので、御覧いただきたいと思えます。

次に、128ページ上段の最終処分場管理費については829万5,000円の増額となっておりますが、その主なものは、最終処分場の水路の布設替え工事費等の500万円であります。

下段、上甌投入施設管理費から129ページ上段の下甌環境センター管理費までについては、今年度と同内容の予算計上となっております。

同じく下段の汚泥再生処理センター施設管理費については2,375万5,000円の減額となっておりますが、同施設の維持管理運営業務委託のうち施設補修等に係る委託料の減額によるものであります。

続きまして、歳入について説明いたします。

予算調書の30ページをお開きいただきたいと思えます。

今年度より増減の大きいものだけを説明いたします。

30ページ下段の手数料、衛生手数料の予算額6,404万5,000円は、224万5,000円の減額となっており、川内クリーンセンターへ直接搬入される搬入量が減少傾向にあることから、手数料の減額となっております。

同じく31ページ、財産売払収入、物品売払収入、予算額1,242万3,000円は、305万円の増額となっており、自治会一般収集分の資源ごみ売払収入の増額が主な要因となっております。

その他の歳入については、今年度と同内容の予算計上となっております。

○委員長（阿久根憲造） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（中島由美子） 花いっぱいまちづくり

推進事業で、これまで苗の無料配布というのが広報紙に載っていて、結構配布されていたかなと思っているのですが、最近どうなっているのか、一つ教えてください。

それから、生ごみ処理の購入補助金があつて助かっているのかなと思うんですが、昨年度から今年度にかけての実績と、この45万円という予算なんですけど、何台分の想定をされているのか、ますます拡大していく気持ちがあるのかどうか、その辺りを教えてください。

○環境課長（奥平幸雄） 答弁については、グループ長が説明いたします。

○主幹兼生活環境グループ長（村岡 実） 花いっぱいまちづくりのほうの回答なんですけども、花苗の無料配布というのは、申し訳ございません。環境課では、ちょっとやっていたところなんです。公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社が自主事業で以前されておりました。ちょっと一旦停止しまして、また検討はされているようですが、再開したというはっきりとした話は、まだ聞いていないところです。

あと、ほかの部署でみどり推進協議会とか、耕地林務水産課所管のそちらのほうでの花苗配布があつたりしているのは聞いております。環境課では、申し訳ございません。事業をされた方に対する補助という位置づけでおります。

○主幹兼廃棄物政策グループ（下川吉幸） 生ごみ処理機器の購入補助金につきまして、昨年度の実績でございますが、35件、金額にしまして41万7,900円の補助を行いました。

○市民安全部長（上戸理志） 生ごみ処理については、本会議でも多くの議員から御質問いただいています。処理機の現在の補助に併せて、今、いろんな先進地の取組なども参考にしているところです。生ごみの占めるウエートというのが、一般廃棄物の中でも非常に大きなウエートを占めております。カーボンニュートラルの観点から、廃棄物を減らすというのは非常に大きな効果があることから、生ごみに着目しながら、いろいろ御質問も頂いておりますので、処理機等についても、しっかりと周知図りながら、補助について進めていきたいと思えます。

○環境課長（奥平幸雄） 大変申し訳ありません。令和5年度の生ごみ処理機の購入の予定件数

ですけど、電気式が18件とコンポスト式が16件とEM菌攪拌式が1件ということにしております。

○委員（中島由美子）花いっぱいまちづくり推進事業で、公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社だったんですね。今年、また国体が予定されているんだけれども、きれいな花が飾っているというか、花壇で増えているところやら、寺山なんか行けばきれいだなと思うんですが、なかなかまちの中で花がいっぱいなのかなという、そうかなという気がするんですよ。

鹿児島市と比べたらいけないかもしれませんが、鹿児島市の花は大変すごく見応えがあるなって、それと同じようにとは言わないけれども、それなりにもう少し花がいっぱいになってほしいという気持ちがあるんですけど、一生懸命やっておられると思うんですけど、またその辺りちょっとお考えをお聞かせください。

それから、生ごみ処理機については、ずっとしっかり補助が続いているというのはありがたいなと思うところで、この45万円でどれくらい買えるのかなというところで、ちょっと予定数を聞いたところでした。コンポストなどが入っているということです。

ただ、先ほど言われるとおり、生ごみがごみの中から除かれたら本当に燃えるごみだけになるわけです。本当に燃えるごみというか、紙ごみというか、くずになるんだなと思っているので、せめて今回甑のごみ搬出の車なども更新されたりするので、どっかから生ごみを分別する生ごみ回収を、今、鹿児島県の中でも、お隣のさつま町や日置市がやっています。さつま町が人口2万3,840人でやっておられて、日置市が約5万、4万6,000人ぐらいのまちでやっているので、薩摩川内市で無理なのかなという気持ちはしないんですけど、もう少しカーボンニュートラルとか、いろいろSDGsをおっしゃるんで、何か取り組んでいかれないのかなという思いがあって、ちょっとこの部分で聞いてみたところでした。何かありましたらお願いします。

○環境課長（奥平幸雄）まず、一つ、花いっぱい運動については、議員も言われるように、国体が今度開催されますので、まず初めに4月に入りまして、自治会長説明会等がありますので、そ

こら辺の会議等、協議会等を通じて、普及について説明して、なるべく協力いただけるようにしていきたいと考えております。

生ごみ処理機については、今、サーキュラーパーク九州の関係で、今ちょっと事務レベルの段階なんですけど、幾つかの事業者の方から提案をいただいておりますので、その事務をどういった方向に進めていけばいいのかということを検討しておりますので、また内容がはっきりしましたら、委員会でも報告させていただきたいと思います。

○委員（川添公貴）4款2項5目のところで、地区コミ分別報奨金が706万円、これは売払収入が706万円、歳入であるわけなので、それがそっくりそのまま来ているとこれは理解して、これうち各自自治会に戸数別で回ってくるんで、分かるんです、大体。

それで、クリーンセンター分で売払収入が計上されています、700幾ら。これはどういう経路で、このクリーンセンターに個別に持ち込まれた分がこれぐらい売上げになったのかどうかということ、それが1点。

それから、歳出の4款2項5目のごみ減量再資源化補助金と計上してありますけど、1,499万円、これちょっとぴんとこないんで、どういう補助金なのかということをまず教えてもらいたいと思います。補助先とです。

○環境課長（奥平幸雄）最初の質問については、代理が説明いたします。

○課長代理（原 暢幸）川内クリーンセンターでの資源ごみの売払収入についての御質問でした。川内クリーンセンターにつきましては、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみ等、全てのごみが搬入されてきます。

まず、その中で資源ごみとして扱えるもの、不燃ごみの中からの空き缶類であったり、そういったもので売り払えるものをいろんな機械を通じて回収いたしまして、それを売り払えるような形で売払いを行っております。

あと、小型家電等についても、今は若干の売払収入が得られております。それも、不燃ごみ、粗大ごみの中から売り払える小型家電をピックアップ回収しながら、資源化できる事業者に売払いをしているというところでございます。

また、紙類についても、事業系、家庭系、直接

搬入の分がありますので、それをストックした上で売払いを行っているというところでございます。

○環境課長（奥平幸雄） 2問目、二つ目のごみ減量再資源化補助金についてですが、これについては、各自治会が管理しておりますごみステーション、資源ごみのステーション、あと一般廃棄物の可燃、不燃のごみステーションと、それに伴う購入されたときに対する補助金、あるいは補修に要する経費の補助金等をここに計上しているところであります。

○委員（川添公貴） 1,499万円、たしか資源ごみ、一廃の収集所の補助金という今お話でした。大体補助率が90万円なかったような気がしたんだけど、こんだけの数の毎年要望があるのかどうか、修繕費も多分あっても、そうかからないと思うんで、何基数、新規で要望があるのか、それで交換が幾ら、どれぐらい見ていらっしゃるのかどうかということ、それからぜひ補修で、補助事業はたしかあったことはあったんですけども、いっぱい収集所のところに黄色のネットを覆うとカラスが来ないんで、それは買って領収書か何かつければ補助が今出るんですけど、それもこれに入っているのかどうかということ、これもう一回教えてもらいたいなど。

それから、その売払収入に関して民間業者が今あちこちコンテナを置いて収集されているわけなんですけれども、今、たしか古鉄やら紙やはちょっと値段が下がっていると思うんですけども、令和5年度の見通しはどれぐらいで、現状維持でそのまま計上されたのか、それとも下がる傾向で計上されたのかどうか、そこだけ教えてもらえれば、どれぐらいの量というのは別段、一生懸命仕分けをされてお金につなげるという努力は大変すばらしいものだと思っているんですけども、単価の動きが今かなり悪いようなので、どうなのかと思って、そこ辺をちょっとお聞きしたいと思いますけど、この2点だけ。

○課長代理（原 暢幸） 先ほど課長のほうで資源関係の補助金の説明をいたしましたけれども、先ほどはステーションの説明でございました。資源ステーションにつきまして約22件、一般廃棄物、可燃、不燃につきまして28件、それから補修を9件、資源物ステーションについて移転を3件の計上をしております。そのほかに資源ごみ

ステーション管理運営補助としまして、実際、各自治会にリサイクル推進員の設置をお願いしております。そこでのリサイクル推進員の設置に対しまして、月一人1,250円の12月、約700人分の計上をしているところでございます。

それから、歳入の資源の売払いの単価につきましてですけれども、最近若干増減を繰り返しておりますけれども、資源の売払いにつきましては、今年度の要求を下回る単価で計上はいたしているところでございます。

それと、先ほどの青空収集の可燃ごみ等の収集所に、黄色いネットの敷設についての補助金ということでございましたけれども、その補助金につきましては、衛生自治団体連合会の補助金となっております。

○委員長（阿久根憲造） ほかに質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造） 質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（阿久根憲造） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○環境課長（奥平幸雄） 所管事務調査について、川内港久見崎みらいゾーンにおける騒音・振動規制の見直しについて説明いたします。

資料は委員会資料の4ページになります。

川内港久見崎みらいゾーンについては、所管課より、1月16日から募集が開始されておりますが、現在は、都市計画区域に指定されていないため、区域外となっております。今後、都市計画区域内に移行され、更に用途地域まで指定される見込みであることから、分譲が開始される7月までに騒音・振動の規制区域に見直すものであります。

騒音・振動の規制のレベルは、都市計画区域の用途地域に基づいて決定しており、現行では都市計画区域が指定されていないため、騒音については、1街区から10街区までの全区域を準住居地域相当の規制、振動については規制地域外となっております。

分譲計画図を5ページに添付しておりますが、

区域が三つに分かれ、準住居エリア、準工業エリア、工業エリアの区分にされております。

今回の見直しについては、騒音の指定を準工業エリア、5街区・6街区の区域を準工業地域相当の規制に、工業エリア7街区から10街区の区域を工業地域相当の規制に指定し、振動については1街区から4街区までのエリアを準住居地域相当の規制に、5・6街区エリアを準工業地域相当の規制に、7街区から10街区までのエリアを工業地域の規制に指定するものであります。

先日開催いたしました薩摩川内市環境審議会において諮問いたしましたので、今後答申を受けて確定しましたら、告示を改正し施行いたします。

次に、もう一点、資料はありませんが、口頭で報告させていただきたいと思っております。

企画政策課が実施するSDGsイノベーショントライアルサポート事業について、プラスチック包装容器の再資源化ができないか検討するための実証事業について、応募がありましたので、口頭で報告をさせていただきたいと思っております。

事業内容は、トイレタリー製品と言われる衣料用洗剤、シャンプー等の使用済みボトルや詰め替えパック等のプラスチック容器を飲料ペットボトルのように再資源化することで、CO₂削減やリサイクル率向上を目的とするものであります。

詳細については、プレゼンテーション審査会が来週、3月15日に開催され、事業概要がはっきり示されます。支援決定がなされた場合は、令和5年4月から令和6年3月まで、モデル地区を選定し、実証実験を行うこととしております。環境課といたしましても、企画政策課と連携を図り、事業を推進することとしているところであります。

○委員長（阿久根憲造） ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（中島由美子） 一応聞いておきます。最後のプラスチックの容器ですか、シャンプーとか何とかって、とっても洗いづらくて、一応ちゃんとプラごみでは出すんですけど、それだけ取り出してリサイクルをするということ、再資源化するわけです。そうしたときに、モデル地区は手を挙げてもらうのか、それとも市の当局から指していかれるのか、その辺りを教えてください。

○環境課長（奥平幸雄） 一応審査会で事業概

要が明らかになるんですけど、1,000世帯程度を予定されているということですので、そのピックアップについては、市のほうも協力して取り組んでいきたいと考えております。

○委員（帯田裕達） 非常に簡単な質問をします。資源ごみ袋に樋脇町は、合併以来ずっと名前を書いてあるんです。ほかの地域は、ほとんど名前は書いていないと思うんです。プライバシーの保護とか、嫌な人は名前を書くんですけど、新聞紙で包んで、中身が見えないようにして出される人もいらっしゃると思います。前もこの委員会で僕は質問して、強制じゃありませんと、書いていなくても収集車は持っていきますということでしたが、自治会の話によると、持っていかないごみを出されたら困るから、誰が出したというのが分かるように名前を書いてもらっているという、その当時の自治会長さんの話もありました。最近になって、特にこの際に絶対に書かなきゃいけないんですかという人も多いわけです。

でも、環境課にしても市にしても、何も制約はないわけだから、何か名前は書かんでもいいですよとか、何か書く必要性はないですよとか、何か通達は出せないんですか。鹿児島市も何も書いていないです、ほかの他市町村も。

○環境課長（奥平幸雄） ごみに関しては、不法投棄のごみの問題とか未加入者のごみの問題とか、いろいろ市民からの苦情というか、意見もたくさん頂いておりますので、それとあと自治会の方々の、今、委員が言われたように、それぞれ取扱いも若干違ってきております。

市としましても、そこら辺はごみ全般に関して把握したいという思いがありまして、令和5年度については自治会を対象に、どういったごみの件でどういった問題があるか、どういったことを市に対して要望があるかとか、そういったものをアンケートで調査して、全体を把握していこうと思っております。アンケートの中で盛り込んでいきたいと考えております。

○委員（犬井美香） それこそ簡単な質問なんですけど、さくらねこの絵を描いた看板を設置してあったということで、保護猫の活動をされている方々から非常に感謝というか、とても喜んでいらっしゃる声を聞きました。予算計上とかは特にな

かったので、何も計画はされていないかもしれないんですけど、市民周知だったり、そういう活動をされている方々がいらっしゃるといことを皆さんに知っていただくために、今後何かそのような計画があるのかどうか、看板設置も含めてなんですけど、そこをちょっと教えてください。

○環境課長（奥平幸雄）今、委員が言われた看板設置については、活動されている団体からの要望があって、今年度、総合運動公園に設置いたしました。

あとそのほかに、今までも活動されております清水ヶ岡公園とか丸山公園のほうからもちょっとそういう話はあったんですけど、そこを管理している所管課、そこと今ちょっと協議を行っているところであります。

看板設置をするとしても、今いろいろな猫——地域猫なんですけど、を嫌がる方というか、いろいろな公園ですので、そこら辺もありますので、地域、その管理者とちょっと調整をする時間を頂いて、もし要望があれば、極力設置に向けて取り組んでいきたいと思っていますところであります。

○委員長（阿久根憲造）ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

○委員長（阿久根憲造）委員外の方、よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）以上で、環境課の審査を終わります。

△税務課・収納課の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、税務課及び収納課の審査に入ります。

△議案第34号 令和5年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（阿久根憲造）まず、審査を一時中止しておりました議案第34号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○税務課長（山口隆雄）予算調書の130ページをお願いします。

上の段の税務一般管理費は、前年度と同程度の予算計上で、税務関係職員63名に係る人件費等であります。

下の段の賦課徴収事務費につきましても、主な内容は、行政事務専門員6名の人件費のほか、固定資産税納税通知書作成業務委託等の委託料、市税歳出還付金等であります。

131ページをお願いします。

固定資産評価事業費の主な内容は、令和6年度の評価替えに向けた固定資産評価業務の最終年度に当たる業務委託等であります。

○収納課長（国分 修）予算調書の132ページをお開きください。

上の段の収納率向上特別対策費につきましては、前年度と同内容の予算計上となっております。

下の段の徴収管理費につきましては、223万1,000円の減額になっております。その主な要因といたしましては、昨年予算計上いたしました地方税統一QRコードを活用した納税に対応するための収納課分のシステム改修業務が終了したことによるものと業務のデジタル化、効率化を図る観点より、預貯金照会システムの導入による収納課のシステム改修に係る委託料の158万4,000円増によるものであります。

○税務課長（山口隆雄）続きまして、市税等の歳入予算につきまして、収納課分も併せて御説明いたします。

予算調書は33ページです。

市民税、個人分の現年課税分は、過去3年分の実績から、前年度比で均等割291万6,000円、所得割6,559万2,000円の増とし、滞納繰越分を含めまして5,950万8,000円の増で計上しております。

市民税、法人分の現年課税分は、過去3年の実績平均から、前年度比で均等割を49万円の減、所得割は令和4年度の実績見込みを踏まえ1億363万8,000円の増とし、滞納繰越分を含め1億305万8,000円の増で計上しております。

固定資産税は総務大臣配分の償却資産の増と過去3年間の収納状況等から滞納繰越分を含め、前年度比1億8,503万円増で計上しております。

国有資産等所在市町村交付金は、土地の評価が下落傾向にありますことから、前年度の実績の

1%の減で計上しております。

軽自動車税の現年課税分につきましては、環境性能割、種別割ともに、課税台数の推移と令和4年度の決算見込みから増額とし、滞納繰越分を含めた前年度比は650万2,000円の増で計上しております。

市たばこ税につきましては、たばこの消費本数自体は年々減少しておりますが、税率改正等により、税収は増加傾向にあります。過去3年の実績から、前年度比3,155万5,000円増で計上しております。

入湯税につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時入湯客が減少しましたが、少しずつ持ち直してきている状態です。

令和5年度は令和3年度の実績の課税対象者数により計算いたしまして、前年度比で225万円減で計上しております。

使用済核燃料税は使用済核燃料の課税体数を50体増の1,988体と見込みまして、前年度比1,134万円の増で計上しております。

次からは市税以外の歳入となります。

総務手数料は資産等証明手数料ほか3件です。34ページです。

総務費委託金として、県民税に係る県からの徴収事務委託金のほか、延滞金、過料、滞納処分費、弁償金をそれぞれ計上しております。

35ページです。

収納率向上特別対策費としまして、国民健康保険事業特別会計より繰入金を計上しております。

次に、債務負担行為の説明をいたしますので、予算書の14ページをお開きください。

税務課分は、事項の上から5番目、軽自動車税納税通知書作成等業務委託と次の市民税・県民税納税通知書作成等業務委託の2件です。

軽自動車税は5月に、市民税・県民税は6月に納税通知書を発送いたします。この発送に間に合わせるために、前年度中に契約を締結する必要がありますことから、例年債務負担行為を設定させていただいているものであります。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めま

す。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（阿久根憲造）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

以上で、税務課及び収納課の審査を終わります。

△市民健康課の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、市民健康課の審査に入ります。

△議案第20号 薩摩川内市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（阿久根憲造）まず、議案第20号薩摩川内市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（黒木 諭）議案につきまして、議会資料で説明いたしますので、保健福祉部議会資料の5ページを御覧ください。

基金の名称及び設置目的を一部変更するものでございます。

2の改正内容、（2）甑島地域医療従事者等確保基金につきましては、現在は、甑島地域における医療従事者等の確保に要する経費に充てることを目的としており、いわゆるソフト事業への充当を想定した基金となっております。今後、甑島地域各診療所のハード事業、施設の維持・修繕や医療機器整備等の財源としても活用することとしたいため、名称を「甑島地域医療体制整備基金」に改め、設置目的に診療所等の整備に要する経費にも充当することができるように文言を追加しようとするものでございます。

これに併せまして、（1）の医療福祉対策基金につきましては、施設整備の対象となる施設から

甌島地域の診療所施設を除くため、設置目的を一部変更するものであります。

また、4、その他にありますように、今回名称変更を行う甌島地域医療体制整備基金につきまして、市民の皆様や本市出身者の皆様に広く認知していただくとともに、親しみを持っていただくため、同基金の愛称を「Dr. コトー診療所基金」としましてホームページ等で広報・周知してまいります。

あわせて、本市のふるさと納税の使用目的に、「甌島医療」を新たに追加し、同基金へ積立てを行いまして、甌島地域各診療所の医療従事者確保及び施設や医療機器整備等の財源として活用していきたいと考えております。

なお、令和8年度開業を目標としています（仮称）上甌島診療所を整備するための基金につきましては、今回の名称変更を行う甌島地域医療体制整備基金とは別に、診療所の新設、建設基金に特化した造成基金として、令和5年度に新たに創設したいと考えております。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第34号 令和5年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（阿久根憲造）次に、審査を一時中止しておりました議案第34号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（黒木 諭）歳出予算の主なものにつきまして説明いたしますので、各会計予算調書の155ページをお開きください。

上段、保健衛生一般管理費につきましては、本年度補正予算で措置していただきました、がん患者ウィッグ購入費助成事業補助金を予算計上しており、その他は前年度と同内容となっております。

157ページを御覧ください。

上段、地域医療対策費につきましては1,853万8,000円の増額となっております、主なものは、後ほど説明します国民健康保険直営診療施設勘定特別会計への繰出金の増額でございます。

次に、159ページを御覧ください。

上段、母子保健事業費につきましては6,884万4,000円の増額となっております、主なものは、本年度国の2次補正により本市でも開始しました、伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施します出産・子育て応援給付金事業や、継続支援が必要な妊産婦を対象に保健師や助産師が家庭訪問を実施します養育支援訪問事業、低所得妊婦に対して産科受診を促すための低所得妊婦初回産科受診料支援事業の新規計上などによる増額でございます。

また、予算への影響はございませんが、産後ケア事業につきまして、現在は宿泊型と応援券を利用した施術型等のメニューで行っておりますが、施設に数時間滞在してゆっくりしたいという利用者の声がございます、それに対応するため、日帰り型のメニューを追加することとしております。

次に、160ページを御覧ください。

感染症等予防費については3億6,955万8,000円の減額となっております、主なものは、前年度当初で予算措置させていただいた新型コロナウイルスワクチン接種経費2億4,000万円、集団接種等接種体制確保経費1億5,000万円の皆減が主なものであります。

新型コロナウイルスワクチンの今後の取扱いにつきましては、所管事務で御説明いたしますが、ワクチン接種の全体概要が見えてまいりましたので、今会期中での予算の補正が必要になってまいりますので、補正につきまして、改めて相談させていただきたいと考えております。

その他、子宮頸がんワクチンにつきまして、これまで2価・4価ワクチンだったものが、9価ワクチンが認可・承認されたことから、医薬材料費を1,200万円ほど増額しております。

その他の歳出予算については、前年度と同内容の予算計上となっております。

引き続き、歳入予算の主なものについて説明いたしますので、44ページをお開きください。

国庫負担金、衛生費負担金は2億4,000万円の減額となっており、新型コロナウイルスワクチン接種費用の減でございます。

国庫補助金につきましては9,815万3,000円の減額となっており、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に係る国庫負担金の減が主なものです。新規事業に対応します、先ほど歳出で説明いたしました低所得妊婦初回産科受診料支援補助金、それから出産・子育て応援交付金を新規計上しているところです。

県補助金につきましては1,634万2,000円の増額となっており、これも出産・子育て応援給付金事業に対する県補助金が主なものでございます。

その他の歳入については、前年と同内容の予算計上となっております。

○委員長（阿久根憲造） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（中島由美子） ウィッグの補助は、県が入ってくれて、今回初めて予算化されたんですか、その確認を1点。前質問していて、なかなか独自ではできないということで、県のほうがたしか2年ほど前に入れていたと思うんです。そうした中で、今回初めてだったのかなというのが1点と、60万円のこの補助で何人分ぐらいの補助ができるのかというのを教えてください。

それと、159ページの不妊治療助成金が入っています。こうしたときに、不妊治療が保険適用になったけれども、なかなか使い勝手が悪いという話も聞くので、この補助金の使い方についても大事だなと思っているんですが、昨年もあったと思っているんですけど、どのようなふうに使っていらっしゃるのか、また使っていられるのか、ちょっとお示しください。

○市民健康課長（黒木 諭） まず、ウィッグ

に関する補助につきましては、今年6月で鹿児島県が予算措置をしたことに伴いまして、本市でも補正で計上を認めていただきました。中身的には、2万円を上限に、県と市が2分の1負担するんですけども、本市は、今年、それから令和5年度におきましても、一応30人分を予定しております。今年の実績では、現在で13人の方が申請していただいたところでございます。

それから、不妊治療の補助金につきましては、今年度4月から保険適用でございまして、本市におきましては、保険適用後の自己負担分に係る分を2分の1の20万円を上限に助成するというようにしております。

なお、保険適用においては、43歳以上の方は対象にならない、また回数が6回を上限というのがあるんですけども、本市の助成は、そこは子どもが欲しい方の思いに応えたいということで、年齢及び回数制限は撤廃して対応しているところでございます。

○委員（中島由美子） ウィッグは13人の実績があるということで、今回も30人分ぐらいをみていかれるということです。助かると思いますので、よろしくをお願いします。

それから、不妊治療助成金についても一生懸命していただいて、また外れる方、43歳以上とか、そういう方々にも使えるということで、本当に少しでも子どもは増えてほしいのかなと思いますし、願いをかなえていただければと思いますので、寄り添っていただいて、しっかり頑張っていただければと思います。ありがとうございます。

○委員長（阿久根憲造） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造） 質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第41号 令和5年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算

○委員長（阿久根憲造） 次に、議案第41号 令和5年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（黒木 諭） 歳出予算の主な

ものから説明いたしますので、予算調書の315ページをお開きください。

上段、一般管理費につきましては968万8,000円の増額となっており、看護師雇用による人件費の増額、それから（仮称）上甕島診療所新設に係る基本構想・基本設計業務委託費用の予算計上が主なものでございます。

次に、316ページを御覧ください。

上段、医療用機械器具費、下段、医療用消耗機材費については、前年同様、必要な医療機器整備等に係る予算を計上し、317ページ、上段、医薬品衛生材料費については、これにつきましても、後ほど所管事務で説明いたしますが、令和5年度より、院内処方から院外処方へ変更することとしており、これにより、医薬材料費は大幅に減ってまいりますが、当初では、これまでどおり予算計上させていただきまして、予算額が把握できた時点で、減額補正の対応を取らせていただきたいと考えております。

その他の歳出予算については、前年と同様の予算計上となっております。

引き続き、歳入予算について説明いたしますので、306ページをお開きください。

306ページから307ページまでの入院収入、それから307ページから312ページまでの外来収入につきましては、前年度実績を見込みまして、前年度と同内容の予算計上をしております。

313ページを御覧ください。

中段、国庫補助金につきましては、（仮称）上甕島診療所新設に係る基本構想・基本設計業務委託経費の財源としまして、電源立地地域対策交付金1,000万円を新規予算計上しております。

一般会計繰入金につきましては2,847万8,000円の増額となっており、各診療所の人件費を含みます運営費等に対応するものでございます。

国民健康保険事業特別会計繰入金につきましては、更新が必要な各診療所医療機器を予算計上しておりますので、387万円の減額となっております。

314ページを御覧ください。

下段、市債、診療施設等整備事業債につきましては3,390万円の減額となっており、辺地対策事業債の対象事業の減によるものでございます。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（阿久根憲造）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○市民健康課長（黒木 諭）保健福祉部生活福祉委員会資料の9ページを御覧ください。

まず、1番目の新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、（1）マスクの取扱いについては、令和5年3月13日からマスクの着用が個人の判断が基本となってまいります。

ただし、病院受診時や高齢者施設の訪問時等、マスクの着用が効果的な場面、また御自身を守るため、高齢者、それから基礎疾患がある方、妊婦さんに対してはマスクの着用が推奨されているところです。

本市としましても、個人の主体的な判断を尊重することを含めまして、市民の皆様には周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、（2）感染症法上の位置づけにつきまして、国におきましては、特段の事情が生じない限り、令和5年5月8日より、感染症法上の2類相当から季節性インフルエンザと同じ5類の位置づけに移行されることとなります。これにより、感染症法上の行動制限や入院措置がなくなる、感染者の把握が全数数値から定点把握になるなどの変更

が生じてまいります。

また、医療提供体制につきましては、外来での検査・治療は、原則として個人負担となる保険診療に切り替えることや、医療機関での診療報酬の特例加算は段階的に縮小すること、これまで行政が行ってきました入院調整も個々の医療機関で調整する体制へ段階的に移行していくといった方針案が示されております。国におきましても、近日中に正式決定しまして公表することとなっておりますので、情報の取得に努め、情報の共有・発信などをしっかり対応してまいります。

次に、(3) ワクチン接種につきましては、現行の特例臨時接種の実施期間が、令和6年3月31日までの1年間延長されます。よって、この期間、自己負担なしでワクチン接種が実施されてまいります。令和5年度の追加接種スケジュールは、追加接種可能な全ての方を対象に、9月以降に1回接種。重症化リスクが高い方々につきましては、5月から8月にかけて、前倒しして更に1回接種することとされております。

本市におきましては、まず65歳以上の方、基礎疾患を有する方、医療機関、高齢者・障害者施設等の従事者に対しまして、5月から8月に実施し、次に重症化リスクが高い方、1回目を済ませられた方を含めて、追加接種可能な方、全ての方に対して9月以降に接種を行っていきたいと考えております。

なお、使用するワクチンにつきましては、5月から8月に実施する接種は、現行のオミクロン株対応2価ワクチンを使用し、9月以降の接種につきましては、引き続き検討の上、決定することとされております。

最後に、2番目の甌島地域における保険調剤薬局の出店に伴う診療所の院外処方につきまして、医薬分業のための院外処方につきましては、本市の本土地域で90%以上、全国におきましても離島を含めまして80%以上が進んでいるところでございますが、これまで甌島地域においては、調剤薬局の進出がかなわなかったことから、現在、全ての診療所で院内処方となっており、院外処方による医薬分業に至っていない状況でございます。このような中、阪神調剤グループのI&H株式会社様から、保険調剤薬局を上甌町及び下甌町へ1店舗ずつ、計2店舗を出店したいという申出が

あったことから、全診療所において、令和5年度より、院外処方に移行していきたいと考えております。

院外処方による効果としましては、薬の専門家である薬剤師による総合的な服薬指導や各患者に合った薬の提案、それから処方できる薬の種類が増。診療所におきましては、医師や看護師の医療への専念、管理コストの減少等による経営の効率化などがございます。

なお、薬局は上甌診療所近くと手打診療所近くに出店されるため、里診療所及び鹿島診療所の患者様への対応につきましては、痛み止めなどすぐの処方を要する場合や薬が切れてしまっている場合などは、当日処方することを基本としまして、それ以外は、原則翌日に薬局が御自宅へ配達することとなります。

先日、地区コミュニティ協議会会長へ説明を行いまして、市販薬が購入できることなども含め、薬店の進出を喜んでおられ、院外処方への移行もおおむね御理解いただいたところでございます。

今後の取扱いとしまして、現在、院外処方への移行について、各診療所において周知の掲示や説明を始めておりまして、今後、各世帯へのチラシ配付等により周知を図ってまいります。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて、所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）この保険調剤薬局の出店の問題で、ちょっと知識として教えてほしいんですけど、これまで診療所で薬を処方して出していた。お金をもらっていたんですね。それが収入になっていたというふうに考えていいんですか。そうすると民間になるということは、収入減になっていくんですか。その辺について教えていただけますか。

○市民健康課長（黒木 諭）御意見のとおりで、院内処方でございますので、年度当初等に必要となる薬を見込んで購入しまして、それを患者さんに直接処方します。よって、薬代が診療所に収入として入ってくることになります。ただし、そこは薬価差益というものが若干生じる形にはなるんですけども、そこに人件費であるとか、管理の経費を考えると、相対的には院外処方にしたほ

うがいいという状況になってくると考えております。

○委員（犬井美香）5月以降、またコロナの対応も変わることなんですけれども、昨年末から今年1月にかけて、コロナの発熱患者などもすごく多くて、診療所の対応がすごく大変だったということを知りました。通常の診療にもかなり影響があったというふうにお聞きしたんですけれども、今後そういうことがないことが一番なんですけれども、もしものときに発熱の患者さんをやっぱり対応する窓口であったりとか、そのようなことを、市だったりとか医師会と協議して、何かそういう対応は考えていらっしゃるのかどうかをお聞かせください。

○市民健康課長（黒木 諭）5月8日以降、5類へ変更になった場合の医療提供体制については、今現在は、診療や検査を行える医療機関を県がホームページに公表して対応しているところで、先ほど私が申しましたとおり、今後8日以降については、基本的には発熱外来とか検査・診療提供病院以外の、一般のまず病院でも可能となるということにはなっておりますが、本市圏域の発熱外来等、現在受けられているお医者様からすると、いきなり8日から一般病棟が受けてくれるということにはならないのではないかとこの心配をされる声もございます。このあたりも今、保健所等とも話をしているんですけれども、国がどういった方針を取るかということ踏まえて、県としてもできることを検討して協議したいと考えておりますので、それに合わせて本市でも対応していきたいというふうには考えているところです。

○委員（犬井美香）今後検討ということなんですけど、通常診療に影響があっては各クリニック、患者さんまで含めてなんですけど、やはり大変な面があると思いますので、ぜひ積極的に医師会とも協議しながら、薩摩川内市独自でもいいと思いますので、そういう緊急性が高いときの対応の在り方というのを考えていただければいいのかなと思いますので、よろしくお願ひします。

○委員（井上勝博）2類から5類になってインフルエンザと同じような扱いになってくるということは、これまでもインフルエンザというのは、統計的に発生している数を出したりとかしていると思うんですけど、県のホームページにも今、毎

日毎日出ていたのが、もうやめになってくる。そして死者数も分からなくなるのかな、その辺について教えてください。

○市民健康課長（黒木 諭）5類移行の数の把握と発表の仕方につきましては、現在は、医療圏域、診療所圏域ごとに公表を全てされていますが、今後はインフルエンザと同じく、定点病院による報告を県は出していくこととなります。県のホームページ等を見ますと、週当たりごとに絞めて公表はずっと、全ての感染症について公表されておりますので、そこでの把握となってくると思います。

なお、死者数については、定期的な発表というのではないと思います。ある一定の疫学的研究とか調査の段階でまとめて出されることはあるのかもしれないと考えているところです。

○委員長（阿久根憲造）ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

委員外議員の皆様、よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）それでは、ここで、協議会に切り替えます。

~~~~~

午後3時21分休憩

~~~~~

午後3時32分開議

~~~~~

○委員長（阿久根憲造）ここで、本会議に戻します。

以上で、市民健康課の審査を終わります。

ここで、休憩します。再開は、おおむね15時45分とします。

~~~~~

午後3時33分休憩

~~~~~

午後3時46分開議

~~~~~

○委員長（阿久根憲造）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△障害・社会福祉課の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、障害・社会福祉課の審査に入ります。

△議案第34号 令和5年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（阿久根憲造）まず、審査を一時中止しておりました議案第34号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（紙屋一朗）歳出から説明いたします。

予算調書の133ページをお開きください。

まず、上段、社会福祉管理運営費は、保健福祉部統括化のため、部内の職員手当等が新たに計上されております。

また、社会福祉協議会への補助金で、社会福祉協議会運営補助金と総合福祉会館維持管理補助金を増額しております。

次の社会福祉施設管理費と次ページの生活困窮者自立支援事業費は、今年度と同様の予算計上となっております。

次に、下段の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費ですが、事業の詳細につきましては、所管事務調査で後ほど御報告いたしますが、事業につきましては、1月末までの申請で給付金の支給は終了しており、会計年度任用職員の雇用保険の精算保険料のみの計上となっております。

次に、135ページの上段になります。一般障害者自立支援事業費は、今年度と同様の予算計上となっております。

次に、下段の障害者（児）自立支援事業費につきましては、居宅介護を実施する事業所に医療的ケアが行えるヘルパーを増やすために、事業所の体制整備、人材育成等に関わる費用を助成する補助金を267万円増額しております。

次に、136ページの重度心身障害者医療費助成事業費から138ページ下段の隣保館管理運営費までは、扶助費の増額があるものの、それ以外については今年度と同様の予算計上となっております。

次ページの139ページの上段になります。助成家庭児童相談費につきましては、新規事業として、小・中学校などの関係機関と緊密な連携の下

に、支援を必要とする家庭に対して家事等の援助を行い、ヤングケアラーの解決あるいは未然防止のためにヘルパーを派遣する子育て支援ヘルパー事業237万6,000円を予算措置して展開したいと考えております。

次に下段、母子生活支援施設措置費から140ページの上段、災害救助費までにつきましては、今年度と同様な予算計上となっております。

続きまして、歳入になります。予算調書は36ページをお開きください。

36ページから38ページまでにかけて歳入予算を記載してありますが、扶助費等の国・県負担金が主であり、それぞれの歳出に対応して増減しております。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（中島由美子）138ページの軽度・中等度難聴児補聴器助成事業ですが、なかなかこれ実績がないと聞いていたんですけども、最近実績が上がっているのか、また、今年度この予算で何人分ぐらいみれるのか教えてください。

○障害・社会福祉課長（紙屋一朗）担当グループ長に説明させます。

○主幹兼障害福祉グループ長（家吉竜二）現在、委員のおっしゃるとおり、実績のほうはございませんけれども、大体予算でたしか3名程度だったと思うんですけども、そちらに助成できるような形で予算計上させていただいております。

○委員（中島由美子）何年も前から少し入っているんですけど、なかなかだと聞いているものですから、何とか、せっかく大事な話かなと思っておりますので、よろしく願います。

○委員（井上勝博）子育て支援ヘルパー派遣事業というのが、新規ですかね、先ほど説明していただきましたけれども、ただ、そのヤングケアラーの方々、私もよく分からないところもあるんですが、もともと当たり前のようにそれが普通だと思ってヤングケアラーというか、若いだけ介護されている方々とかがいっちゃうわけですよ。そういう人たちが、私はヤングケアラーだから手伝ってくださいというふうになるのかどうか。それがどういうふうにしてヘルパーを派遣するのか、そこら辺の考え方を教えてください。

か。

○障害・社会福祉課長（紙屋一朗） 議員の質問のとおり、非常にデリケートな問題とっております。後ほど所管事務でも説明しますが、ヤングケアラーの実態調査を行っており、ヤングケアラーと言われる子どもたちがいる現状については、十分把握しております。今までもヤングケアラーと言われるような子どもたちがいるということは分かっているんですけど、カテゴリー的にヤングケアラーと言われ始めたのが最近の話であって、もちろん議員が言われるように、当たり前だと感じている子どもたちもいるのも確かで、その子どもたちが「自分がヤングケアラーである」、「自分たちはつらい」という声が出せるような啓蒙・啓発もやっていくんですが、現在もう既にうちで把握しているようなところの世帯に対して、非常にデリケートではあるんですが、実際いろんなその家庭に対する支援はできるんですけど、介護者の介護をしている、あるいは障害者の世話をしている場合は、障害の事業であったり、介護の事業で支援できるんですけど、お父さん、お母さんが健全な場合、なかなかいろんな支援ができないので、そういう家庭について、うまくうちが介入して子どもさんたちが自由に勉強できたり、部活できたりするように、家事の援助はどうでしょうかということでアプローチをかけて事業を行いたいと考えております。

○保健福祉部長（小柳津賢一） ちょっと補足をさせていただきます。

今、考え方も全く課長が申し上げたとおりです。本会議でも幾つか御質問いただいて、自分のほうからも御説明したかと思えますけれども、学校をはじめ、要は端的に言いますと、この事業の名称に「ヤングケアラー」という言葉を使用しておりません。これはなぜかという、今課長が説明したとおりなんですけど、ヤングケアラーというふうに冠をつけてしまって入ってしまうと、それだけで拒絶反応を起こす親御さんなり、家庭もあるのではないかという配慮です。要は、学校含めて、あるいは福祉施設という話もありましたけれども、障害・社会福祉課の相談員なんか既に持っているデータ等がありますので、周りのほうから、周りが十分に連携して入って行って、こういう事業もあるんだよ、使ってみるといいう言い方が多分圧

倒的に多いのかなと。それを慎重に慎重に、先ほど課長が申し上げたとおり、非常にデリケートな問題ですので、入って行って、結果として、該当する子どもたちの負担が少しでも減って、子どもたちの要望で一番多いのは、自分たちの時間が欲しいというのが一番多いので、少しでも子どもたちの時間が、週に何日かでもちょっとずつでもできて、勉強なり遊びなりにというのができる部分ができればいいかなというところで、様子見、様子見で慎重に入っていくという形が多分恐らく、そういうふうになると思っております。

補足をさせていただきます。

○委員（井上勝博） 学校で把握している情報とか、それから学童で把握している情報とかというので、この子はちょっとどうなの、でもヤングケアラーの子は学童に来るのかなというふうにも思うけれども、いろんな周りからの情報を収集して、そして相手の尊厳を傷つけないような形でやるということだとは思いますが、大変難しい事業だと思うんですね。ただ、その先進例があるのかなと。もし先進例があるんだったら、それでうまくいっているほかの自治体があって、それを視察してみてこれを導入しているというのであれば、どこの自治体かなというのを教えていただくことはできますか。

○障害・社会福祉課長（紙屋一朗） 今回の予算措置で参考にさせてもらったのは、視察には行っておりませんが、神戸市と高崎市を参考にしております。

○委員長（阿久根憲造） ほかに質疑はないでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造） 質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（阿久根憲造） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（紙屋一朗） それでは所管事務調査に入ります。

保健福祉部の委員会資料で説明いたします。

委員会資料の2ページを御覧ください。

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金、いわゆる住民税非課税世帯への給付金の事業についてです。

非課税世帯分につきましては、1月末が申請期限でありましたが、昨年11月18日から確認書を1万3,473件送付いたしまして、1万2,938件、96%の返送があり、1万2,890件、6億4,450万円を支給し、46件が課税者の被扶養者とのこと等が理由で、辞退となっております。

また、家計急変世帯についても、235件の申請があり、233件、1,165万円を支給しました。不支給の2件につきましては、要件が非該当でありました。

次に、3ページから6ページまでについてです。

薩摩川内市生活に関するアンケート調査という調査になっておりますが、ヤングケアラーの実態調査になっております。

前回の12月の委員会でも口頭で説明しましたが、本市では、昨年9月20日から10月20日までに、市内の小学5年生から18歳、高校生世代まで7,176人について調査を行い、4,645人、64.7%の回答がありました。

公立の小・中学校では、学校内での調査となったため、回答率も高く、小学校では95.4%、中学校では89.3%と高くなっておりますが、高校生世代では、自宅への郵送による調査であったため、17.9%と低い結果になりました。

調査結果ですが、国・県の調査の内容と同様に、本市でも、家族の世話をしているのが7.2%、約300人と捉えております。

世話をしている対象者につきましては、兄弟への世話が最も多く、頻度ではほぼ毎日、時間でいうと3時間未満が最も多くなっております。そのため、勉強する時間が取れないとか、自分の時間が取れない等のヤングケアラーの疑いがある結果となりました。

また、その悩みについては、74.2%が相談したことがなく、ヤングケアラーについては、83%以上が聞いたことがあるがよくは知らない、聞いたことがないと、まだまだヤングケアラーの認知度が低く、そのせいか、ヤングケアラーに当てはまると答えたのは、中学生と高校生世代のみの回答になっておりますが、僅か1.9%となり

ました。

この結果からも、新規事業でもある子育て支援ヘルパー事業で、ヤングケアラーの解決・未然防止を行うとともに、また、関係機関と連携して啓蒙・啓発活動をしていきたいと考えております。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（中島由美子）ヤングケアラーのこの実態調査がしっかりできてよかったなと思いますし、実態が分かったなと思います。そうした中であって、やはりヤングケアラーの認知度というのかな、自分はそうじゃないというか、そういう方が多いんだなというのを感じますので、先ほど来言われるとおりに、やっぱり学校が一番よく分かっているのかなと思うんですね、その子の実態というのを。そういうところから、要請されたら動いていただいて、何とかヘルパーというのかな、そういうお手伝いが入ったりすると、勉強するのも大事だと思うし、友達と遊ぶのも大事だと思うし、何せ自分の時間が持てるというのが本当にその人にとって大事だと思うので、そういう環境に変化できるように、苦勞されると思うんですけど、実績が上がるようによろしくお願ひしたいと思えます。

○委員（下園政喜）「家族の中にあなたが世話をしている人はいますか」といって、回答が100%ということは、回答者の4,645人のうちに何人と書いていないですけど、これ、どこでパーセントを取ればいいですか。7.2%というのは何名のことでか。

○障害・社会福祉課長（紙屋一朗）市全体と書いて、n=4,645人とあるんですが、これが全体のうちの7.2%が「いる」と答えたことになります。89.4%が「いない」という回答になります。最後の3.4%の方が無回答ということになります。

○委員（下園政喜）分かりました。

○委員長（阿久根憲造）そのほか質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

委員外議員の方はよろしいですかね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）以上で、障害・社会福祉課の審査を終わります。

△高齢・介護福祉課の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、高齢・介護福祉課の審査に入ります。

△議案第34号 令和5年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（阿久根憲造）まず、審査を一時中止してありました議案第34号を議題といたしません。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）それでは、歳出から説明させていただきますので、予算調書の141ページをお開きください。

141ページの上段、事項、老人福祉管理運営費から、飛びまして145ページの上段、事項、労働者福祉対策費まで、おおむね前年度と同内容の予算計上となっておりますが、前年度と比較して増減が大きなものについて御説明させていただきます。

まず、141ページ、下段の事項、老人福祉施設管理費につきましては、委託料として、里生活支援ハウスの老朽化に伴い改修工事が必要なことから、令和5年度において改修工事設計業務委託を行うものであり、また、工事請負費として上甕老人福祉センター爆裂補修工事を行うものであり、事項全体で前年度と比較して1,013万9,000円の増となっております。

次に、142ページを御覧ください。

上段の事項、高齢者生活支援事業費の高齢者訪問給食サービス業務委託等において、昨年9月議会において、原材料等の高騰に伴い、物価高騰の影響を受けている高齢者訪問給食サービス事業の経費について、契約単価を増額し、事業者等の負担軽減を図ること等のため、必要な経費の増額を令和4年度に実施することをお願いしておりました。

なお、令和5年度においても、現在の燃料費等の高騰に伴い、事業所の高齢者の見守り経費が増加していることを受け、昨年9月に増額した委託経費と同額を措置しており、前年度と比較して

274万5,000円の増となっております。

次に、144ページを御覧ください。

下段の事項、特別養護老人ホーム管理費につきましては、工事請負費として特別養護老人ホーム鹿島園において、老朽化した附属建物鋼製ドア取替工事及び、同じく鹿島園の屋上改修工事を行うものであり、事項全体で前年度と比較して664万2,000円の増となっております。

次に、歳入について御説明いたしますので、予算調書の39ページをお開きください。

14款2項1目民生費負担金から22款5項4目雑入までは、前年度と同内容の予算計上となっております。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）高齢者の訪問給食サービスなのですが、前年度と同じように業者に対する補助金を出してということなのですが、前年度と同額というふうにおっしゃったんですけど、ちょっとメモできなかったんですけど、前年度と同じ補填をしているというお話でしたよね。それでいいんですか。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）委託単価については50円アップをさせていただいておりますけれども、令和4年度については、原材料費の高騰で措置いたしまして、令和5年度につきましては、燃料費等の高騰がありますので、訪問給食、各家庭を回って給食と同じく見守り活動もさせていただいておりますので、その経費が事業所の負担になっているので、同じく50円を委託料として上げたということでございます。

○委員（井上勝博）原材料費の高騰が物すごく、コンビニに行くたびにパンが小さくなっているのかなんですけど、業者はこんなもんで何とかやっていけるんでしょうか。そこら辺の声は聴いていらっしゃいますか。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）当然、昨年の9月議会までは、やはり事業者の方から、値上げをお願いできないかという相談は多々ございました。50円値上げしたことによって、ある程度そのような御意見は今頂いていない状況ですけども、また今後、この物価高騰が続くとか、あるいはいろんな状況があれば、その都度相談が

あったときには、また丁寧な説明をしながら対応したいと思います。

○委員長（阿久根憲造）よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第42号 令和5年度薩摩川内市介護保険事業特別会計予算

○委員長（阿久根憲造）次に、議案第42号令和5年度薩摩川内市介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）それでは、歳出から御説明させていただきます。

予算調書の331ページをお開きください。

331ページにつきましては、障害・社会福祉課所管ではございますが、介護保険事業特別会計予算ですので、当課より御説明いたします。

上段の事項、権利擁護事業費及び下段の事項、任意事業費は、それぞれ権利擁護事業に係る補助金と成年後見制度に係る補助金を計上しております。

次に、332ページを御覧ください。上段、事項、総務管理費から333ページの下段、事項、計画策定委員会費において、昨年度と比較し増減の大きなものは、333ページ下段の事項、計画策定委員会費において、令和5年度に策定いたします第9期介護保険事業計画策定に伴います委託料を新規に計上しております。

次に、334ページを御覧ください。上段の事項、居宅介護サービス給付費から337ページの下段の事項、特例居宅介護サービス計画給付費につきましては、各種居宅サービス計画費を計上しており、前年度と比較して相対で5億2,385万5,000円増加しております。

次に、338ページを御覧ください。上段の事項、施設介護サービス給付費及び下段、事項、特例施設介護サービス給付費は、施設介護サービスに係る経費であり、前年度と同内容の予算計上となっております。

次に、339ページを御覧ください。上段の事項、介護予防サービス給付費から342ページの

下段、事項、特例介護予防サービス計画給付費は、介護予防サービスに係る経費であり、前年度と比較して77万7,000円増加しております。

その他、343ページから353ページ記載のそれぞれの歳出予算は、前年度と同内容の予算計上となっております。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、予算調書の320ページを御覧ください。

歳入については、320ページから330ページまででございますが、歳出予算に対応した国・県・市支払基金等の区分比率に基づいた前年度と同内容の予算計上となっております。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）いろいろ事業者に対しての助成金とか補助金とかというのは、この特別会計から出るんですかね。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）事業者への補助というか、介護給付費、介護サービスを受けられた方の請求は、施設から国保連合会というところに行くんですけど、その分を国保連合から施設がもらえます。市としてはその分を国保連合会に払うという、医療レセと同じような流れになっております。あと事業所に払うといえば、ミニ・デイサービスとか市が委託している事業、そういった形の事業もこの予算から出ております。これでよろしいでしょうか。

○委員（井上勝博）やはり物価高騰の影響というのは、どうなんでしょうか。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）介護報酬は、医療報酬と同じで決められた定額単価ですので、その辺はこちらの数字にはなかなか現れにくい状況です。

○委員長（阿久根憲造）ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

[「討論あり」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）以前から申し上げているとおり、高齢者から声が出てくるのが、介護保険料が高い、何とかならないかと。年金は少なくなるのに介護保険料だけが天引きされる、これが一番声として大きいんですね。だから何とかこの介護保険料を引き下げるために力を尽くしていただきたいんですが、財政的な事情もあるということは思いますけれども、しかし特別な対策が私は求められていると思います。今回そういう形で軽減策があるとは思えないので、反対いたします。

○委員長（阿久根憲造）次に、本案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）これで討論を終わります。

採決します。採決は起立により行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（阿久根憲造）起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（阿久根憲造）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）それでは、保健福祉部の生活福祉委員会資料の7ページをお開きください。

サロン認知力アップインセンティブ事業（仮称）について御説明いたします。

まず、1の事業目的でございますが、記載のとおり、認知力向上のための活動に積極的に取り組んだサロンに対し、翌年度のサロン運営について活動支援を行うものであります。

2の事業の内容として、対象ですが、登録後3年目以降のサロンのうち、前年度に、今後説明します(2)のアの取組をしたサロンであり、(2)取組についてですが、記載のような、認知

力向上の効果が認められている運動・口腔歯科指導・脳トレのいずれかをサロン活動に取り入れていただき、その結果を活動報告書にて御報告を頂きます。

(3)の活動支援金についてですが、サロン1か所につき年間5,000円であります。

3の周知活動等につきましては、本年4月から6月にかけて事業説明を各サロンに行い、令和5年度中に各サロンにおいて活動に取り組んでいただき、その報告を活動後随時、御提出いただき、令和6年4月以降に、実績に基づき各サロンに活動支援金を支給するものであります。

なお、支給につきましては、社会福祉協議会より従前よりありました、共同募金の還元金と合わせて支給いただくこととしております。

4につきましては、参考資料として表形式にて補助金及び支援金について御説明してありますので、御参照ください。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（帯田裕達）今、サロンの認知力アップインセンティブ事業についての説明がありましたが、今サロンの数と、それから全体の参加人数は幾らぐらいあるのか、お答え願います。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）サロン数についてですけれども、令和3年度におきましては292、令和4年度は1減りまして291ということになっています。

実施回数につきましては、申し訳ありませんけれど、令和2年度と令和3年度の数字で御報告させていただきます。

令和2年度につきましては、延べ回数が5,228回、参加人数延べで6万3,807名でございます。

令和3年度におきましては、延べで5,187回、参加人員は延べ人数で5万9,321名の参加となっております。

○委員（帯田裕達）このサロンの活動に関して補助金とかで私は一般質問もした経緯があります。やはりそのときの回答も、難しいとかというものもあったんですけど、こうやってサロンの数も291、それから参加人数も延べで6万3,800人と非常に多いし、例えば元気度アッ

ブにも認証されていたり、認知症の予防にもなるということで、たくさんの高齢者が参加していらっしゃるし、行くのが楽しみであると。なかなか家にいると暗いことばかり考えて、とにかく家を一步出ることが何よりも楽しいということを声も聞きますので、このサロンの活動の活性化にもつながるということと、それからこれを継続していただきたいというのと、さらにもうちょっと予算をアップしてほしいというのがありますので、検討していただきたいと思います。

○委員長（阿久根憲造）ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

委員外の方々はよろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）以上で、高齢・介護福祉課の審査を終わります。

△保護課の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、保護課の審査に入ります。

△議案第17号 薩摩川内市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（阿久根憲造）まず、議案第17号薩摩川内市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保護課長（新川皇祐）本議案につきましては、議会資料で説明いたしますので、2ページをお開きください。

議案の趣旨につきましては、記載のとおりでございます。

本議案の目的としましては、令和6年3月から全国一律に導入される医療扶助オンライン資格確認導入に際し、外国人も利用できるよう条例の一部を改正しようとするものでございます。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）ごめんなさい、今の説明ではよく分からなかったんですけども、もう少し説明を長くしてもらえませんか。ちょっとよく分からなかった。

○保護課長（新川皇祐）この条例につきましては、令和6年3月から全国一律に導入される、生活保護を利用されている人以外にも、令和6年からマイナンバーカードに保険証がひもづけられるということになります。その際、日本人につきましては、平成27年度に条例を定めていたんですけども、外国人については、当時、こういう保険証にひもづけされるとか、全然見通しがなかったために、外国人については整理されていなかったために、今回一部追加するものでございます。

○委員長（阿久根憲造）ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第34号 令和5年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（阿久根憲造）次に、審査を一時中止しておりました議案第34号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保護課長（新川皇祐）初めに、歳出から説明いたします。

予算調書の146ページをお開きください。

調書上段、行旅病人等取扱事務費は、前年度と同内容の予算計上でございます。

調書下段、生活保護管理運営費については、301万1,000円の減額となっており、その主なものは職員給与の減額でございます。

次に、調書の147ページをお開きください。調書上段、生活保護適正実施推進事業費については、46万6,000円の増額となっており、その主な要因につきましては、生活保護管理運営費の扶養義務者実態調査等郵送料等の予算を同事業費に移し替えたものでございます。

次に、調書下段の被保護者就労支援事業費は、前年度と同内容の予算計上でございます。

次に、調書の148ページをお開きください。調書上段、被保護者健康管理支援事業費は、99万円の増額となっており、その主なものは、医療扶助オンライン資格確認導入に伴うシステム改修等でございます。

次に、調書下段、生活保護費は1,000万円の減額となっておりますが、これは実績により減額するものでございます。

続きまして、歳入について説明申し上げます。

予算調書の40ページをお開きください。

国庫負担金、民生費負担金、予算額11億6,317万7,000円は742万7,000円の減額となっており、その主なものは、歳出予算において、生活保護費の実績により1,000万円を減額したものが要因でございます。

次に、国庫補助金、民生費補助金、予算額1,354万3,000円は210万7,000円の増額となっており、その主なものは、医療扶助オンライン資格確認導入事業の100%補助対象分が要因でございます。

次に、県負担金、民生費負担金については、前年度と同内容の予算計上でございます。これは、居住地や帰来場所がない者、例えば長期入院等により住宅を失った被保護者に関するものでございます。

次の県委託金、民生費委託金、行旅病人等取扱委託金は、前年度と同内容の予算計上でございます。

なお、前年度予算から19万3,000円の減額となっておりますが、その要因は、社会保障生計調査が終了したためのものでございます。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（阿久根憲造）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について、質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

委員外議員も大丈夫ですかね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）以上で、保護課の審査を終わります。

△子育て支援課の審査

○委員長（阿久根憲造）次は、子育て支援課の審査に入ります。

△議案第18号 薩摩川内市の附属機関に関する条例及び薩摩川内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（阿久根憲造）まず、議案第18号薩摩川内市の附属機関に関する条例及び薩摩川内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○子育て支援課長（福森ひとみ）内容につきましては、議会資料で説明させていただきます。

議会資料の3ページをお開きください。

まず、説明の前に、語句の修正をお願いいたします。1番目の趣旨の次の行の、右から四つ目の「子ども」でございますが、漢字の「子」をひらがなの「こ」に修正をお願いいたします。申し訳

ありません。

それでは、説明に入らせていただきます。

1の提案の趣旨にあるように、こども家庭庁設置法とこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が、令和5年4月に施行されることに伴い、薩摩川内市の附属機関に関する条例における子ども・子育て支援会議に係る所要の規定の整備を図るもの、また、薩摩川内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例につきましては、同じく整備法の施行に伴い、学校教育法及び子ども・子育て支援法が改正となりますことから、所要の規定の整備を図ろうとするものでございます。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）こども家庭庁ができるということで条例を整備するということですが、条ずれという言葉を使っているんですが、この条ずれというのはどういうことなんでしょうか。

○子育て支援課長（福森ひとみ）いわゆる条ずれといいますのが、もともとの規定などが改正されますことによりまして、今回は市の条例のほうにおきましても、その部分についての条項等が変わります関係で整備をするような形のものになります。

○委員長（阿久根憲造）ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第19号 薩摩川内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

○委員長（阿久根憲造）次に、議案第19号 薩摩川内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○子育て支援課長（福森ひとみ）それでは、内容につきまして、議会資料で説明させていただきます。

議会資料の4ページをお開きください。

1、提案の趣旨でございますが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び児童福祉関係府省令の一部改正に伴い、各条例の所要の規定の整備を図ろうとするものでございます。

2、概要ですが、まず、（1）薩摩川内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、安全計画の策定等の義務化に係る規定と送迎用バスの安全管理に係る規定の新設、また、設備・人員基準の緩和に係る規定の改正と懲戒権に係る規定を削除し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置の明確化に係る規定を改正するものとなります。

次に、（2）薩摩川内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例につきましては、懲戒権に係る規定を削除するもので、（3）薩摩川内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例におきましては、安全計画の策定等の義務化に係る規定と送迎用バスの安全管理に係る規定及び業務継続計画策定等の努力義務化に係る規定の新設と感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置の明確化に係る規定を改正するものでございます。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）懲戒権限の濫用禁止とあるんですが、具体的にこれをどういうふうに理解すればいいですか。

○子育て支援課長（福森ひとみ）懲戒権の規

定は児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘等もありまして、児童虐待防止対策の強化を図るため、民法等の改正が懲戒権の規定が削除されましたことによりまして、児童福祉法も改正となっておりますことから、今回、本条例を改正することとなったものでございます。

○委員（井上勝博）国会での議論も聞いていて、懲戒権というのは何なのかなというのがよく分からないわけですよ。議論は、懲戒権という言葉がどんどん使われる。だけど具体的に、懲戒権といった場合にどういう行為を指すのが分からないわけですよ。

○子育て支援課長（福森ひとみ）福祉施設等での施設長が職員をこの懲戒権を濫用することによって、今回、懲戒権自体が削除となったわけではございますが、それを口実にして福祉施設等の運営等で職員に、対応としてそれを盾にしてといいますか、それを使って懲戒、やめさせたりとか、注意したりとかするようなことの内容であろうかと、すみません、考えております。

○委員（井上勝博）非常に大事なことだと私は思っているんですね。だけど一般的にこのことを理解してもらって、一般の大人に、私は子どもがいないから子育てした経験はないけども、懲戒権を濫用することによっていろんな体罰が行われたりということが起こっていると。それは具体的にどういうことなのかと。懲戒権って何なのかというのを、親とか子どもに関わる人たちにやっぱりそれを知らせていくということも大事なことなんじゃないかと思ってお聞きしたんです。だからそこから辺をただ条例をつくるときに、やっぱりちょっとその辺の言葉の意味とかというのも、条例というのは市民のものだから、市民に分かりやすいように書くのは難しいのかもしれないけど、しかし何らかのパンフレットにしたりするときには具体的な内容を示さないといけないんじゃないかなと思うんですが、その辺はどうなのでしょう。そういうことはする必要はないのでしょうか。どうなのでしょう。

○保健福祉部長（小柳津賢一）この保育部門に限らず、厚生労働省の関係、あくまでも一般論です。もしかしたらちょっと乱暴な言い方になるかもしれませんが、国の法律、政令、省令等でいろいろな定めがあって、それを受けて、

各市町村で条例できちんと定めなければいけないという仕組みになっているものって結構多いです。この今、課長が御説明した児童福祉施設の施設運営に関する基準等の一部を解説する省令とありますけど、これに基づいて、今現行、うちでもここに掲げているような基準を定める条例というのをつくっているわけです。言葉自身が確かに難しいという御指摘は、分からないでもないですけども、言葉自身を例規上変えることは非常に難しいです。というのは、先ほど申し上げたとおり、国の例規にのっとった、使われている言葉をほぼそのまま使わないといけないというのが、我々としてはありますから、ただ、その懲戒権とは何ぞやとか、今後こういうのが禁止されますよとか、そういう部分は、関係施設が集まる会議等の場で説明するなど、そこはちょっと考えてみたいと思います。

○委員（川添公貴）今さら感があつて、ちょっと教えてもらいたいんですけども、家庭的保育事業者というのは、私が知っているのは、こども園とか幼稚園、保育園、放課後児童クラブとか、これも知っているんだけど、これが何かというのを教えてもらいたいのと、もう一つが、放課後児童健全育成事業者って、これもまた難しい言葉なので、具体的に何を指すのかというのを、この2か所を教えてもらいたい。改正内容については今読んだんですけど、この前の子どもを車の中に放置した事件等を踏まえて、きちんと整備を図ろうというものだろうというのは理解したんですけど、この二つだけ教えてもらえませんか。

○子育て支援課長（福森ひとみ）家庭的保育事業といいますと、保育所になります。認定こども園におきましては、家庭的保育事業ではなく、特定教育・保育施設というものになります。放課後健全育成事業が、これがいわゆる児童クラブになります。

○委員長（阿久根憲造）ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第34号 令和5年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（阿久根憲造） 次に、審査を一時中止しておりました議案第34号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○子育て支援課長（福森ひとみ） それでは、歳出から御説明申し上げます。

予算調書の149ページをお願いいたします。

上段の事項、少子化対策事業費につきましては、右側の主な内容に記載のうち、デジタル地域通貨プラットフォーム構築業務委託が新たなものとなります。この子育て応援券支給事業につきましては、生活福祉委員会資料にて説明をさせていただきたいと思っております。委員会資料の8ページをお願いいたします。

令和3年度より実施しております子育て応援券支給事業ですが、（1）の事業概要から（5）の利用状況までは、資料に記載のとおりとなりますので、御確認ください。

（6）につきまして、昨年10月に市民を対象にeまちアンケートとしてウェブアンケートを実施しましたところ、子育て応援券を知っているとの回答が約64%、子育て世帯の支援や子育ての環境づくりに役立つと思われるとの回答が約94%、また、電子商品券での支給については、電子を希望される方、どちらでもよいとの回答も含めると、81%の電子での利用対応が可能な御回答を頂いたところです。

これらのアンケート結果や電子化の御意見等も踏まえまして、（7）アとしまして、これまで紙での応援券を交付しておりましたが、子育て世帯の利便性向上を図るため、希望者にデジタル地域通貨で支給が行えるように、電子化に係る業務委

託を予算計上しております。

それでは、予算の説明をさせていただきます。予算調書の149ページにお戻りください。

下段の事項、児童福祉管理運営費につきましては、令和7年度からの第3期子ども・子育て支援事業計画策定に向けた子ども・子育て支援ニーズ調査業務、病児保育事業者の増に伴う委託費の増や、利用実績見込みに伴い、障害児保育や一時保育に係る補助の増となります。

次に、150ページの上段、事項、児童福祉施設整備費は、子育て支援センターや病児保育等を実施しています、御陵下町、てとての施設の老朽化に伴う建て替え工事や、永利町にございますさとのもり保育園の施設の増改築工事、それから病児保育を実施します永利町、ちゅうりっぷ園の改修等を計上しております、全て令和5年度の単年度事業になります。

下段の事項、利用者支援事業費につきましては、前年度と同内容の計上となっております。

次の151ページの上段の事項、保育対策総合支援事業費につきましては、前年度と同様、保育士の負担軽減等に係る各種補助金になりまして、2段目の保育補助者雇上強化事業補助金につきましては、前年よりも実施予定施設の増に伴い、増額となっております。

下段の事項、児童手当福祉費につきましては、前年度と同内容の予算計上となっております。

次に、152ページの上段の事項、児童館費につきましては、まず、上から2段目の施設整備補助金では、先ほど児童福祉施設整備費でも説明しました、てとてにおきまして、同建物内にある児童クラブの建て替え分となりまして、建て替え後に1支援増の予定となっております。

また、下から3段目の放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）補助金は、令和3年2月より国により実施されておりました、保育士等も含めた処遇改善に係るもので、当初予算としては新たなものになります。

そのほか、ICT等の業務効率化に係る補助等が新たに予算計上となっております。

下段の事項、保育所運営費では、市が直営しております下甕保育園の更なる保育体制の充実を図るため、保育士業務専門員の1名増を計上しており、次の153ページの上段の事項、母子福祉対

策事業費から154ページの事項、子ども医療費助成費までにつきましては、前年度と同内容の予算計上となっております。

引き続き、歳入の主なものについて御説明いたしますので、予算調書の41ページをお開きください。

16款2項2目、国庫補助金、民生費補助金に記載の保育所等整備交付金、それから子ども・子育て支援整備交付金及び次世代育成支援対策施設整備交付金は、それぞれ保育所、病児保育や児童クラブ、子育て支援センターの建て替え・改築に係る補助金になり、補助率は、子ども・子育て支援の病児保育が対象経費の10分の3、児童クラブが9分の2、そのほかは2分の1になります。

42ページの17款2項2目、県補助金、民生費補助金の社会福祉施設等施設整備費補助金と病児保育等体制整備促進事業補助金は、先ほどの国庫補助金で説明しました、児童クラブと病児保育に係る県補助相当分になり、補助率は国庫と同じく、児童クラブが9分の2、病児保育が10分の3になります。

そのほか、41ページから43ページまでに記載の内容は、歳出に対応した国・県の各種負担金、補助金等になり、前年度と同内容の予算計上となっております。

○委員長（阿久根憲造） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（落口久光） 予算調書の152ページです。3款3項3目の児童館費のところ、先ほどもちょっとコメントをされましたけれども、児童支援員等処遇改善事業ということで、月額9,000円相当ってなっていますけど、これ、相当ってつける理由は、9,000円なのかと思っていたんですけど、よくよく見ると相当ってなっているので、何かちょっと含まれているのかと思ひまして、その意味が分かりましたらお願いいたします。

○子育て支援課長（福森ひとみ） こちらにつきましては、先ほども御説明したんですが、もともと昨年2月に国が始められたもので、それが、今回当初として計上させていただいたものですが、国がはじめられた時点から相当というものがついておりまして、内容としましては、その当時から

何も変わっていないところであります。大体これぐらいまでの金額でというような、相当となっております。

担当の保育担当主幹のほうから説明をさせますので、お待ちください。

○保育担当主幹（大谷知子） 9,000円相当の話なんですけど、9,000円は各クラブでそれぞれ計上していただいたものに対する補助金でありまして、各クラブがそれだけ賃金を上げますよという形で補助金としてお支払いしているものになります。

なので、それぞれのクラブにおいて、賃金を9,000円相当というんですけども、それだけ上げていただくことになります。

○委員（落口久光） 一人当たり9,000円上がっているという認識でよろしいんですか。この文言を見ると、もしかしたら五、六千円の人もいるのかと思うんですけど、もしそうであれば、ちょっと用途が違うという気もするんです。運営に係るというのがあるのであれば、それはそれ、賃金の上昇分の補填であれば、そこをちゃんときちんと分けてやるべきだと思うんですけど、そこら辺についてはいかがなんでしょうか。

○保健福祉部長（小柳津賢一） すみません。私も細かくは答弁できないかもしれませんが御容赦ください。

相当という意味は、ある程度、単価掛ける人数掛ける時間とかが入っていると思うんですけど、一定の計算式にのっとって、各児童クラブごとに定額として支払われる額で、実際、各支援員さんに対して月額9,000円がかっちり払われているかどうかということになると、多分、そこはある程度運用の幅があるんじゃないかと思うんですけど、そういう意味で、多分、相当がついていると。

ただ、課長が先ほど申し上げたとおり、昨年度から、国の要綱上、そういう扱いになっておって、実績報告を所定のルールで出してもらって、そして、そこがきちんと要件に合っていれば出せる補助金なので、多分、そこをきっちりここまで使いなさいとまではなかなか、ちょっと国の補助金の財源をしている以上、我々も現場に対してなかなか言いづらいというのが正直なところじゃないかと思ひますけど。

すみません。私が足らなかつたら補足をさせます。

○子育て支援課長（福森ひとみ）こちら、先ほども、部長のほうからも説明がありましたように、国のほうからの補助金が充たっておりまして、9,000円相当というのが、上限が9,000円という形で国の補助が充たっているものになります。

○委員（井上勝博）国のほうは異次元の子育て応援だったか、そんな言い方をされていたと思うんですが、相当期待をしているわけですが、国会ではなかなか中身は明らかにされていないと。全く、今、中身が分からないんですか。こういうのが期待できるとか、そういうのはないんですか。

○保健福祉部長（小柳津賢一）私どもも、正直、現時点では新聞報道等で見るところ以上の部分は、なかなか入ってこないです。6月のいわゆる骨太方針、あのあとに来るのかとも思ったりしていますけど、ただ、市長が本会議で答弁いたしましたけど、4月から子ども家庭庁に一人職員を派遣いたしますから、そこを通じて早めの情報収集には努めていきたいと思っております。

今の時点では、ちょっとまだそこまではできておりません。

○委員（川添公貴）同じ目で私も質問をさせていただきたいと思うんですが。

放課後児童クラブ等については、今、手厚くやっていたら、コロナウイルスにおいては特別な手当等が出されたわけですが、直面したのが、本市の課題だけではなくて国の制度を変えなきゃいけないだろうとは思いますが、所得上限の130万円、この130万円の壁があって、上げていただいたはよいんですけど、130万円に届くもんだから休まざるを得ないということが発生して、そうしたときに、今度はまた新たな方を見つけてこなければいけないんですけどなかなか見つからないということがありまして、そこは地方自治体のほうから国に特例措置ができないのかというようなことも言っていたらいいとは思いますが、手厚くしていただければいいほど人が足らなくなっていく現状を踏まえているんです。

ここで相談なんですけど、確か、事業経費で落とせるのが、交通費とか、研修費とかいうのがあ

ります。これは事業者経費で落とせるやつがあるんですけど、例えば上限9,000円、多分、上限って書けないから相当って書いてあるんだろうと推測はしていたんですけど、こういうのを研修費名目で支給するとかということができないのかどうか。用途がちょっと違うんですけども、そしたら所得に入らないんで、その分、たくさんもらえると。研修参加費とか、そういう形で事業者経費で落としていくというようなことにして上積みができないのかって、ちょっといろいろ、ずっと頭をひねったんですけど、その壁についてどう思われるかということと、その壁を超える部分についての策がないのかどうかということです。お答えできなければそれで結構です。国会答弁でも、なかなかそこが難しいのが出ていたんで。

○保健福祉部長（小柳津賢一）ちょっとすみません。要綱上を私も確認しておりませんから国の補助事業の要綱を見ないといけないんですけども、そういうことができるのかどうかは、ちょっと調べさせていただいて、検討させていただきます。

ただ、私の若干個人的な考え方も入っておりますけど、おっしゃるとおり、130万円の壁というのは、保育施設だけではなくていろんな施設で出てまいります。特に人材が足りない施設で130万円の壁によって、どうしても増やしたくても増えないというのは本当に御指摘のとおりだと思っております。望むらくは、今、国のほうでも検討しているようなんですけど、税の改正のほうで対応していただくと、我々としては非常にありがたいのかという気持ちはあります。ただ、今の子育ての児童施設の9,000円について、今、委員からアイデアをいただいたような対応ができるかどうかは、ちょっと要綱上でできれば非常に厳しいとは思いますが、ちょっと調べさせていただきたいと思っております。

○委員（川添公貴）確かに税法上の問題なんで地方でどうこうということはできないんですけど、おっしゃったように、何らかそういう抜け道と言えば語弊がありますが、正しく経理処理ができる方法がないのかということです。

今、この放課後児童クラブについては、手前味噌で申しわけないんですけど、東郷学園の場合は80人ぐらい登録してるのかな。かなりの数登録しているんで、そんだけ利用が多いということと、

それと、確かな保障、給料をやってあげたいという思いがあって、これも個人的で申し訳ないんですけど、うちのある知り合いが、一緒に住んでいるんですけど、どんどん残業をさせられて130万円を突破したんです。途端にいろんなものがバンバン引かれて、130万円のときよりは手取りがぐっと下がってしまった事実があるんです。それは仕方ないということなんで、そこがないようにちょっと知恵を絞っていただければありがたい。

この予算には本当に満足しているんですけど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（阿久根憲造）ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○生活福祉委員長（阿久根憲造）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○子育て支援課長（福森ひとみ）それでは、所管事務調査におきまして、口頭ではありますが、令和4年度に実施しております子育て世帯生活支援特別給付金について、現状を報告させていただきたいと思ひます。

まず、令和4年6月に支給を開始しております低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金のひとり親世帯分についてです。対象者は令和4年4月分の児童扶養手当受給者等で、支給額が児童一人当たり5万円の給付金となりまして、令和5年2月末までで877世帯、対象児童数1,391名分としまして、6,955万円を支給しております。

同じく令和4年6月から支給を開始しております同給付金のひとり親世帯以外の世帯分ですが、対象者は市民税の非課税世帯である令和4年4月分の児童手当、特別児童扶養手当の受給者及び高校生のみ養育者等になりまして、支給額は児童一人当たり同じく5万円になります。こちらも令和5年2月末までに441世帯、対象児童939名分、4,695万円を支給しております。

なお、この両給付金は令和5年2月28日が申請期限となっておりますが、ひとり親世帯以外の世帯分では2月末までに出生した新生児までが対象となりますことから、この新生児分に限っては3月15日まで申請を受け付けることになっておりますので、この後、若干の支給が発生すると考えております。

これらの実績につきましては、次回の市議会定例会・委員会において、資料により報告をさせていただきます予定としております。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありました。これを含めて所管事務全般についてこれより質疑に入ります。御質疑願ひます。

○委員（中島由美子）待機児童がこれまでゼロと聞いていたけれども、今年度というか、今回、ちょっと発生したような話で、いろいろ、ちょっと相談が来たりしていたんですが、どれぐらいだったのか。それから、その後きちっと、4月までもうちょっとあるんですけど収まっているのか、ちょっとお聞かせください。

○子育て支援課長（福森ひとみ）待機児童の数ということで、待機児童数は4月1日現在では、厚生労働省基準では、令和2年より3年間ゼロとなっておりますが、10月1日でもこちらのほうで試算しております。それによりまして、本年度の10月1日では、厚生労働省基準で言いますと33名、その他で28名いらっしゃいますので、合計61名の実数となっております。

また、直近ですと、今月3月1日現在では、厚生労働省基準でも127名、その他18名いらっしゃいますので、合わせて145名の待機となつていただいております。

○委員（中島由美子）また、保育園にとにかく入れたい方々がたくさんいらっしゃるし、今回、ちょっとお聞きしたら、兄弟間で一緒になるような努力もされたって聞いたんですけど、または入っていない人たちが何とか入れるような手立てがあるのか、ないのか、どこまで収まっていくのか、その見通しをお知らせください。

○子育て支援課長（福森ひとみ）3月1日現在と言いますと、本年度末になりますが、現在、新年度、4月1日入所の分で、現在のところで、まだ確定ではないんですが試算している分がございまして、そちらにつきましては、4月1日では、

厚生労働省基準ですとゼロになるんですが、その他で37名いらっしゃいますので、実質としては37名が4月1日では待機していただくこととなっております。

○保健福祉部長（小柳津賢一） 待機児童の関係で、いわゆる国の基準によるものと、それから、その基準には該当しないけれども事実上の待機児童数があるというのは、もう以前から御指摘を頂いております。

国の基準によれば、毎年4月1日の待機児童数はない。ただ、年度が後ろになればなるほど事実上の待機児童数が増えてくるというのは毎年のことでございます。

特に、今、委員から御指摘があった、いわゆる兄弟間で別々の園に行かないといけないようなパターン、そこは、何回か私のほうでも本会議で御説明したことも実はあるんですけども、1回、分かれた園になってしまって本当に申しわけないんですけど、一時入っていただいて、園の移動の希望というのを頂く形で、こちらの、お兄ちゃんのほうの園にどうしても移りたいというのがあったら空き待ちと。やっぱり定員を超えて入園させるわけにはいきませんから、空いたところを待って、空き待ちでどんどん入れていくというのしか今のところないのが実情です。

ただ、いろいろ御希望を聞いた上で、4月1日からなるべく御希望に沿えるような形では調整はしておりますけども、どうしてもそういうのは、毎年、少しずつはちょっと発生してしまって、御面倒と言いますか、一時的にちょっと御希望に沿えないような状況がありますけれども、私どもなかなか答弁しづらくて恐縮なんですけど、直ちにこれをゼロにするということではできませんが、一つずつ片づけていくというのをこれからも全力でやっていきたいと思っております。

○委員（帯田裕達） 今の中島委員に関連するんですが、その37人、実数いらっしゃって、その要因は保育所の受け入れの数が足りないのか、保育士さんが不足していて、面積的というのか、条件に合えば取れるんだけど、保育士さんがいなくてとれないという保育所もあると聞きました。

私も何人か相談を受けたんですが、市長室に電話したという人もいました。もう本当に困っていると。仕事もできずに、子育てで子どもは増やさ

ないといけないとか、その人も一生懸命なんです。ここが詰まると、もう二人目はなかなか望めない。非常に大事なところなんです。もちろん、収入とか、経済的なものもあるけど、とりあえず子どもができて喜んで、さあ仕事をせんないかんというときにこうやってつまづく。これが異次元の子育てなのかと言いたいんですけど、保育士が足りなくてとれないのか、容量がないのか、いろんな条件がはまっていると思うんですけど、その辺はどうなんですか。

○子育て支援課長（福森ひとみ） 今、お話、帯田委員のほうからも頂いておりましたが、待機児童ということで、お待ちいただいている方たちの中には、育休、職場のほうに復帰されるに当たりまして、現在のところ、私どものほうでは第5希望まで御記入いただいて対応しているところなんですけど、実際、お待ちいただいている方たちの中の多くが、どうしても、特定の園でないという御希望が強い方もかなりいらっしゃいます。

お話をいろいろ聞かせていただきますと、新しい施設の園のほうにせっかくだったら入りたいと言われる声も聞きますので、そういうのを、空いている施設は、ほかの地域ですとか、別の場所はあるんですけども、先ほどもありました兄弟児さんの場合もなんですけど、御一緒という方で、別々に入っていただく場合もございますが、同じ施設に一緒じゃないと言われる方ですとか、あとは特定の施設に、ここでないとと言われる方もかなり多くて、空きがないことには入れないところがありまして、こちらのほうとしても、ほかの空いている施設も御案内するんですが、どうしてもそこはと言われる方も多いのも、お声があります。

○保健福祉部長（小柳津賢一） すみません。ちょっと長くなるかもしれませんが補足をさせていただきます。

今、委員から御指摘というか御質問いただいた保育の受け皿と人とどっちなんだという話になると、今の課長である程度お分かりいただけたかもしれませんが、簡単に言うと、どちらかと言えば恐らく保育士の不足のほうです。市内でも、定員が余っている保育園は実際に幾つかございます。

要は、そこをこちらでお勧めをするんですけど、

先ほど中島委員から御指摘があったように、兄弟が一緒がいいとか、あるいはこっちがいいとか、そういう方は国の基準の待機児童に該当しませんからカウント数はゼロになるわけです。そういう部分の調整をしているんですけれども、どうしても人気があるところで保育士が足りなくていけないという部分があって、我々も、ある程度空きがある保育園もありますから、箱物というよりは、どっちかという、これからは人の確保のほうにシフトをしていかないといけないだろうなという考え方をしているんですけど、なかなかここは保育士は、看護師なんかもそうなんですけど、医療福祉関係の人材は非常に少ないというのはどの分野もですので、足りてないというのがあって、なかなか一朝一夕で特効薬的な事業がないのが実際です。

2月に、実は子ども・子育て支援法という法律に基づいて、市町村が子ども・子育て支援計画というのをつくっているんですけど、それを年に1回振り返りをしたり、あるいは新しい計画をつくるために子ども・子育て支援会議というのを年に一、二回、うちでも法にのっとって会議を設けて、年に1回開催しています。それが、直近が2月にあったんですけども、そこでも今みたいなお話になりまして、そこである有識者の方が言われたのは、県内で保育士の課程を大学なり、専門学校で、資格を取っても、みんな東京なり、福岡に行く。そもそも都会で。なぜか大阪はなかなかいないそうなんです。東京なり、福岡に行くという実態があって、それを引き止めるためには、単純にお金だけではないというふうにその方はおっしゃいました。

お金だけではない、何か地元に残るための手立てというのを、やっぱり今までにない切り口で考えなきゃいけないということですので、一応、その会議では、今後、この会議でも検討していきましようということで、その会議自体の継続審議事項みたいな感じて宿題になったんですけども、そういう場で、ちょっといろいろな全国的な事例も積極的に取りに行きながら、何かいい手だてが、保育士の人材を少しでも確保するための手立てをちょっと考えないといけないのかというので、来年度、一生懸命勉強してみたいと思っております。

○委員（落口久光）今の話に関連します。

保育士が足りないというのは前々から分かっているいろいろなやったんですけど、なかなか定着をしないのと、よく聞くと、働いてみたけど合わなくて辞めちゃってというような方も結構多いというのは聞いているんです。うまく使えるようにできればいいんですけど。

今、部長が言われた余っているところがあるというのであれば、事業主さんが賛同いただけるかどうかというのも難しいところはあるんですけど、保育士の交流みたいな、園をまたがってという形で、レンタルではなくて、本当にある程度違ったやり方を勉強しながら、それをまた持ち帰って双方の園がうまくいくようなということで、人材交流みたいな形で、ちょっと余っているところからは多く出させていただく、けど、こっちからもちゃんと補充して、うまくそういうのがやっていけるような新しい取組なんてできたらいいのかと思いつながらだったので、ちょっと多方面から検討いただいて、余っているだったら、逆に今度は余っている保育園は勤務を削られているはずなんで、もしかしたら所得に関わっている可能性もあると思いますから、そうであれば、逆に仕事があるところで、ちょっと二、三日、プラスアルファで働けたほうが良いという方もいらっしゃるかもしれませんので、そこもちょっといろいろ状況を確認しながらしていただけたらと思いますので、ちょっと御検討いただきたいと思います。

提案でございます。

○委員長（阿久根憲造）ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

以上で、子育て支援課の審査を終わります。

△保険年金課の審査

○生活福祉委員長（阿久根憲造）次は、保険年金課の審査に入ります。

△議案第21号 薩摩川内市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○生活福祉委員長（阿久根憲造）まず、議案第21号薩摩川内市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂） それでは、議会資料に基づきまして御説明のほうをいたします。

保健福祉部の議会資料6ページを御覧ください。

まず、提案理由につきましては、本会議で部長が説明したとおりでございます。

まず、1、今回の改正趣旨につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、本市の条例の一部を改正するものでございます。

次に、2でございます。改正概要につきましては、出産育児一時金の額が48万8,000円に引き上げられるため、産科医療補償制度掛金を含め、被保険者に支給されます金額の合計が50万円となること、また、死産などの場合においては、現行の40万8,000円から48万8,000円に金額の変更がなされるものでございます。

なお、施行日は令和5年4月1日からとなっております。

資料のほうにおきましては、中段に参照といたしまして出産育児一時金の算出方法を、また、資料下段の米印には産科医療補償制度について、それぞれ記載いたしておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

○委員長（阿久根憲造） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） 国民健康保険に加入されている方々については、出産がされるところだけの出産育児一時金があるという、これは国保の特徴なんですか。それとも、大体ほかの保険制度もそういうものがあるわけなんですか。

○保険年金課長（山元 茂） 国保以外のことでございます。

実際には、基本的にはどの保険制度にもあると思われまして。

○委員長（阿久根憲造） ほかに質疑はありますか。

○委員（中島由美子） 言うか言うまいかずっと悩んでいるんですけど、今までの出産育児一時金が三十数年前は25万円だったんです。そして、後払いだったので、妊婦さんたち、出産間近の人はお金をしっかり準備をして、そして払ってから返ってくる、そういう方式だったんです。それが、

だんだん30万円になり、35万円になり、42万円になり、今回、2倍の50万円なんです。そして、市役所と産婦人科さんでやりとりができるので、出産入院費用を支払ったあとが育児資金という形で手元に戻ってくるという感覚が皆さんあるんです。

そうしたときに、いつも言われるものですから、今回どうしようかと悩みながら、産婦人科さんには申し訳ない話なんですけど、この出産育児一時金が増額されるたびに、出産入院費用も上がっていて、結局、戻ってくる育児資金になるのにというものが変わらないんだというお声を聞くんです。

ここに、さっき間違えられましたけど、出産育児一時金なんです。だから、出産費とプラスアルファ、育児の資金があるんだろうって私も思うんですけど、なかなかそうはいかないというのが本音の部分で、これをどうしなさいと、もちろん反対はしませんけれども、国も一生懸命頑張ってきてここまで来たんだと思っているんですけど、なぜ、こうも手元に戻らないのか、出産入院費用が上がっていくのかというのが常に疑問にあって、でも、病院の方々に文句は言えないんだと思うんですけど、ちょっとそういうお声を常に聞かされてきていたものですから、今回、こっだけ上がったので、やっぱり言うておこうと思って言いました。

感想なり、何かありましたらお願いします。

○保険年金課長（山元 茂） 委員御指摘のとおりだと思います。実際の子どもが生まれる方等についての御懸念というのは、今、委員が代弁されたとおりに思います。

そういう中で、産科医不足等もございまして、もろもろ、子どもの少子化問題、そういうことがあって、結局、助成金が上がるということはそれだけ出産費用も上がってきているわけですから、そこはそれぞれ考え方、一時的にお金を立て替えてとか、様々な償還払いの制度であるとか、いろんな考え方によってはあると思うんですけども、この取組といたしましては、今現在は、国の方針にのっとる形で、独自の何かをやるということではできないところでございますので、今後は、またそういう、もし何かいい手だてがございましたら、参考になるところがございましたら、研究していきたいと思っております。

○委員（中島由美子） 産婦人科さんたちも、

本当に少子化の中ですから、上げていかざるを得ないだろうというのもよく分かりますし、でも、出産を、大変な思いをしながらするわけです。そうした中に、少しでも育児資金というの、やっぱりたくさんいろいろ要りますから、新生児であれば、初めてであればあるほど要るし、2番目、3番目であっても、それなりのものを、やっぱり買ってあげたいという気持ちも分かるので、本当に今まで出産してこられた方々の御意見なので、ちょっと今回、思い切らせて言わせていただきました。

ただ、普通分娩でさえもそうなんです。これが帝王切開とか、この間、無痛分娩というのがありましたけど、そうすると、更に金額は張りまして50万円ですらない。都会なんか特に足りないというような声もありますので、ここから先、また国がどうしていくのかというのは見ていきたいと思っていますんですけど、そんな声があるということをお見知りおきをして、御理解いただければと思います。

すみません。

○委員長（阿久根憲造）ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○生活福祉委員長（阿久根憲造）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第34号 令和5年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（阿久根憲造）次に、審査を一時中止しておりました議案第34号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂）それでは、保険年金課分につきまして、まず、歳出のほうから御説明いたしますので、予算調書の161ページを御覧ください。

事項、国民年金事務費につきましては、対前年度207万8,000円を減額をしております。その主な要因は、職員給与等の人件費に係る減額でございます。

次に、下の段になります。

事項、国民健康保険対策費につきましては、対前年度299万円を減額をしております。この主な要因は、同じく職員給与等人件費に係る減額でございます。

次に、162ページを御覧ください。

事項、後期高齢者医療対策費につきましては、対前年度2,933万9,000円を増額をいたしております。主な要因は市町村療養給付費等負担金の増額でございます。

次に、歳入について御説明をいたします。

予算調書の46ページを御覧ください。

1行目の国庫負担金から雑入におきましては、全て前年度と同内容の予算計上をいたしております。

続きまして、債務負担行為について御説明いたしますので、今度は、予算に関する説明書のほうの14ページを御覧ください。

保険年金課分は、表の上から7段目の長寿健診受診券作成業務委託でございまして、健診事業者等の日程調整によりまして、早期に受診券を発送する必要があるために105万6,000円を限度として設定いたしているものでございます。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

以上で、議案第34号令和5年度薩摩川内市一般会計予算のうち、本委員会付託分について、質疑は全て終了しました。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「討論あり」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）ただいま討論の聲が上がりましたので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算に反対します。

今回の委員会の中で明らかになったことで2点だけ申し上げますと、コロナ対策として、高齢者の給食費の補助というのがありましたけれども、単価を上げるのがありましたけれども、ほとんどのコロナ対策支援というのがなくなり、さらに物価高騰がこれだけ続く中での物価高騰対策もなくなっているという点が一つ。それから、マイナンバーカードの普及ということが、私から言わせると強引に進められていて、そこにいろんな矛盾が生まれているということを指摘して反対いたします。

○委員長（阿久根憲造）次に、本案に賛成の討論はありませんか。

○委員（川添公貴）本案に賛成の立場で討論いたします。

現下、物価高騰等を含め、国で大きな対策をうっている中で、安い宅配に50円の価値をつけて負担増をして対応し、市民の方々に迷惑はかからないような予算編成となっているところであります。

また、マイナンバーカードは、マイナポータルサイトを使って、いろんな形で、医師会やらと連携をしながら、市民の八十数パーセントの方がカードを保有され、利便性を構築するような予算編成となっているところであります。

また、随所見られるところにおいて、子育て支援等についてもしっかりと予算づけをし、国、県との連動した予算であるということもしっかりと見られるところであります。

よって、令和5年度の本予算について賛成いたします。皆さん方の御同意をよろしく願いたします。

○委員長（阿久根憲造）次に、本案に反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）これで討論を終わります。

ます。

採決をします。採決は起立により行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（阿久根憲造）起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第47号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（阿久根憲造）次に、審査を一時中止しておりました議案第47号を議題といたします。

本案については、先ほど質疑が全て終了しておりますので、これより、討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第40号 令和5年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計予算

○委員長（阿久根憲造）次に、議案第40号令和5年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂）それでは、御説明いたしますが、まず、最初に、歳入の国民健康保険税に関する部分につきましては、税務課のほうから説明をさせていただきますので、あらかじめ御了承いただきたいと思っております。

それでは、予算内容につきまして、歳出のほうから主なものについて御説明をさせていただきます。

予算調書の288ページを御覧ください。

事項、一般管理費から289ページ下段、事項、

運営協議会費にかけましては、対前年度227万5,000円を減額をいたしております。主な要因は、事項、賦課徴収費の国保税算定方式の変更に伴います方式変更のための委託料等の減でございます。

続きまして、290ページを御覧ください。

事項、一般被保険者療養給付費から294ページ上段、飛びます。事項、退職被保険者等高額合算療養費におきましては、一般被保険者と退職被保険者別の疾病等に係る療養給付費等のいわゆる現物給付や、一部負担金が高額となった場合に一定額を超える部分が支給されます高額療養費等のいわゆる現金給付に関する保険給付費等でございます。療養給付費分を対前年度1億8,349万9,000円、高額療養費等分を対前年度1,818万1,000円、それぞれ実績等を勘案した上で減額をいたしているところでございます。

続きまして、294ページ下段です。

事項、葬斎費から295ページ下段、事項、退職被保険者等移送費につきましては、昨年度と同内容の予算を計上いたしているところでございます。

次に、296ページ上段、事項、出産育児一時金につきましては、基準額の引き上げに伴いまして増額いたしております。

また、下段の事項、出産育児一時金支払手数料につきましては、昨年度と同内容の予算計上といたしております。

続きまして、297ページ上段の事項、傷病手当金につきましては、昨年度の実績を勘案した上、予算計上いたしております。

下段の事項、一般被保険者医療給付費から飛びます、299ページ下段、事項、介護納付金分につきましては、それぞれ県に納めます国民健康保険事業の納付金でございますけれども、対前年度5,929万円を増額いたしているところでございます。主な理由といたしまして、団塊の世代が後期高齢者医療に移行するため、一人当たりの医療費が高い年齢層の減少により、医療費分は減少いたしますが、後期高齢者支援分及び介護納付金分が増額となり、相殺した金額を増額したものでございます。

次に、300ページを御覧ください。

下段の事項、特定健診保健指導事業費から

302ページ上段の事項、早期介入保険事業費は、市民の健康増進及び医療費抑制を目的とした各種保険事業に係ります経費でございます。それぞれ前年度と同内容の予算計上をいたしております。

続きまして、303ページを御覧ください。

上段の事項、一般被保険者保険税還付金及び下段の事項、退職者被保険者等保険税還付金につきましても、それぞれ前年度と同内容の予算計上をいたしております。

続きまして、304ページ上段、事項、直営診療施設勘定繰出金は、甌島地域の国保直営診療所への運営に係る赤字補填分といたしまして交付されました、調整交付金を施設勘定特別会計へ繰り出すものでございますけれども、対前年度387万円を減額いたしております。主な理由は、診療所施設整備費の減額でございます。

次に、事項、一般会計繰出金及び305ページ、事項、予備費につきましては、前年度と同内容の予算計上をいたしたところでございます。

○税務課長（山口隆雄） それでは、予算調書の285ページをお願いします。

1款1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税は、75歳未満の加入者全員が対象となる医療給付費分及び後期高齢者支援金分と、40歳から65歳未満の加入者が対象となる介護納付金分、それぞれ現年課税分と滞納繰越分を合わせて、前年度より2,076万3,000円減の14億6,303万1,000円を計上しております。

2目退職被保険者等国民健康保険税は、退職被保険者等に係る医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の現年課税分と滞納繰越分を合わせて、前年度より33万1,000円減の102万5,000円を計上しております。

退職被保険者等国民健康保険は、平成26年度までの間に退職した方が65歳に達するまでの間は経過措置として存続されてきた制度であり、令和元年度までに加入者全員が65歳に到達したこと等により、当初予算編成時点で既に対象者がいなくなっておりますが、資格要件等の過誤調整の可能性もございますことから、医療、介護、後期高齢の各現年度課税分において1,000円ずつを計上しております。

2款1項2目の督促手数料は、前年度より

10万円増の100万円で計上しております。

○**保険年金課長（山元 茂）**引き続きまして、保険年金課に係ります歳入について御説明いたします。

同じく予算調書の285ページ、下から5行目、県補助金のうち、節、保険給付費等交付金（普通交付金）は、県から交付されます本市の療養給付費見込み額分をそれぞれ計上いたしております。

次に、286ページを御覧ください。

上から6行目からの節、特別交付金は、説明欄に記載していますとおり、保険者の健診受診率や収納率等に応じて配分されます保険者努力支援分、精神・結核療養費等の特殊要因に対して交付されます特別調整交付金分、特定健診に付随します経費等に係る補助に当たる県繰入金2号分と287ページ3行目、特定健診に係る補助分の特定健診等負担金分をそれぞれ前年度と同様で計上をいたしております。

続きまして、287ページ6行目、他会計繰入金は、一般会計からの法定内の繰入金でございます。

続きまして、10行目、基金繰入金は、国民健康保険からの繰り入れ分でございます。対前年度7,470万9,000円を増額いたしております。主な要因といたしましては、歳出の県への事業費納付金が増額となったものでございます。

次に、11行目、繰越金は、前年度と同内容を計上いたしており、12行目、延滞金加算金及び過料は、昨年度の実績等を勘案いたしまして、対前年度500万円を増額いたしております。

下から4行目、雑入は、対前年度と同内容を計上いたしております。

続いて、債務負担行為について御説明いたしますので、予算に関する説明書の299ページを御覧ください。

債務負担行為につきましては、国民健康保険税納税通知書作成等業務委託は、納税通知書発送までの日程調整によりまして、早期に作成する必要がございます。そのため、296万1,000円を限度として設定をし、また、国民健康保険特定健康診査受診券作成等業務委託につきましては、健診期間を確保し、対象者へ早期に受診券を発送する必要があるため、87万8,000円を限度として設定をいたしたものでございます。

○**委員長（阿久根憲造）**ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○**委員（井上勝博）**今回、税率が段階的に上がる最初の年になると思うんですけども、一方で、国税の税収そのものは減るということなんですか。ちょっとその辺がよく分からなかったんですが。

○**税務課長（山口隆雄）**まず、健康保険の被保険者数が段階的に減少している状況がございます。ちなみに、被保険者、令和4年2月からと令和5年2月を比較しましても217人の減少、毎年、数百人の減少が見られます。この一番の原因はここにあります。

○**委員（井上勝博）**税率が上がるわけですから負担は増えるわけなんですけれども、一般質問の中で均等割の減免というのはこういう理由でできませんという話だったんですけど、実際、全国の自治体では均等割の減免なんかをしている自治体もあるわけで、そういったところが違法行為をしているということにはならないだろうと思うんですけど、そこら辺が、あとで教えていただければと思っていたんですけど、ほかの自治体で均等割の減免をやっているということについて、どうしてお考えなのかと思いますが、どうでしょうか。

○**保険年金課長（山元 茂）**均等割、残りの5割に対する軽減という御質問だと思うんですけども、他の市町村がやっているということについての情報は持っていません。

○**委員長（阿久根憲造）**ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（阿久根憲造）**質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「討論あり」と呼ぶ者あり]

○**委員長（阿久根憲造）**ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論はありませんか。

○**委員（井上勝博）**国民健康保険税についても、さきに介護保険料の問題では高いというふうな声がありましたけど、国保もそうだ。

それで、今回、3方式になることによって、段

階的に税率が引き上がるという点で一層負担感が増えてくるということと、それから、均等割については、子どもが成長するにつれて負担が重くなる仕組みになっていると。一つの人頭税ということになってしまっているという点で、特別会計に反対します。

○委員長（阿久根憲造）次に、本案に賛成の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）これで討論を終わります。

採決します。採決は起立により行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（阿久根憲造）起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第43号 令和5年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計予算

○生活福祉委員長（阿久根憲造）次に、議案第43号令和5年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂）それでは、まず、歳出から御説明いたしますので、予算調書の356ページをお開きください。

上段、事項、一般管理費につきましては、後期高齢者医療保険料の徴収事務に係る経費でございます。前年度と同内容の予算計上をいたしております。

下段の事項、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、被保険者から徴収いたしました保険料や保険基盤安定負担金を広域連合へ納付をする経費でございます。対前年度1,438万3,000円を減額をいたしております。こちらのほうは、鹿児島県後期高齢者医療広域連合からの指示によるものでございます。

次に、357ページを御覧ください。

事項、一体的実施推進事業費は、高齢者の保健

事業と介護予防の一体的な実施に係る事業費分でございます。対前年度997万6,000円を増額をいたしております。主な要因といたしましては、本年度の実施地域4か所が令和5年度より9か所に増えたことに伴います事業費等の増額でございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、前にお戻りいただきまして355ページを御覧ください。

1行目、後期高齢者医療保険料から4行目手数料までにつきましては、前年度と同内容の予算を計上をいたしております。

次に、5行目、一般会計繰入金は、一体的実施推進事業に従事します職員の人件費分の繰入れと、低所得者に係る保険料軽減に対する公費補填分でございます。6行目、保険基盤安定繰入金は、前年度と同内容の予算計上をいたしているところでございます。

続いて7行目、繰越金から9行目、償還金及び還付加算金につきましても、昨年と同様の計上をいたしております。

最後に、10行目、雑入につきましては、先ほど歳出の説明の際に申し上げました事項、一体的実施推進事業に係ります鹿児島県後期高齢者医療広域連合からの補助分でございます。説明欄の後期高齢者医療制度特別対策補助金といたしまして、インセンティブ分と一体的実施分をそれぞれ分けて計上いたしたところでございます。

○委員長（阿久根憲造）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）保険料の滞納があると思うんですけども、短期証の交付数というのはどのくらいなのでしょう。

○保険年金課長（山元 茂）後期高齢者に伴います滞納者の現状でございますが、令和5年1月末現在でございますけれども、滞納者数89人、短期証交付者16人でございます。

○委員長（阿久根憲造）質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久根憲造）質疑は尽きたと認めます。

これより、討論、採決を行います。討論はあり

ませんか。

[「討論あり」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）後期高齢者医療事業特別会計に反対いたします。

これはもう以前から批判が強く、世代で分けて高齢者の負担が重くなる仕組みになっております。しかも、今回、89の方が滞納され、短期証が16人と。以前の保険制度の場合は、この短期証というのを出さなかったんです。そういう点で、もう後期高齢者医療制度そのものの欠陥であるということを指摘して反対いたします。

○委員長（阿久根憲造）次に、本案に賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）これで討論を終わります。

採決します。採決は起立により行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（阿久根憲造）起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（阿久根憲造）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）質疑はないと認めます。

以上で、保険年金課の審査を終わります。

△委員会報告書の取扱い

○委員長（阿久根憲造）以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめに

については、委員長に一任いただきたいと思います。

については、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

△閉会中の委員派遣の取扱い

○委員長（阿久根憲造）次に、閉会中の委員会派遣についてお諮りします。現在のところ現地視察は予定しておりませんが、今後必要となった場合は、その手続を委員長に一任いただきたいと思います。については、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿久根憲造）御異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

△閉 会

○委員長（阿久根憲造）以上で、生活福祉委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会生活福祉委員会
委員長 阿久根 憲 造